

20  
20

# パートナーシップの強化

## 危機と好機ともに

---

日本の商環境に関するEBC報告書



パートナーシップの強化  
危機と好機ともに

日本の商環境に関するEBC報告書  
2020年

欧州ビジネス協会  
在日欧州（連合）商工会議所

## European Business Council in Japan European (EU) Chamber of Commerce in Japan

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である:

Austrian Business Council  
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan  
Czech Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Danish Chamber of Commerce in Japan  
Finnish Chamber of Commerce in Japan  
French Chamber of Commerce and Industry in Japan  
German Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Greek Chamber of Commerce in Japan  
Icelandic Chamber of Commerce in Japan  
Ireland Japan Chamber of Commerce  
Italian Chamber of Commerce in Japan  
Netherlands Chamber of Commerce in Japan  
Polish Chamber of Commerce & Industry in Japan  
Spanish Chamber of Commerce in Japan  
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

**President:**  
Michael Mroczek

**Vice-President:**  
Donald Bunkenburg

**Vice-President:**  
Armel Cahierre

**Vice-President:**  
Stefan Linde Jakobsen

**Treasurer:**  
Hans-Peter Musahl

**Board of Directors:**  
Harald Alge (Austria)  
Fabrice D. Tilot (Belgium/Luxembourg)  
Roman Watanabe (Czech)  
Stefan Linde Jakobsen (Denmark)  
Erik Ullner (Finland)  
Armel Cahierre (France)  
Donald Bunkenburg (Germany)  
Tony Andriotis (Greece)  
Loftur Thorarinnsson (Iceland)  
Yoshihiro Tsuchiya (Ireland)  
Oliviero Morelli (Italy)  
Noriko Negretti Saito (Netherlands)  
Piotr R. Suszycki (Poland)  
Guillermo Gutierrez (Spain)  
André Zimmermann (Switzerland)

**Chief Operating Officer:**  
Valerie Moschetti

**Chief Policy Director:**  
Bjorn Kongstad

**Communications Manager:**  
Yoko Hijikuro

EBC について :

欧州ビジネス協会 (EBC) は欧州 15 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在約 2,500 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の役員約 250 人が、EBC の 25 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州連合代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください:

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7  
三番町 POULA ビル 2F  
電話: 03(3263)6222  
Fax: 03(3263)6223  
Eメール: [ebc@ebc-jp.com](mailto:ebc@ebc-jp.com)  
ホームページ: <https://www.ebc-jp.com>

パートナーシップの強化  
危機と好機ともに  
日本の商環境に関する EBC 報告書  
2020 年

編集主幹: Bjorn Kongstad

© 2020 年 欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者: 欧州ビジネス協会  
在日欧州 (連合) 商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F  
電話: 03(3263)6222 Fax: 03(3263)6223  
Eメール: [ebc@ebc-jp.com](mailto:ebc@ebc-jp.com) ホームページ: <https://www.ebc-jp.com>

# 目次

EBCからのメッセージ.....	6
駐日 EU 大使からのメッセージ.....	7
はじめに.....	10
EBCについて.....	11
ビジネス関連	
人的資源.....	14
知的財産権.....	16
法律サービス.....	18
小売・卸売.....	20
税制.....	22
金融サービス	
資産運用.....	26
保険.....	28
運輸・通信	
航空会社.....	32
鉄道.....	34
電気通信機器.....	36
物流・貨物輸送.....	38
医療・衛生	
IVD (in vitro diagnostics).....	42
医療機器.....	44
医薬品.....	46
ワクチン.....	48
化粧品・医薬部外品.....	50
消費財	
酒類.....	54
食品・農業.....	56
産業	
自動車.....	60
自動車部品・アフターマーケット.....	62
航空.....	64
宇宙.....	66
防衛・安全保障.....	68
産業用材料.....	70
エネルギー.....	72
補遺	
Gold Star Sponsors.....	76
Blue Star Sponsors.....	77
Special Sponsors.....	78
Sponsors.....	79
Supporters.....	80
Board of Governors.....	81

本報告書の作成に当たりご協力いただいた、ゴールドスター、ブルースター・スポンサー各社に感謝の意を表します。

## Gold-Star

---



## Blue-Star

---



すべてのスポンサーは、本報告書巻末の補遺の章に記載されています。皆様のご支援に深く感謝いたします。

メ  
ツ  
セ  
ー  
ジ

## EBCからのメッセージ

欧州ビジネス協会の2020年版報告書「パートナーシップの強化 危機と好機ともに」をお届けいたします。昨年、EBCでは様々な改革を行いました。その一つとして、日本政府関係者や政治家への直接の経路として活用し、突発的な問題に適時に対応するため、12月ではなく6月にEBC報告書を発行いたします。

EBCと同様に、2019年と2020年は、良くも悪くも、変化の二年間でした。長らく待望されていたEU-日本経済連携協定(EPA)と戦略的パートナーシップ協定の発効は、日・EU間の貿易の改善に役立ちましたが、一方、先般のCOVID-19の流行は世界経済を麻痺させました。

2019年2月1日にEU-日本EPAが発効され、EUはスイスに次いで、日本との間で自由貿易協定を締結しました。この合意に至る過程は非常に長いものでした。EPAは、EBCと会員にとっては2006年に始まったといえます。当時は経済統合協定(EIA)という言葉が使われていました。本書はEPA発効後初めてのEBC報告書であり、これまでの様々な過程でご協力いただいた皆様には、常に感謝し続けております。この感謝の気持ちは、EBC会員のみならず、欧州委員会、日本政府関係者の方々、そして駐日欧州連合代表部の方々にもわたり及ぶものです。EUと日本双方のビジネスに及ぼすEPAの影響は莫大です。

しかし、EBCの役割はEPAで終結はしません。本報告書は、協定の範囲外にある日本における欧州企業の活動を妨げている数多くの問題を強調しています。こうした問題のいくつかは欧州企業特有のものですが、非常に多くの問題は国内外のすべての企業に影響を及ぼし、新製品を遅らせ、コストを膨らませ、消費者の選択肢を制限します。したがってEBCは、EBCの各委員会が引き続きこうした問題に焦点を当て、その解決方法について実際的な提案を行うことを期待しています。私たちの提案の大部分は、国籍にかかわらず、すべての企業や消費者に利益をもたらすことを強調したいと考えています。

残念ながら、COVID-19危機に言及しなければ、2020年について語ることはできません。小さく始まったことは、現在私たちすべてに影響を及ぼしています。企業レベルでは、サプライチェーンの問題、旅行の制限、顧客と直接面談することの困難さ(委員会報告書の一部はCovid-19の問題を提起)、個人レベルでは、ソーシャルディスタンスの維持や自宅待機、そして親族と会うことができないこと。この危機がいつ終わり、どのような長期的な効果が見えてくるのかは、時が経たないと分かりません。しかしながら、日・EU関係がこれまで以上に強固な関係を維持し、緊密な連携を継続していくことが重要になっています。

EBCの活動は、主要関係団体、特に欧州各国の商工会議所、EBCに加盟するその企業会員、また日本を代表するその他の企業団体の継続的な支援によって可能となります。比類のない洞察とガイダンスを提供し続けている駐日欧州連合代表部および欧州連合加盟各国の大使館と共に、EBCは今後とも日本における欧州企業の成功拡大に取り組みます。

本書の刊行を実現してくださった、巻末に名前が掲載されているすべてのスポンサー様、支援者様にも心より感謝申し上げます。EBCは、欧州と日本が相互通商と経済成長の新たなレベルに到達する手助けをすることを旨としています。私たちは、欧州と日本が引き続き緊密な関係を維持する中で、このような厳しい時期に、揺るぎない楽観をもって臨んでいます。

ミハエル・ムロチェク  
欧州ビジネス協会  
在日欧州(連合)商工会議所 会頭  
(奥野総合法律事務所・外国法共同事業  
外国法事務弁護士)

ヴァレリー・モスケッティ  
欧州ビジネス協会  
在日欧州(連合)商工会議所 事務局長

## パトリシア・フロア駐日欧州連合大使からのメッセージ

日・EU 経済連携協定 (EPA) は 2019 年 2 月 1 日に発効し、運用開始から最初の 10 ヶ月間で既に良い成果を上げています。同期間に EU の対日輸出は前年同期比で 6.6%増加し、日本から欧州への輸出は 6.3%増加しました。またこの協定を通じて、EU と日本は、世界で最大規模の 2 つの経済が保護主義を拒否するという力強いメッセージを発信しました。フィル・ホーガン通商担当欧州委員が正しく指摘しているように、「日・EU 貿易協定は、欧州と日本の市民や労働者、農家、企業に恩恵をもたらしています。開放性、信頼そして確立されたルールに対するコミットメントは、貿易の持続的な成長を促します」。

日・EU EPA は、世界貿易の 37%を占める、極めて意欲的な協定です。EU から日本への輸出に対して毎年課せられていた 10 億ユーロの関税の大部分は撤廃されます。協定が完全に実施されれば、日本は EU からの輸入品の 97%に対する関税を撤廃し、EU と日本の年間貿易額は 360 億ユーロ近く増加する可能性があります。また協定により、関税の撤廃だけでなく、欧州と日本の間の他の貿易障壁を取り除くことが可能になります。EU と日本は、将来の貿易障壁を防ぐためのプラットフォームを構築し、高い基準と共通の価値に従って、グローバルな貿易規則を形成するために協力します。

EPA は、欧州企業が輸出を増やし、日本で事業を拡大するための新たな機会を創出します。しかし、効果を発揮し目に見える恩恵をもたらすためには、EPA の実施を注意深く監視する必要があります。そうすることで是正措置を講じ、協定の条項や新たな障壁の抵触に関する正しい解釈を期し、大小の欧州企業の間で協定の利用率を最大限に高めることができます。

そのような意味で、私は、欧州ビジネス協会 (EBC) の日本の事業環境に関する 2020 年度の報告書でメッセージを述べる機会を与えられたことを嬉しく思います。EPA が成功するには、欧州企業に EPA の存在が十分に認知され、その活用方法を知ってもらう必要があります。そのため、EBC の報告書は、日本の欧州経済界の間で EPA に関する認知を高め、情報を拡散するための極めて重要なツールです。こうした取り組みを通じて、また協定の実施を注意深く見守ることで、EBC は、EPA の成功を確かなものにする上で重要な役割を果たすことができます。

駐日 EU 代表部は、今後も引き続き EBC と緊密に協力し、欧州の産業の日本市場へのアクセスを支援し、日・EU 間の協力を強化・拡大することに取り組んで参ります。

パトリシア・フロア  
駐日欧州連合特命全権大使



はじめに

## はじめに

2019年と2020年は、日本における欧州企業の商環境にかなりの変化が見られた。我々は、経済連携協定(EPA)の発効及びその実施を見てきた。現在、この合意の2年目に入っており、EBC委員会は、この合意の直接の結果として、それぞれの問題と提案にかなりの変化を見ている。ただし、一部の委員会はこの協定に直接の影響を受けておらず、まだ解決されていない問題も残されていることを指摘しておく必要がある。それでも、EBCはEPA後の動向を非常に前向きに見ている。

その例として食品部門があげられる。関税はかなり下がった。その結果、消費者向けだけでなく、日本の食品産業への食材としても、欧州の食品が流入している。EBCは、関税のさらなる引き下げと割当量の増加に伴い、この傾向は今後も続くと考えている。また、欧州製品の新しく改善された競争優位性を確信する必要があるため、新規顧客を見つけるのに時間がかかることにも触れておく必要がある。

また、同様の例として、金属・化学物質の産業用材料分野では、欧州原産地の関税を全面的に撤廃している。部分的には商品市場にとって、たとえ少額の関税引き下げであっても重要な役割を果たす。また、公共調達市場へのアクセス改善など、協定の他の部品による市場アクセスの改善に言及することも重要である。これは、2020年2月の運用安全条項の撤廃により、鉄道関連製品の調達市場へのアクセスが可能となる鉄道部門で最も顕著である。しかしながら、これには、協定によって提示され、約束されたことが適切に実施されることを確実にするための監視が必要である。これは鉄道部門だけでなく、他の部門にも当てはまる。

残念ながら、ほかの主要な外的要因はCOVID-19である。これは、欧州、国内にかかわらず、産業だけでなく、社会全般に広範な影響をもたらしている。EBCのいくつかの委員会はCOVID-19の問題を提起し、その分野に特有の提案を提供してきた。日本は「在宅勤務」を支援し促進し続けなければならない。企業はこれについての方針を打ち出しているが、いくつかの障害が浮き彫りにされている。その例としては、多くの書類にハンコが必要であること、公式の通信にファックスが使用されていること、また、特に金融分野では物理的にオフィス居る必要があることなどが挙げられる。欧州の企業は、過去に実施されて以来、テレワークについては進んでいる一方、国内産業の一部が苦戦していることは明らかである。EBCの会員は、日本企業と非常に緊密に協力しているため、これについても影響を受けている。

本報告書に記されたアイデアと提案は、EU-日本間の通商および投資の潜在力が十分に発揮されることを心より願う日本政府・欧州連合をはじめとする全関係者の皆様の考え方に対して、建設的に貢献すると確信している。

### 本報告書の構成

この「はじめに」に続く25章は、EBCの各産業分野別/専門委員会によって執筆されており、過去1年間の日本の商環境における主要な問題点や進展を要約するとともに改革へ向けての具体的な提案も行っている。

# 欧州ビジネス協会について

1972  
年に設立

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 15 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けてきた。EBC は 2008 年、在日欧州（連合）商工会議所として経済産業省に登録された。

25  
の産業別  
委員会

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在約 2,500 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。約 200 社の会員企業の役員約 350 人が、多岐にわたる産業セクターをカバーする EBC の 25 の産業別委員会の 1 つまたは複数に直接参加している。

200  
社の会員  
企業

EBC の各産業別委員会は、会員企業が日本でポテンシャルをフルに発揮することを阻んでいる諸問題を特定し、商環境に関する EBC 年次報告をはじめとする広範囲にわたるロビー活動ツールを用いて、問題解消による変革実現を目指している。

EBC はまた、駐日欧州委員会代表部、欧州各国大使館および他のビジネス団体と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本において開かれた通商・投資環境を創出する方法についての日本政府への提案を行っている。

## 変革の一翼を担う - EBC への入会

EBC は、日本経済に恒久的な変化をもたらす立役者です。EBC の既存の産業別委員会に参加することで、あるいは新たな委員会を結成することで、企業は、日本で起こりつつある重要な変化について知るだけでなく、変革に自ら影響力を及ぼす重要な役割を担う機会もあります。

EBC に入会することで、次のような機会に恵まれます。

- 政治フォーラムで取り上げられた課題に取り組む。
- 貴社の産業分野の重要情報にアクセスする（EPA の実施状況）。
- 欧州の他のプロフェッショナルとの貴重なコンタクト。
- 貴社が抱く規制上の懸念について EBC の傘下で問題点を整理して解消する上でのアドバイス。
- 日本の官僚および政治家への直通チャネル。

## EBC へのお問い合わせは、下記まで：

ヴァレリー・モスケッティ、事務局長  
vmoschetti@ebc-jp.com  
03-3263-6225

ビョーン・コングスタード、チーフ・ポリシー・ディレクター  
bkongstad@ebc-jp.com  
03-3263-6224



# ビジネス関連

人的資源  
知的財産権  
法律サービス  
小売・卸売  
税制

# 人的資源

## はじめに

本編の執筆中、世界中に広がるCOVID-19の流行は特別な国際事象であり、政府や企業の資源に課題を投げかけ、労働者や社会全体のために迅速かつ協動的に保護措置を実施する必要性を示している。日本においても、前例のない危機は在宅勤務を含む、新しく柔軟な働き方を促進する政策や技術の利用の加速化の必要性を示している。

他方、EBC人的資源委員会は、政府の働き方改革の中心的な柱として、残業の削減による労働時間の短縮を目指す安倍政権の政策方針後押しされ、労働時間に焦点を合わせた、より大きなワーク・ライフ・バランスの改善を促進するイニシアチブを支援している。具体的には、2019年4月からの労働基準法改正により、調整可能労働時間の期間が3か月に延長されるなど、フレックスタイム制度の充実、年次有給休暇の最低5日の使用を確保する政策と同様、EBCにとっても正しい方向への前向きなステップと捉えている。残業時間の制限については、45時間/月、360時間/年となっており、特に中小企業においては、2020年4月以降、これがどのように実践されているかがより注目される。EBCは、政府のイニシアチブを高く評価すると同時に、低付加価値の労働慣行の削減、遠隔勤務(テレワーク)の促進と先進技術の受け入れなど、仕事のやり方を改善するために講じることができる措置を通じて、生産性と柔軟な働き方を促進するための幅広い活動を奨励している。

日本の労働市場は、高齢化と少子化が経済成長と競争力の課題となり逼迫している一方で、労働市場の改革と規制緩和の機会とも捉えることが出来る。企業にとって、このような状況は、低い失業率と相まって、労働市場における限られた積極的な求職者数、熟練労働者と非熟練労働者の不足を招いている。

EBCは、女性の労働への積極的な参加を促進し、企業に指導的地位における女性の増加を求めるという政府の方針に賛同する。「働く親」への支援向上に向けた取り組みは、目に見える具体的な支援が必要な重要な取り組みであるといえる。例えば、政府はより多くの公的な保育施設や民間の保育サービスを提供するための取り組みを続け、男性の育児休業の取得を支援し、奨励する必要がある。この目的に向けて、EBCは、父親の育児休業に対する社会の意識や態度を変えるためのさらなる努力が積極的に推進されるべきであると考えている。

日本政府は、外国人労働者に「選ばれる国」になるための措置を推進しており、EBCは、経済全体にプラスの効果をもたらすとともに、個々の企業にイノベーションをもたらす取り組みであると評価している。例えば、「高度人材ビザ」の拡大など、外国人プロフェッショナルの増加を図るものであり、2019年7月からは、高度人材を対象としたビザのオンライン申請を実施する等、代理店や雇用主への申請時の申請手続きの簡素化を図っている。また、技能の低い労働者に関する法改正については、2019年4月から新しい外国人労働者の雇用率を引き上げるプログラムを導入し、14分野の「特定技能ビザ」の労働者を5年間で34万人が日本に入国出来るようにする計画を策定した。EBCは、ビザの採用を増加させるための措置のさらなる見直しと、工場等における急激な労働力不足を緩和することを目的としたこれらの措置を評価する。EBCは、このプログラムの必要性と、職場や日常生活におけるこれらの労働者の文化的統合という観点から、さまざまな課題を克服することが重要であると考えている。

年金という重要なテーマについて、日本政府は、2001年の確定拠出年金法の導入以降、事業主がより柔軟で魅力的な年金制度を従業員に提供できるようにするための一連の改定を展開してきた。現在の人口動態の傾向と、これが日本の社会保障制度に及ぶことが避けられない状況を踏まえると、投資教育プログラムのさらなる充実や、個人が基金への拠出を増やす能力を含む、個人が自分自身の退職に備えて財政的に備えることを奨励するさらなるインセンティブが創出されることが不可欠である。

## 主要な問題および提案

### ■ 労働市場規制及び職場の柔軟性

年次現状報告: 若干の進展あり。グローバル化が進む世界において、日本の将来の繁栄は、高齢化する人口を支え、経済を牽引する高度に熟練し、多様で競争力のある労働力を確保することにかかっている。その鍵となるのは、より柔軟な働き方を可能にする政策、例えば女性の労働への参加拡大、あるいは外国人労働者の新たな導入である。EBC は、日本政府に対し、職場におけるより大きな生産性向上と、従業員と雇用主双方にとっての柔軟性の改善に重点を置くことを強く求める。

#### 提案:

- 実力と実績に基づく競争的な労働人口の創出を奨励する法を導入する。従業員の適切な保護は必要であるが、使用者はまた、一部の労働者の雇用を解除するための法的枠組みを必要とする。また、影響を受ける労働者への補償方法について明確な規則を設けた制度についても同様に適用する。
- 企業に対し、これを支援するための政府のガイドラインを提供することにより、より多くの従業員が遠隔勤務を含む柔軟な働き方を利用できるような政策を策定するよう奨励する。成果よりも物理的な存在を重視する職場文化を克服することが、主要な重点分野である。
- デジタル化や人工知能を日常業務に取り入れるなど、職場の生産性向上に資する技術の普及を積極的に推進する。
- 女性の労働への積極参加、男性の家庭における活動への参加を支援するため、十分な保育施設を確保することにより、ワーク・ライフ・バランスを支援するために必要なインフラを増強し、改善する。
- 公立の保育所に提供されるものに準じた財政支援を企業に提供することによって、企業が保育施設を設けることを奨励する。
- 配偶者特別控除を廃止する。
- 日本の政府と大学は、企業のニーズの変化を踏まえ、学生のうちに職務経験を取り入れるためのインターンシッププログラムを推進すべきである。
- 「高度技能職制度」を、従業員権利の適切な保護を保ちつつ、現行制度よりも低い収入しか得られない従業員にまで拡大するために労働法を改正する。高いスキルと高いモチベーションを持つ人材は、労働時間ではなく、アウトプットに基づいて仕事をしたいと考えている。

### ■ 年金制度

年次現状報告: 徐々に進展。2001 年の確定拠出(DC)年金法は、事業主がより柔軟で魅力的な年金制度を従業員に提供できるように一連の改定を導入した。しかし、個人が自身の退職に備えて財政的な準備をすることを奨励するためには、さらなるインセンティブが必要である。一方、欧州数カ国との間では、国民の利益のために社会保障協定が締結または交渉されており、日本の年金制度への強制拠出は全額払い戻し可能となっている。これは、欧州諸国だけでなく、近隣諸国との関係においても重要である。

#### 提案:

- 確定拠出年金の拠出限度額を引き上げ、企業年金制度の更なる充実を可能とする。
- 年金の脱退一時金制度を拡充し、日本駐在員への企業拠出分を含む掛け金の還付を拡大する。

### ■ 入管法および入管政策

年次現状報告: 大いに進展。政府は、移民政策や規制緩和について、ますます積極的なアプローチを取る必要がある。いくつかの業種は目下、人手不足に悩んでおり、これは、主要な都市部といくつかの地域では、熟練労働者と非熟練労働者の双方に当てはまる。

#### 提案:

- オンライン・ビザ申請およびビザ期限延長の範囲を拡大する。
- 大学学位未取得者について、経験年数要件を10年から5年に引き下げる。
- 事実婚パートナーシップ、または同性婚のパートナーに関するビザ手続を正式化する。
- 「特定技能ビザ」の非高等技能労働者への普及と職場・社会への統合を促進するための具体的措置について、引き続き見直しを行う。

## Mr. Laurent Dubois

Chair, Intellectual Property Rights Committee

(Representative, Union des Fabricants)

c/o Union des Fabricants

SK Bldg. 3F, 1-5-5 Hirakawacho

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0093

Phone 03-3239-3110

Fax 03-3239-3224

# 知的財産権

## はじめに

日本では、高級ブランド品は2つの販売チャネルの1つを通して消費者の元に届く。すなわち、正規の販売業者、または並行輸入業者のどちらかである(並行輸入品の販売は、日本では違法ではない)。高級ブランドは正規販売店またはインターネット・サイトを通じて売上を伸ばすことに努めているが、商品イメージを保護する必要があるため、ほかの流通業者を利用してのネット販売に取り組むことには積極的であるとは言えない。高級ブランド品やトップブランドオーディオ製品の真正品に「並行輸入品」と称する模倣品が混然一体となりオンライン・マーケットで販売されている。ほかの多くの国々の場合と同様、日本で流通している模倣品の第一位の製造・輸出者は中国であり、日本に流入する偽商品全体の92.2%を占めている。

2019年には、1,000,000点以上の模倣品が税関によって水際で差し止められた。税関がすべての輸入品を検査するのは不可能であることを考えると、この数字はたぶん、偽商品輸入量全体のほんの一部にすぎないと想定できる。日本では、「個人使用」目的の模倣品の購入が禁止されていないため、一部の模倣品の流入をたとえそうと分かっても阻止することができない。

最近まで、日本の多くの消費者は、それと知りつつ模倣品を買っていた。しかし、現在の主な論点は、消費者を欺いて、本物のブランド品を買いたいと思っている消費者に模倣品をつかませる、または、支払いだけさせ何らの物品も届かない、クレジットカードなどの購入者情報を盗む不正ウェブサイト(ほとんどは海外で運営)への消費者のアクセス回避をいかにさせるかである。消費者庁は、模倣品をうっかり買ってしまった消費者を支援するための越境消費者センターを設置している。また、同庁は、ウェブサイト上で、模倣品を販売しているオンラインストアの名称を公表している。さらに、警察庁は、ウェブブラウザによる警告表示を可能にするため、模倣品を販売しているウェブサイトに関する情報をセキュリティソフト販売会社や国際的な団体であるAPWG(フィッシング対策ワーキンググループ)に提供することによって、消費者を保護している。

大手ネット通販サイトのYahoo!、楽天も、模倣品撲滅面で重要な役割を果たしている。例えば、模倣品や違法業者に関しての情報を知的財産権保有者団体を通じ、各ブランドと定期的に交換することによって、運営するサイトの浄化に努めている。運営するショッピングサイトの「浄化」するために、掲載された商品が例えばとりわけ安い価格や消費者から寄せられた情報により模倣品であると疑われる場合、関係ブランドと協力して、その商品を試験購入して、本物かどうかを確認する。商品が模倣品と判明した場合には、掲載した業者は即刻サイトから追放するというも行っている。発展が目覚ましいフリマ・アプリでは、一部のサイトは、模倣品撲滅に注力し既存のオークションと同じある程度満足すべき結果を得るに至っている。他方、一部のサイトは、模倣品対策が不完全であり、模倣品の流通を防ぎきれない状況から依然として脱していない。

最後に、模倣品を排除するための枠組みを設ける協調的取り組みが日本の各方面によって行われている。そうしたアプローチのいくつかは、欧州や米国で適用されているものより先進的である。しかし、問題もまだある。具体的には、「個人使用目的」の模倣品の販売を規制するため方法について検討をする必要がある。これらは、インターネットでの模倣品の販売増加の問題解決の一助となるはずである。

## 主要な問題および提案

### ■ 日本および海外のオンラインモールから模倣品を排除するための対策の継続及び強化

年次現状報告:進展なし。大手CtoCは自社サイトにおける模倣品の比率を1%前後まで引き下げること成功しているものの、一部のBtoCは、権利者と連携し自らも対策を行うという必要な対策をとる姿勢にない状況にある。大部分である対策に積極的なBtoCでも対策がスピード感をもって進まない原因の一つとして、アップロードされるほとんどの画像データが真正品のものであり、で当該商品が模倣品かどうかを判断できず、本物かどうかを確認するには試験購入がしばしば必要になることである。さらに、いくつかのフリマ・アプリに関しては、中国からの模倣品出品の標的となり模倣品対策が未だ追いついていない。特に、主要マスコミが断続的に報道したため、前述の一部のBtoCの市場状況が好ましくない事は、周知されている状況にある。今後は、既に行われている対策に加えて、特定商取引法等による規制強化等をおこないより一層の対策の強化が望まれると思料している。

#### 提案:

- BtoCから模倣品を排除することを目的として、日本の特定商取引に関する法律を改正などし、インターネットで販売されるブランド商品に対するチェックや出品者の身元確認を強化すべきである。さらに政府は、ISP、流通業者、知的財産権保有者に対し、この分野における民間の取り組みを推進するための独自の模倣品防止対策ガイドラインを設けるよう促すべきである。
- 模倣品販売サイト、不正サイト、海外サーバーに置かれたなりすましサイトに対しては、検索エンジンからのサイトの削除といった対策をとるべきである。
- 既に、政府は、ISP事業者と権利者の模倣品対策を協議する場への未参加のISP事業者に対する合流の呼びかけに努めてきているが、今後もこの施策を継続すべきである。

### ■ 「個人使用目的」の模倣品輸入の禁止の法制化もしくは法解釈の変更

年次現状報告:進展兆しあり。「個人使用目的」での模倣品の輸入・購入が日本では合法とされていることは、模倣品を商業目的で輸入する業者に抜け穴をもたらす。その結果、税関は模倣品の摘発に人手と時間を浪費した挙句、結局は輸入許可を与えるしかなくなってしまう。「知的財産推進計画2019」で政府は、「個人使用目的」での模倣品の輸入を規制する事についての検討を継続することを決定している。商標法を改正するもしくは輸入される模倣品の所有権は通関時に於いては販売者にあるとの法解釈を確立して輸入を規制するなどして実効性のある結果を得られるようにすべきである。

#### 提案:

- たとえ「個人使用目的」であっても、模倣品の輸入は、法令等によって規制されるべきである。
- 商標法の改正もしくは法解釈を変更すれば、輸入を規制でき、現状を改善することができると思料する。

## Ms. Rika Beppu

Chair, Legal Services Committee

(Partner, Squire Gaikokuho Kyodo Jigyo Horitsu Jimusho)

c/o Squire Gaikokuho Kyodo Jigyo Horitsu Jimusho

Ebisu Prime Square Tower 16F.

1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo 150-0012

Phone 03-5774-1885

Fax 03-5774-1818

# 法律サービス

## はじめに

EBCは、外国法事務弁護士(「外弁」)が外弁として登録するための職務経験要件に関する日本の法律の改正が見込まれることを喜ばしく思う。現在のところ、3年の職務経験が必要とされ、うち2年は海外での職務経験でなければならない。法務省の外弁制度に係る検討会は、海外での職務経験要件を2年から1年に短縮すること、ならびに、法律改正の実施を条件として、外弁と日本法弁護士の共同での法人(B法人)設立を可能にすることを提案している。

1. 2015年を通じて開かれ、2016年7月5日に発表された報告書で集約された上記検討会による提案内容をもとに「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」(昭和六十一年五月二十三日法律第六十六号)(以下、同法)の以下の改正が、2020年春の国会に上程された。審議と承認が衆議院でなされ、参議院で法改正案が同様に承認され、最終審議が衆議院で行われた後、2020年5月22日に参議院が変更を正式に承認し、それによって改正案が制定されたことになる。いったん制定されれば、法律の変更が実施されるのは数カ月後のことと理解している。我々は、同法の改正が遅くとも2020年9月までに実施されることの確認を待っている。

1.1 現行の3年の職務経験要件(うち2年は海外での職務経験であること)は、3年(うち1年は海外での職務経験であること)に変更される。

1.2 外弁と日本法弁護士の共同での法人(B法人)設立が可能となる。

1.3 同法の下での「国際仲裁事件」の範囲は、そうした仲裁事件に外弁が関与できるよう明確化される。例えば、(1)「国際仲裁事件」は日本を仲裁地としなければならないという条件、ならびに、(2)「国際仲裁事件」は、主要な事業所または本社が海外にある少なくとも一方の当事者の関与が必要という条件は、(1)仲裁地は日本である必要はない、および、(2)少なくとも一方の当事者の株式または議決権の過半数が、海外に住所がある法人または個人によって保有されること、へと改正されることになる。

2. 外弁の承認・登録制度の透明性および承認・登録手続の簡素化:必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日弁連が協議を行うために設けられた場からの更新情報を歓迎する。この場合は、外弁の承認・登録に係る手続とタイミングの透明化・簡素化・迅速化を狙いとしている。

EBCは、上記の1.1、1.2、1.3項の事項を反映した法改正およびその制定を歓迎する。EBCは今後とも、外弁登録前の職務経験要件の撤廃を提案し続ける。とりわけ、最終的な成功は、外弁が適切に参加し、外国法曹界の見解に十分な配慮が払われつつプロセスが公正に実施されることによることから、EBCは提案全体の展開を引き続きつづきに見守っていく。

## 主要な問題および提案

### ■ 外弁の認定と承認

*年次現状報告: 見込まれる法律改正が実施されればかなり進展。* 日本で外弁として登録するためには、外国弁護士は、本国法について3年間の専門実務経験を有していなければならない。うち2年は、日本以外の国で実務経験を積みねばならない。この規則は、日本法弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本法弁護士は、弁護士として認定される前に資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、外国弁護士は資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさないとEBCは考える。こうした規則を設けるにしても、重要なことは、本国法における経験であって、どこでその経験を積んだかではない。外国弁護士を外弁として認める手続も、依然、外国の法律事務所や個人に不当なコストを課している。申請書の様式が簡略化されたことにより外弁登録申請プロセスは一般的には短縮されてきたが、法務省と、日弁連・単位弁護士会の各委員会双方から承認を取得することが求められるため、必然的に遅れが生じている。外弁制度は実施から30年以上が経過して徹底的な見直しを必要としている。制度の見直しは、現在見られる不満を相当程度解消しうらう。

#### 提案:

- 外国弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を全て廃止すべきである。最低限、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず認めるべきである。
- 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化することに、引き続き重点を置く必要がある。
- 現行制度の見直しを行って、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった変更を可能にすべきである。これは、現行制度にからむ不満の排除に大いに役立つだろう。

### ■ 支店

*年次現状報告: 2016年7月の検討会の提案が法制化されればかなり進展。* 外弁事務所の法人化を認めることによって複数の支店を開設できるようにする法律が2014年によく可決された。しかしながら、新しい法律は、外弁と日本法弁護士が共同で法人を設立することを認めない。その結果、2014年の法律の有用性は深刻に制限される。我々は、外弁と日本法弁護士と一緒に法人を設立することを認める法律の変更が制定されたことを確認しており、遅くとも2020年9月までに改正後の法律が実施されることの確認を待っている。

#### 提案:

- 外弁と日本法弁護士が共同で法人を設立することを認めるよう法律を改正する。それよりさらによいのは、時代遅れで、国内外いずれの法律事務所のニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限をただ単に廃止することである。

### ■ 外弁が関与できる国際仲裁事件の範囲

*年次現状報告: 法改正が実施されるまで合理的な進展。* 我々は、遅くとも2020年9月までにこの法改正が実施されることの確認を待っている。

#### 提案:

- 外弁がより積極的に「国際仲裁案件」に関与することができるよう、その定義と範囲を明確化し、改正後の法律を制定・実施すること。

### ■ 有限責任

*年次現状報告: 進展なし。* 外国弁護士だけでなく、日本法弁護士のためにも、日本で活動する弁護士向けに、諸外国の慣行に沿った有限責任構造を導入することを引き続き提案する。外国弁護士に関しては、これは、個人としての活動ではなく本国の事業体の支店を通しての活動を認めることによって実現しうらう。

#### 提案:

- 外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国の事業体の支店を通して日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。

## Mr. Karl Hahne

Chair, Retail & Wholesale Committee

(President & Representative Director, Häfele Japan K.K.)

c/o Häfele Japan K.K.

14-17 Kami-shinano

Totsuka-ku, Yokohama 244-0806

Phone 045-828-3117

Fax 045-828-3119

# 小売・卸売

## はじめに

日本の小売市場は依然、世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。欧州の小売業者のプレゼンスがおおかた高級品分野に限られていた長年の期間を経て、ここ10年は、ファストファッションとホームインテリアの両分野で欧州の新しい小売業者が急速に地位を確立してきた。そうした小売業者の成功は、日本の消費者により幅広い選択肢や、往々にして買い得な価格を提供し、また多くの場合、これまで手に入らなかったまったく新しい商品の提供を通じて明らかに恩恵をもたらしている。それは、相当の雇用を創出するとともに、従来悲惨な状況にあった都市の再活性化を助けることによって、日本経済全体にも利益をもたらす。欧州の競争相手の進出により、グローバルな競争力をさらに強化するインセンティブがもたらされるため、日本の小売業者や卸売業者自体にプラスになる。

EU-日本EPAの実施に伴い、欧州の製品やサービスにとっての市場アクセスは改善した。関税は引き下げられた。ほとんどの場合、関税はEPA発効初日にすでにゼロに下がった。EBCは、EU-日本間の基準や規制の一層の統合化も期待している。統合化が困難な場合、または実現に時間を要する場合には、基準、認可、試験結果の相互承認を通じて状況を改善すべきである。EUと日本は共に、消費者保護を実現するためのしっかりとした制度を有しているため、消費者保護が縮小することはないことをEBCは指摘しておきたい。我々は、EUと日本がこの点で緊密に協力し、EPAにおける規制協力メカニズムを活用することを希望する。

欧州の卸売業者と小売業者は、日本市場において依然、グローバル規模のロジスティックスを活用することを困難にする相当の障壁に直面している。これはコスト増大をもたらし、したがって日本の消費者にとっては価格上昇をもたらす。政府は、欧州の基準をすでに満たしている製品に独自の国内規則・規制を適用することを依然として求めている。EN (欧州規格) およびISO 規格またはCE (*conformité européenne*) マークの受け入れに日本が難色を示すことは、新製品の市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBC は、消費者保護に関する政府の懸念を共有してはいるものの、欧州の規則はこの同じ懸念に十分以上に対処しており、安全かつ良質な製品を保証していると確信している。したがって、規則と規制の相互承認は意味があり、すべての市場参加者にとって公平な競争条件を生み出すだろう。欧州の小売業者や卸売業者が直面している障壁のほんの一例は、消費者庁が定める日本特有の品質表示規程である。その他には、SI 単位系 (国際単位系) 以外の非許容、食品衛生法の器具・容器包装の輸入申請手続き、国際基準と欧州の認可の不承認などがある。さらに消費者製品の輸入・認証・表示の統合化されていない手続は、不要に高コストかつ複雑である。

日本の電気用品安全法、通称電安法もまた、小売業者と卸売業者にとって不要なコストと複雑さをもたらしている。経産省は、この法律の対象となる電気用品名をリストに挙げている。しかし、特定の製品がどの電気用品に該当するか、または対象外かの判断は容易ではなく、適用すべき試験規格の特定に不確かさを招いている。加えて、この分野では真の統合化が欠如しており、IEC (国際電気標準会議) 規格と同等の日本の規格が採用される場合でも、必ずしも最新更新版のIEC規格に準拠していない。

最後にEBCは、セーフハーバーのない垂直的制限規制の見かけの緩和以後の日本の独占禁止法や、小売業者と卸売業者に対する、明確な判断基準を伴わない下請法の施行についても懸念している。結果、この法律の適用は一層予測不可能で不透明になっており、そのため、法令順守が一層困難となっている。こうした状況につけこんで市場が操作される切実なリスクがあるため、EBCは公正取引委員会 (公取委) に対し、法令順守を行いやすくする明確なガイダンス文書を可及的速やかに出すよう要望する。

## 主要な問題および提案

### ■ 法外なコストのかかる輸入認可・試験・認証

*年次現状報告: 若干の進展。* 政府は、欧州基準や国際基準をすでに満たしている製品に独自の規制を適用することを依然として求め、通商を害している。EBCは、厚労省が食品衛生法の器具・容器包装に関するポジティブリストを諸外国と整合化するよう要望する。

**提案:**

- 厚労省は、器具・容器包装に関する現行のポジティブリスト案について、諸外国との整合化を確保すべきである。さらに、リストを英語でも提供することが重要である。
- 日本は、SI単位系も併記される場合には、計量器への一般的な非SI単位系の記載を許容すべきである。
- 技術基準の導入を避けるとともに、規格とその適用範囲に関する詳細な情報が英語で簡単に手に入るようにすべきである。

### ■ 規制上の協力

*年次現状報告: 新たな問題。* EPAは、日-EU間の規制上の協力を規定している。EBCは長年、双方が協力して、重複試験が排除され、規制や基準が異なるが故に製品がどちらかの市場向けに特別に開発される必要がないことを確認するよう求めてきた。

**提案:**

- EUと日本は、両地域間のより良い調和を達成するために協働し、いずれかの市場において製品を販売する場合には、再試験を避けることを目的とすべきである。

### ■ 表示

*年次現状報告: わずかな進展。* 家庭用品品質表示法改正はいくつかの改善を導入したが、表示規程は依然として詳細にすぎ、小売業者にとって融通性に欠け、表示は消費者にとって複雑すぎる。

**提案:**

- 消費者の製品理解を助け、小売業者にとっての融通性を導入するため、表示法を改正すべきである。

### ■ 酒類の通信販売の制限

*年次現状報告: 進展なし。* 通信販売(ネット販売を含む)により、県境を越えて行われる酒類小売販売は制限されている。さらに、古い免許を規制対象外とすることは新規参入者にとって不公平である。

**提案:**

- 日本は、酒類小売業免許制度内の通信販売制限を廃止すべきである。
- 日本は、古い免許を制限対象外とする慣行をやめるべきである。

### ■ 競争法／独占禁止法

*年次現状報告: 進展なし。* 日本の独占禁止法は、垂直的制限における市場シェアの小さい競争者にも「市場支配力」の認定、依存関係の有無と無関係に「優越的地位」の認定を含んでおり、グローバルな慣行と異なる。下請法は明確な判断基準を欠いており、「イエローカード」違反通知は説明を欠いている。

**提案:**

- 独占禁止法を、グローバルな慣行と整合化すべきである。
- 透明性がなく、法的根拠も明確な判断基準も欠いている「イエローカード」方式を廃止すべきである。

## Mr. Hans-Peter Musahl

Chair, Tax Committee

(Partner, Ernst & Young Tax Co.)

c/o Ernst & Young Tax Co.

Hibiya Mitsui Tower, Midtown Hibiya, 1-1-2 Yurakucho

Chiyoda-ku, Tokyo 100-0006, Japan

Phone +81-90-9848-6525

# 税制

## はじめに

EBCは、投資家にとっての日本の魅力を高めるための政府の継続的な取り組みを歓迎する。世界と日本経済に影響を与えるコロナ危機によって引き起こされた前例のない課題は、2020年4月と6月の2度にわたる史上最高の補正予算をもたらし、欧州企業が日本で活動する税制環境にも大きな影響を及ぼした。

また、「2020年度税制改正」においても、世界経済のリーダーとして、自律的・自律的かつ持続的な経済成長に最大限貢献することを目指している。ほぼ当然のことながら、COVID-19の景気刺激策は、増大する赤字によって賄われており、ある時点では、税制歳入の増加によって補わなければならない。したがって、近年行われてきた課税ベースの拡大は今後も継続することになる。残念ながら、法人税率引き下げといった一部の政策をよそに、政府の全体的アプローチは必然的に、潜在的な海外投資家にとっての日本の魅力に悪影響を及ぼすことになる。

EBCは、短期・中期の在留外国人に益する先ごろの相続・贈与税法改正を高く評価する。しかしながら、香港とシンガポールのアジア投資ハブは、とりわけ域内に長期的に居住することを望む人々にとって、2020年6月30日の期限までに撤退税制が国際企業家を追いやることになるため、個人にとって引き続きより魅力的な税制管轄地域であり続けるであろう。

EUと日本との二国間通商・投資は、日本と個別のEU加盟国との間の最近の租税条約や、OECDの「税源浸食と利益移転」(BEPS)アクションプランの下で策定された多国間協定の仲裁規定で規定されているような二重課税から大きな恩恵を得ている。しかし、EU加盟国の大半(すなわち、ブルガリア、チェコ共和国、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア)との日本の租税条約は依然、配当、使用料、利子に関する源泉徴収税の相互廃止といった、多国間協定の範囲外の分野に関する免税を欠いている。ギリシャ、キプロス、マルタとの間では条約は締結されておらず、一方、クロアチアとの間では条約が締結され、ギリシャとの間で交渉が開始されている。

要約すれば、政府によってこれまで行われたいくつかの税制改革は対日投資の奨励・支援に向け適切な方向を目指しているとEBCは見なしているものの、いくつかはそうした目標に真っ向から逆らう働きをする公算が大きい。したがって、政府が見込む成長は達成が困難だろう。多額の財政赤字への対処がなされないまま、この問題の想定された解決法として税収が利用される限り、この状況は今後も続くだろう。

## 主要な問題および提案

### ■ イノベーション、オープン・イノベーションを促進する税政策

*年次現状報告:ほとんど進展なし。*イノベーション集約型の産業は、成長と雇用の重要な推進要素である。研究開発およびイノベーション促進優遇税制は、研究開発活動と関連の(海外からの)投資を奨励するための効果的な手段として世界的に認められている。日本の規則は日本国内でこむる研究開発および(オープン)イノベーション費を税務上多少考慮しているものの、現行の税額控除は一般に(利用可能性の面でも租税特典の面でも)あまりにも範囲が限られており、外国企業による潜在的な研究開発ロケーションの選択における決定的要因とはなり得ない。とはいえ、研究開発費増加や新規にスタートした活動により高い税額控除率を適用する決定は歓迎されるものであり、日本での研究開発方針を見直す外国企業は、研究開発費が中央の本社によって負担されるのではなく、現地の日本法人によって負担されるのであれば、この決定から恩恵を受けうる。しかし概して言えば、研究開発活動のロケーションとしての日本の国際的魅力を維持・向上することを望むのなら、日本は現行の研究開発税務政策を改める必要がまだある。さらに、現行の研究開発優遇税制は、研究開発費を現地で支出していない企業や赤字を出している企業には利用できないため、多くの外国企業および新興企業にとってほとんどメリットがない。

#### 提案:

- 研究開発活動のロケーションとしての日本の国際的魅力を維持・向上するために、外国企業および新興企業の特種な立場に特に注意を払って、現行の研究開発税務政策を改める。

### ■ 役員の報酬

*年次現状報告:新たな問題。*先ごろの税制改革は、業績連動型の取締役報酬の控除可能性を制限する不利な取締役報酬課税規則のある程度の免除を提供した。しかしながら、実際上、この免除は、有価証券報告書を発行する上場企業にしか適用されない。とりわけ中小企業や外資系企業はこの改革を活用することができず、結果的にこうした企業は、税引後利益から業績連動型取締役報酬を支払わなければならない。

#### 提案:

- 中小企業ならびに外資系企業にとっての免除の障壁を取り除いて、妥当な業績連動型取締役報酬の控除を可能にする。

### ■ 税申告期間の延長

*年次現状報告:若干の進展。*消費税制の提出期限は1カ月延長され、COVID-19危機の影響を受けた企業に対しては、遅延申告ペナルティの免除が導入された。日本の法規は、企業や個人に対し、暦年度末または会計年度末後2~3ヶ月以内に納税申告書を提出することを義務付けている。日本の極端に短い申告期限は、税申告の質と、申告書を作成する人の勤労・家庭生活に支障をきたす一方、超過勤務手当を増大させる。税法順守で被るコストの国際比較で、日本が先進国中、最高水準であることは意外でも何でもない。2020年3月に発生したCOVID-19を除き、個人には救済は行われぬ。申告期間の延長を認める企業の措置は、理論的には非現実的であることが証明されており、日本の多くの納税者にはまだ採用されていない。

#### 提案:

- 所得税の税申告期間の延長は、欧州諸国の場合と同様、5月30日まで認められるべきである。専門サービス・プロバイダが関与する場合は、さらに6カ月の延長が認められるべきである。また、例外的なケースでは、個人が延長を申請することを法律で認めるべきである。

## ■ 所得税および相続税

*年次現状報告: 進展したが長期在留者には不利。* 最高税率が55%以上にのぼる日本の所得税、相続税、贈与税はアジア最高どころか、世界最高である。外国人は、在留当初10年間は贈与税・相続税の課税対象外である。しかし、長期在留者になると、贈与税・相続税が全面的に適用される。さらに、日本の最高相続税率は、近親者間の相続に適用され、諸外国の場合よりもずっと低い課税最低額および課税控除で適用開始になる。日本の贈与・相続税制は、長期在留者を引き止める能力に悪影響を及ぼして、外国の知的資本と対日投資の喪失の潜在的引き金となる。

**提案:**

- 贈与・相続税法が適用される外国人のカテゴリーを、出国税が適用される外国人のカテゴリーと整合させて、日本に永住することのできる外国人のみに、グローバルな財産への課税が適用されるようにする。

## ■ 説明責任

*年次現状報告: 進展なし。* 国内税制面の透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。

**提案:**

- 文書回答申請を受け付けて処理することを日本の税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を正式に定めるべきである。この制度は、よりユーザーフレンドリーであるべきである。
- 水平監視・リスク測定・上級会計官を用いるシステムを採用するメリットを検討する。英国とオランダでは、これらはいずれも、効率向上を助けてきた。
- 税務当局が英語でのコミュニケーションを可能にしたなら、透明性が向上するだろう。

## ■ 租税条約

*年次現状報告: 進展。* 日本は先ごろ、クロアチア、セルビアとそれぞれ新しい租税条約を締結することで大枠合意し、すでに実施されたか、まもなく実施される。EBCは、使用料、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ条約を歓迎する。しかしながら、その他 10 カ国のEU加盟国との条約はまだ再交渉の必要があり、ギリシャを含む 3 カ国とはまだ条約が締結されていない。さらに、EU域内および日本国内の社会保障制度への従業員の拠出金は相互的に課税控除対象として扱われるべきである。

**提案:**

- 新しい、または改正された条約は、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税にからむ問題に対処し、かつ、多国間協定によってすでにカバーされているのではないなら、仲裁規定を含むべきである。
- 目下日本と条約を結んでいない国々と条約を結ぶべきである。

## ■ 地方税の一元化

*年次現状報告: 新たな問題。* 日本各地で事業を行う納税企業は、多数の地方自治体で地方税の申告を行う必要があり、年に3度、数十件、場合によっては数百件も納付を行ったり、該当する場合には還付申告を行ったりする必要がある。

**提案:**

- EBCは、地方税の管理を、消費税と同様、政府によって一元化し、納付先を、納税企業の本社が置かれている自治体に一本化することを提案する。

## ■ 印紙税の廃止

*年次現状報告: 新たな問題。* わずか 200 円の印紙税は、社内業務プロセスや支払のために相当の付加的な事務上の労力を必要とする。事務上のコストは、税収に釣り合っていない。印紙税の廃止は国内の多数の事業団体からも要請されており、税制改革論議でも公に議論されている。

**提案:**

- 政府は、印紙税の廃止を検討すべきである。

# 金融サービス

資産運用  
保険

## Mr. Nicolas Sauvage

Chair, Asset Management Committee  
(Representative Director, Amundi Japan Ltd.)  
c/o Amundi Japan Ltd.  
Hibiya Dai Bldg. 20F, 1-2-2 Uchisaiwai-Cho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011  
Phone 03-3593-5900  
Fax 03-3593-5932

# 資産運用

## はじめに

今日の環境は、資産運用業界やその顧客にとって、困難な時代である。我々は、コロナウイルスに限らず、長期投資の発展に関するいくつかの問題を抱えている。

2019年6月初旬、金融庁は、高齢者の将来の金融資産形成・保全についての報告書『高齢社会における資産形成・管理』を公表した（～人生100年時代!～）。今回のシミュレーションでは、「平均的な」夫婦世帯が老後の生活を送るには年金給付額に加えて、さらに2,000万円の貯蓄・資金が必要であることを示唆する声もあったが、このシミュレーション結果は、政治的に非常にセンシティブな側面を持っていたため、最終的には財務省が否定することとなった。しかしながら、「2,000万円」というギャップは様々なメディアによって報道され、長期的な視点に立った資産形成の重要性について、一般国民の関心を集めた。

一方、2019年には、日本の個人投信市場は縮小した。預金からよりリターンの高い商品へのシフトは起こっておらず、銀行の預金は膨らみ続けており、銀行の個人向け投資信託新規販売シェアは証券会社に奪われ続けている。

外国為替及び外国貿易法の改定は、2019年半ばに発表された、国家安全保障に関連する事業分野への海外投資家の出資の事前届け出に関するものである。それは当初、金融界に深刻な懸念を引き起こした。第1次改正案は、資産運用会社を含む外資系金融会社に対する差別的なものと見られ、10%から1%に引き下げられるなど、対象範囲が大幅に拡大されることから、運用面からは実務的ではなかった。2019年10月には投資家の定義の明確化と一部除外が行われたことを歓迎し、詳細な実施については引き続き議論されている（パブリック・コメントは2020年4月までに要請されている）。資産運用委員会は引き続き、この問題にきわめて密接に取り組んでいる。同時に、我々は、財務省がEBCの見解を伝え、聞いてくれたことに感謝の意を表したい。最近の草案は業界からもっと前向きに受け取られてきた。

地政学上の問題、自然災害、そして2020年初からのコロナウイルスによるパンデミックは、今日の世界情勢の先行きを暗いものにしていく。我々は、現在及び将来における困難を十分に認識しているが、特に当局が、より高度なデジタル化に向けた継続的な取り組み、リモートワークの可能性について指針を提供することが重要であると考えている。

それでもまだ、困難に屈する時ではなく、行動の時である。資産運用業界は、投資業界のあらゆる分野の多様なニーズに応える最適なソリューションを提供することで、実体経済のニーズと貯蓄をつなぐという使命を、以前にも増して達成する必要がある。特に、ファンド投資を始めたばかりの個人のニーズに応えなくてはならない。

この点、日本では、ESG（環境、社会、ガバナンス）およびSDGs（持続可能な開発目標）が引き続き頻繁な議論の対象となっている。投資業界が持続可能な経済の発展に貢献できること、そしてそうしたアプローチが金融資産のリターンにプラスの影響をもたらすことを、さらなる官民協働の取り組みによって、実証することが期待されている。欧州のリーダーシップは十分に認識されており、EBCメンバーは日本におけるこれらの発展に貢献することに力を入れている。

## EBC Asset Management Committee Member Companies

Aberdeen Standard Investments  
Aegon Asset Management Pan-Europe  
Allianz Global Investors Japan  
Amundi Japan  
AXA Investment Managers Japan  
Barclays Funds and Advisory Japan  
BNP Paribas Asset Management Japan  
Eastspring Investments

HSBC Global Asset Management (Japan)  
Lyxor Asset Management Japan  
NN Investment Partners (Japan)  
Pictet Asset Management (Japan)  
PricewaterhouseCoopers Aarata  
Robeco Japan  
Schroeder Investment Management (Japan)  
UBS Asset Management (Japan)

## 主要な問題および提案

### ■ オペレーショナル・プラットフォームとしての東京の国際競争力

*年次現状報告: 一定の進展。* ある程度の進展が確認できたとしても、信託銀行は、CSA (Credit Support Annex - International Swaps and Derivative Association (ISDA) 契約に付随する担保契約書)がないこと、SWIFTとCLS (Continuous Linked Settlement)の部分的な採用のみ、特に年金基金委託にみられるように、依然として業務効率化の道半ばである。

日本の投信協会は、2019年9月に、業界の近代化に向けたきわめて重要な第一歩となる、Single NAV (Net Asset Value)に関する報告書を公表した。これは、欧州のビジネスモデルと同様に、日本における資産管理者や名義書換代理人の設立に関するさらなる議論に門戸を開くものである。EBC資産運用委員会は、2018年5月にJITAが主導した単一基準価額に関するパブリック・コメントに参加した。

#### 提案:

- 商品ラインナップの簡素化を促進するため、ファンド併合を促進するためのシステム開発が奨励されるべきである。

### ■ マネーロンダリング(AML)およびテロ資金供与防止(CFT)

*年次現状報告: 新たな問題。* 日本の金融庁は、AML-CFT(販売業者へのデュー・デリジェンス、外部運用者へのデュー・デリジェンス、有価証券ポートフォリオのスクリーニングを含む)について、日本国内の資産運用業界が法改正直前であっても即時に国際基準に到達することを確保するために、過去18ヶ月間に幾つかの指針を公表してきた。EBC資産運用委員会は、2019年4月JITA宛てに、AML質問書(ウォルフスバーグの質問書等)を、各金融機関(ファンド販売業者等)が自社ウェブサイト又は各業界協会が管理するデジタルライブラリーに掲載することによって、デュー・デリジェンスのプロセスを確実に効率化できるように求める声明を公表した。

#### 提案:

- ファンド販売業者に対するデュー・デリジェンス・アンケート(DDQ)の形式については、現在も議論が続いており、日本証券業協会(JSDA)や銀行業界協会などが主導的な役割を果たすことが期待されている。

### ■ 日本の家計による長期投資を奨励する

*年次現状報告: 若干の進展。* 販売会社は、「顧客本位のビジネス」の必要に応じてビジネスモデルを変えてきているが、新しいビジネスモデルが金融商品や特に投資信託に前向きな流れを生み出すためには、税制優遇策が伴わなければならない。これは、コロナウィルスの混乱によって生じたすべての資産クラスにわたる急激な相場下落の後、特に、投資信託に新規投資家の注目を集めるためには、とりわけ重要である。この点において、企業型確定拠出年金(DC)及びiDeCo(個人型確定拠出年金)プラットフォームのウェブサイトを含め、あらゆるレベル及び世代において、金融リテラシーの向上が鍵となるであろう。

#### 提案:

- とりわけ投資額が預金の転換によって提供される場合には、NISA、ジュニア NISA、DC 制度の非課税枠を拡大すべきである。
- DC 制度のデフォルト選択肢を長期投資商品に変更する。
- 政府は、家計による投資拡大を支援するため、IFA(独立系ファイナンシャルアドバイザー)サービス(サービスは対面またはオンラインで提供される)を育成し、関心を高めるべきである。

# 保険

## はじめに

近年、日本の当局は、国内保険市場に関する法規をグローバル・スタンダードと徐々に整合化させてきた。しかしながら、日本の外資系保険会社は依然、事業の効率的な発展を制限する障壁に直面している。例として、国際標準と一致していない責任準備金積立およびソルベンシー規制や、改善はされつつあるが、未だ時間のかかる商品認可プロセス、日本郵政の民営化後も続いている政府の過半数保有、共済に適用される別個の規制枠組みがある。日本における今後の保険市場の成長は高齢化からもたらされ、この高齢化によって、定年後の生活の長期化、家族構成の変化、医療の需要拡大に対応する商品ニーズが高まる。EBCは金融庁に対し、消費者のニーズを満たすことのできる、真にオープンで競争的な保険市場を促進するよう要望する。

保険資本基準(ICS)バージョン1.0がフィールドテストの期間を延長し、それに先立つ数年間のフィールドテストの展開において、IAISは、管轄区域全体にわたって支払能力に関する制度の共通性と相違の両方を認識してきた。ICSが規定資本要件(PCR)として実行されるために検討すべき実質的な実施上の問題は多い。IAISは、2019年のフィールドテスト完了後、ICSの実施が実際にどういう意味を持つことになるかについて一層の明確化をステークホルダーが求めてきたことを認識している。

IAISは、ICS Version 2.0の実施が2段階で実施されることを認めている。第1フェーズは「モニタリング期間」で、ICS Ver.2.0はグループ全体の監督当局への機密報告や監督カレッジでの議論に用いられるが、PCR発動監督措置としては用いられず、5年間のモニタリング期間を経て、「グループ全体のPCRとしてのICSの実施」に向けて第2フェーズがスタートする。各国の国内保険規制当局が国の枠を越えて他国の規制当局との情報共有を拡大することも提案されている。

金融庁は最近、検査マニュアルを廃止した。原則に基づく規制の推進に当たっては、消費者のニーズや技術の進展に重点を置いた当局による柔軟な対応を評価し、金融庁との緊密な連携を期待している。

さらに、EBCは、金融庁が、代理店に支払われる委員会及び委員会の慣行が注意深く監視される受託者の義務の下で、保険業者が自らの製品及びサービスを促進することを支援し、指示することを評価する。

国際規制環境の変化に沿って、日本の金融市場の規制当局である金融庁は適切な政策措置案を採用すべきであり、さらに、保険契約者を保護するための事後資金拠出制度へと移行すべきであるとEBCは確信する。

金融庁は、手続きの効率化と職員の増員の両方を通じて承認手続の迅速化に取り組んできたとはいえ、標準商品のより迅速な承認のためには、「届出制」を導入すべきであるとEBCは今なお確信している。これは、金融庁がより高度な商品に注力するようリソースを割けることにつながるだろう。

これと平行して、金融庁は、消費者の個人的ニーズに的を絞った、より便利な販売チャネルへのアクセス向上を目指して、消費者からの需要増大に応えるため、リスクベースのアプローチに基づく販売慣行の規制緩和を加速すべきであるとEBCは確信する。これは、国内の金融サービス業界や日本の消費者にも、また対日投資を維持する日本の能力にもプラスとなるだろう。

日本郵政については、日本郵政のコンプライアンス上の問題もあり、公募の時期を慎重に検討すべきである。政府による日本郵政の株式所有は民間部門に悪影響を及ぼすとEBCさらには確信している。

## 主要な問題および提案

### ■ グローバルなソルベンシー等の規制基準との整合化

年次現状報告: 若干の進展。EBCは、国際的な規制当局の間でリーダーシップを発揮しようとする金融庁の姿勢を高く評価している。しかし、金融庁のソルベンシーマージン要件案をソルベンシーIIのアプローチとさらに一致させることは、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべての活動拠点で同じ手法を用いて、グループ横断的なリスクマネジメント戦略をより良く策定することが可能となることから、きわめて重要である。こうした動きは、金融庁と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなるであろうし、複数の法域にまたがってビジネスを行っている保険会社にかかる規制当局への報告の全体的負担を軽減する。EBCはこうした問題について金融庁に関連情報を提供しうる立場にある。

#### 提案:

- 日本のソルベンシー基準と国際ソルベンシー基準の整合化を達成するための改革を促進すべきである。
- 日本は、各保険会社のリスク特性を適切に評価するため、新しいソルベンシー規制に基づくリスク計算のための内部モデルの承認プロセスを検討すべきである。
- 市場ベースのソルベンシーマージン算出方法は、ソルベンシーIIとさらに一致させるべきである。
- 政府は、FSB/IAISの政策措置案を日本市場に関して採用する際には、そうしたリスクマネジメント報告や自己資本妥当性要件が保険会社に課す負担を考慮に入れ、国境を越えた法域の相反する要件を最小限に抑えるべきである。
- 保険契約者保護機構の範囲は、新たな支払能力規制の導入に合わせて改革されるべきである。

### ■ 商品認可

年次現状報告: 若干の進展。認可手続の簡略さの利点については、これまでのEBC提出物で明確に述べてきた。EBCは、届出制の形での実質的改善を引き続き求めているものの、進展は微々たるものとなっている。届出制は、効率を向上させるだけでなく、一層の注意を要する複雑な商品に金融庁が資源を割り当てることも可能にする。さらに、真の商品イノベーションのためには、保険会社が真に新しい提案を顧客に提示する必要がある。ライフスタイル、高齢化、テクノロジーに伴い、顧客のニーズが絶えず変化しているこのダイナミックな時代には、保険業界は、新しい疾病・疾患におけるよりよい保障の提供面で時代に追いつくとともに、顧客の健康向上面でより積極的な役割を果たす必要がある。こうした取り組みは、必ずしも国内で実証された経験がなくとも、グローバルな知見を必要とすることが多い。現行の金融庁の商品認可の理念は、実証された現地のデータと経験に焦点を当てることであり、これは商品イノベーションの進展を大きく妨げ、また海外の規制当局の慣行に沿わず、最終的に日本の消費者に不利益を与えるものである。理念を広めるというこの提案は、日本の保険会社にも利益をもたらすとEBCは考えている。

#### 提案:

- 金融庁は、保険会社が事前承認を得る必要なしに商品を登録できるようにする制度を導入すべきである。金融庁は、事後チェックによる監督権限を保持し商品の販売停止を命令すればよい。
- グローバルな専門知識と経験を含める形へと新しいイノベーションに関する要件を緩和すべきである。

### ■ 銀行への団体保険プログラム提供面の公正競争

年次現状報告: 若干の進展。EBCは、日本の保険会社が日本の銀行に対して持つ大株主としての強い影響力について依然懸念している。EBCは、このテーマに関して金融庁が講じたモニタリング措置を高く評価しており、関係する影響力が依然として存在することから、金融庁が引き続き注意を払っていくことを望んでいる。この分野の競争は、日本の消費者の利益とは無関係な持ち株関係よりむしろ、商品とサービスの質に基づくべきであるとEBCは固く信じている。

#### 提案:

- 金融庁は、競争があくまで商品やサービスの公正競争に基づくものであって、既存の持ち株関係によって歪められることがないように注意を払うべきである。

### ■ 受託者義務に基づく販売慣行

年次現状報告: 新たな問題。我々は、金融庁が、代理店を含む保険業者に対し、受託者責任を履行するよう奨励していることを認識する。金融庁は、受託者責任の推進と並行して、代理店の手数料体系について調査を進

めてきた。さらに、EBCは、顧客の恩恵に焦点を当てていることや、欧州の保険会社を含む産業がコメントを避ける可能性を高く評価している。一方、現行の規制は、新規参入者にとって障壁となる可能性があり、日本の消費者にとって有益でないおそれがあり、不適正販売の潜在的リスクとのバランスがとれていないとEBCは考えている。例えば、保険法人による親会社および関連会社の社員への保険販売は、いわゆる「第三分野商品」保険商品に限定されている(構成員規制)。

**提案:**

- 金融庁は、消費者に悪影響を及ぼす可能性のある劇的な変化なしに、引き続き業界と緊密に連携していくべきである。
- 金融庁は、受託者責任を確実に果たしつつ、例えば低金利環境の下で革新的な商品の販売が阻害されることのないよう、注意深く確認すべきである。
- 金融庁は、新たなテクノロジーの登場や保険流通の進展を踏まえ、関連する規制を見直し、日本の消費者の恩恵のために、さらなる規制緩和の道筋を提示すべきである。
- 金融庁は、販売慣行について検討する際には、顧客がより広範な商品ポートフォリオから選択を行えるようにすることにより重点を置くべきである。

## ■ デジタル化/個人データ

*年次現状報告: 新たな問題。* EUのGDPRに従い、個人情報保護に関する規制はより厳しくなることになっている。EBCは、金融庁が個人情報保護委員会(PPC)に新たな規制要件を導入することを認識している。EBCは、新しい規制要件が、消費者のデータのプライバシー保護と、消費者のより良い生活のためのデータの利用を通じたイノベーションとデジタル化の活用のバランスをとるべきであると提言する。

**提案:**

- 金融庁は、どのような基準を導入しても、保険業者が消費者の利益に資する革新的な商品やサービスを開発し続けることを妨げないことを確実にすべきである。
- 金融庁は、必要な手続きが複雑で産業にとって負担となることのないようにするべきである。

## ■ 日本郵政の改革

*年次現状報告: 若干の進展。* 政府は日本郵政の大株主であり続けているため、国民は政府が日本郵政の様々な事業体を保証してくれると依然感じている。EBCは、かんぽ生命がコンプライアンス問題に最初に取り組む必要があるにもかかわらず、政府は民営化のスピードを加速すべきであると考えている。

**提案:**

- 日本郵政の株式の100%が民間によって保有されるまでは、かんぽ生命の商品ポートフォリオは拡大されるべきではなく、かんぽ生命の商品限度額は現行水準に制限されるべきである。日本は、公平な競争条件を確保しつつ、民営化のスピードを加速すべきである。
- 政府は、政府保有株式の売却をどう意図しているかに関するより明確なロードマップを発表すべきである。

## ■ 銀行チャネルを通じたの販売の自由化

*年次現状報告: 進展なし。* 銀行チャネルを通じたの保険販売には依然制限があり、日本の消費者の利益のために自由化されるべきである。EBCの懸念としては、融資関係に関連した制限や、銀行が保有する金融個人データの使用がある。

**提案:**

- 金融庁は、現行の制限は過剰かつ不必要との判断から、銀行が融資関係を有する会社の社員に保険を販売することを銀行に認めるべきである。同時に、資産運用部門で許されているように、ある種の財務情報の利用も許されるべきである。

## ■ 共済

*年次現状報告: 進展なし。* 目下のところ、共済には保険業法が適用されない。共済の活動している分野によって、共済を管轄する省も異なっている。

**提案:**

- 共済は、金融庁の監督下に置かれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。
- 共済への加入は、さらに明確化されるべきであり、特定の職業など、本来意図された通りの明確に規定された集団に限定されるべきである。

# 運輸・通信

航空会社

鉄道

電気通信機器

物流・貨物輸送

# 航空会社

## はじめに

COVID-19 の大流行により、世の中、特に航空業界の現状は大きく変化している。オリンピックの非常に明るい見通しから、今回のコロナ禍により、全体的に最大 90%の旅行需要が減少し、特定の地域では最大 98%の旅行需要が減少した。航空会社は、コスト削減を迫られ、深刻なキャッシュフローの課題に直面している。その一方で、乗客・乗務員の健康を守る為に新たな安全対策を施さなくてはならない。多くの航空会社は、危機を乗り切るために、財政支援を政府に求めることになった。

現状を生き抜くためには、抜本的な対策が必要であり、日本政府をはじめ各国政府は全力を挙げて取り組まなければならない。具体的には、航空会社が一時的に利用できなくなった発着枠を失わないように、規制を変更・解釈し、旅客輸送から貨物輸送への転換を円滑に進め、羽田空港の貨物輸送環境を改善するとともに、航空会社と連携して、日本に到着する乗務員への対応について、良好かつ実践的な指針を策定することが考えられる。これらの施策は、速やかに提示され、実行されなければならない。EBCは、他の産業機関及び日本当局協力し、状況を最大限に引き出すことを約束している。

新たに導入されている到着旅客への空港での健康チェックは重要ではあるものの、到着してから入国するまでの所要時間が大幅に増えるという事態を引き起こしている。また、航空会社は、この到着時の空港での検査体制に協力する為、到着便の乗客数の制限をしている。このような制約が続くと、フライトの経済性が低下し、輸送能力の復活を遅らせる可能性がある。この事態が続けば、海外からの旅客が日本へ戻ってくることを遅らせる可能性もあるだろう。

コロナウィルスによる影響とは別に、EBCは、国土交通省(国土交通省)と法務省が、日本への旅客輸送の増加を促進するために過去に実施した様々な施策を認識し評価している。羽田空港の発着枠が欧州航空会社にも割り当てられ、空港の入国審査の係員の数も増加された。また、航空業界の話に耳を傾け、緊密に協力している成田空港の魅力的なアプローチにも感謝する。EBCは、これらがすべての空港の青写真になることを期待している。

空港発着料金、とりわけ東京での料金は、アジア地域の競合空港に比べて依然として高く、航空会社が事業拡大を検討するときの課題ともなっている。最近、羽田空港ではより高い手数料が導入された。IATA(国際航空運送協会)と成田空港との間で先頃締結された協定は、料金据え置きとする点で満足の行くものだが、国際的な基準に沿っていない駐機料の構造など、依然として異例の料金がある。EBCは、空港関連手数料の増加を一切控えるよう要請している。さらに、保安関連の改善費については、引き続き空港運営会社及び政府によって負担される必要があると考察する。

EBCは、国際観光旅客税(出国税)の導入については依然懸念している。徴収手続は航空会社に負担を課す。しかも、結果としてもたらされる資金の使途に関して透明性がない。EBCは、交通インフラに資するような資金の使途を支持する。さらに、日本の当局によって設定された現行のデータ要件とデータの提供方法は不明瞭であり、欧州航空会社は厳格なEUデータ保護法により、この要求データを提供する立場にない可能性がある。これは緊急に見直す必要がある。

欧州の航空会社は、環境への影響を低減するため、新しい低燃費・低騒音の航空機の導入や、より効率的な航行技術、バイオ燃料試験を含む、多数の対策を講じてきた。したがってEBCは、燃料消費削減とコスト効率向上のため羽田での新しい発着パターンの開始を全面的に支持する。また一方で、EBCは、燃料消費だけでなく、地元住民にとっての騒音も不必要に増大させる成田での早めの「着陸時ギアダウン」方針の廃止を提案する。

日本には海外からのインバウンドの旅行客を誘致し、ビジネス旅客を増やす可能性が充分にあると証明された事は賞賛に値する。コロナウィルスの状況が改善した後、日本がコロナウィルス以前の状態に戻らない理由はないと考えている。しかし、それを可能にするためには、日本政府が航空業界と一体となって取り組むことが大切である。

## 主要な問題および提案

### ■ コロナウィルス

*年次現状報告: 新たな問題。* 政府は、旅客輸送に焦点を当てた活動から貨物輸送に変革できるよう、航空会社を短期的に促進し、支援しなければならない。また、外国航空会社の国内活動にもいかなる支援が提供される必要がある。

**提案:**

- 日本政府は、特に羽田における貨物輸送の状況を改善すべきである。同時に、航空会社が、柔軟に、旅客輸送能力に代わる貨物輸送能力を増強することも可能であるべきである。
- 航空会社は、コロナウィルスの影響で一時的に輸送量を減らしたとしても、発着枠は保持されるべきだ。
- 政府は、航空業界への金銭的支援を行う場合には、外資系航空会社の日本国内での活動も含めるべきである。
- 国際線到着時の新たな健康審査手続きに充分なリソースを投入することで、訪日旅客の待ち時間や利用制限を緩和することが必要である。訪日旅客数を制限することで、航空会社の輸送能力が低下し、予想される需要に対応できるようになると考えられる。

### ■ 日本の空港の高いコストと出国税導入案

*年次現状報告: 若干の進展。* 日本の空港での運航コストは、海外の同様空港に比べて依然として高い。欧州へのアウトバウンド旅行の需要は堅調であるとはいえ、座席供給量増加の決め手は便の採算性である。成田空港との先頃の交渉では、料金は据え置きとなった。そうしたコスト問題に加え、政府は依然、航空会社に対し、販売前に公示運賃とサーチャージを提出して承認を受けることを義務付けている。これは、ほかの主要市場では義務付けられていない、時間と費用のかかる慣行である。

**提案:**

- EBCは、航空会社のための短期的なコスト低減を支援するため、空港使用料を一時的に引き下げることが推奨している。これは、航空会社がより速いペースで座席供給量と運航頻度を増やすことを促すだろう。現行の空港料金は、とりわけアジア地域の他の空港と比較してあまりにも高い。
- 旅行需要を喚起するため、日本の国内空港での特定料金を引き下げるといふ政府の決定は、国際空港での料金引き下げのひな形として用いるべきである。
- EBCは、販売前に公示運賃とサーチャージを提出して承認を受けることを航空会社に要求することに関して、消費者にとっての価値を再考するよう、政府に要望する。
- EBCは、航空会社にとっては徴収の負担、利用者にとってはコスト上昇をもたらす、新たな出国税の導入に反対した。その実施段階にあたり、EBCは、EUのデータ保護法に抵触するおそれがあり、EUの航空会社が提供できない可能性のある、データ要件の明確化を求める。徴収された収入の使途の透明性も必要である。

### ■ 空港インフラ

*年次現状報告: 限られた進展。* EBCは、羽田空港発着枠の開放の継続を促す。さらに、ケータリングや貨物等のための「空港内または空港付近」施設の改善が必要である。EBCは、ビジネスと環境に好影響をもたらす、羽田空港の新しい空へのアクセスの開設を歓迎する。

**提案:**

- 羽田空港は欧州発着便を含めた国際線への開放を続けるべきだ。
- 業者にとっての効率向上とコスト削減のため、羽田のケータリングおよび貨物運送業者向けにより多くのスペースを割り当てるべきである。
- 駐車場での待ち時間を軽減するために、追加の駐車施設を追加すべきである。これは空港への迅速なアクセスを改善するだろう。
- 出入国検査の待ち時間が長いと、すべての国際空港の入管スタッフを増員すべきである。
- 成田空港での「早めの着陸時ギアダウン」方針は、燃料消費増加と騒音増大につながるため、環境ならびにコストを考慮して、地元自治体と協議の上、見直すべきである。

## Mr. Shigetoshi Kawahara

Corporate Adviser

c/o European Business Council in Japan

Sanbancho POULA Bldg. 2F.

6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075

Phone 03-3263-6222

Fax 03-3263-6223

# 鉄道

## はじめに

日本はかねてから、南の九州と北の北海道をつなぐ広大な鉄道網の恩恵をこうむってきた。日本の鉄道業界は、過去から現在に至るまで、国内サプライヤーに支配されてきた。外国サプライヤーが数えるほどしかないという状況は鉄道車両市場で最も顕著であり、大規模に活動している主要外国サプライヤーは1社もない。とはいえ、日本は、欧州のメーカーやサービス・プロバイダーが備える技術専門知識や国際競争力から莫大な恩恵をこうむるであろう大規模市場をなしている。

2018年度の日本鉄道車両生産台数は2,474億円となり、前年度比13.1%増となった。対応する輸入額は1,000万円にすぎなかった。鉄道車両部品の生産額は3,680億円、対前年比1.1%増、輸入部品の価格は56.9億円であった。この不均衡は、欧州がはるかに高いシェアを有する他の市場を見ると、さらに裏付けされる。同時に、欧州企業が日本企業とともに第3市場のプロジェクトを成功裏に遂行している成功事例も数多くある。

日本の製造業者が国際競争市場において欧州の専門知識を必要とするのと同様に、EBCは、国内市場もまた、欧州の先進的な製品やサービスのより高い普及によって利益を得ると考えている。前述したグローバルな専門知識と参考文献は、EUの鉄道テクノロジー企業とWin-Winの状況を求めている日本の鉄道会社との協力を引き続き深めるための優れた拠点である。

2019年10月、台風第19号が広域にわたる鉄道インフラに影響を及ぼし、北陸新幹線の長野新幹線車中心部が、千曲川の崩壊により電気設備に被害を及ぼした。停車中の車両が水没し、破損した。幸い、計画的な操業停止により、運行会社は人的被害をほとんど受けなかったと思われる。地球温暖化の進展に伴い、異常気象による鉄道インフラの停止がわが国のみならず、EUを含めた世界的な問題となっている。特に、鉄道事業やCO<sub>2</sub>排出削減につながる知見・ノウハウは日・EUで共有すべきである。関係者は共存共栄を目指すべきである。

規格と試験方法の整合化における技術作業面、および海外の認可の承認面両方における、さらにまた、公共調達に関する規制が適用されることになる地方自治体の拡大に関する、EU-日本EPA締結に際しての欧州委員会と日本の各省双方の取り組みをEBCは高く評価する。業務安全条項(OSC)の撤廃もむろん忘れてはならない。とはいえ、協定の成否はその実際の実施結果に左右されると述べておくことが重要である。したがってEBCは、EPAの発効後1年以内にOSCがEPAで表明された通り実施されることを当然と考えている。さらに、国土交通省はサポートを行って、協定に含まれている各自治体・団体が公示公告をして鉄道関係の調達に欧州企業を含めるために必要な準備を確実に行うことを保証すべきである。

しかし、私たちは、合意だけで努力が終わるべきではないと信じている。規制と基準をさらに整合化し、試験の重複をなくして、欧州企業が一層日本でビジネスを行いやすく、かつ、一層日本へ投資しやすくすることが肝要だろう。EBCはさらに、EPA交渉中に設置された技術規則に関する委員会が、基準と承認の調和を図り、相互認識を達成するための作業を継続することを望んでいる。

同様に、日本市場はすべての事業者が用いる国内試験制度から恩恵をこうむることになるとEBCは確信している。適合性評価制度の目標は、事業者が異なる需要及び需要を持つ可能性のある性能要件の相違を制限することではない。制度はむしろ、日本のすべての事業者と同様の安全に焦点を当てることになる。これは、試験を繰り返す必要性をなくして、外国企業であれ、日本企業であれ、日本におけるすべてのサプライヤーに益することになる。EBCは、これを達成するために国土交通省が事業者と共に一層大きな役割を引き受けるべきであると確信する。

## 主要な問題および提案

### ■ オープンな統合鉄道システムの導入

年次現状報告: 限られた進展。日本における製品開発は、最も適切なソリューションを見つける自由をメーカーに与えるのではなく、閉鎖された垂直統合型システム内であらかじめ定められた仕様に従って新製品を開発するメーカーを指定する鉄道事業者によって牛耳られている。「既製品を買う」ほうがはるかに一般的な諸外国の市場に比べ、これは日本市場でしか見られないことである。

提案:

- 政府は、国内市場での競争と共に、日本のメーカーにとっての輸出可能性を高める方法として、オープンな統合鉄道システムを促進・奨励すべきである。
- 政府、研究機関、鉄道業界は、このテーマについての対話を継続すべきである。

### ■ 適合性評価および試験・認証の相互承認

年次現状報告: 若干の進展。日本は様々の国際標準化団体に参加しているが、国内鉄道市場全体に共通の標準規格の適用へ向けての動きはほとんどない。さらに日本は、この業界向けの共通の適合性評価制度を欠いている。EBCは、JR各社がEBC鉄道委員会と協力して、共通の要求事項を定義することは相互に有益であろうと確信する。この問題は、EPAへ向けての交渉で話し合われており、EBCは、この分野の改善を心待ちにしている。

提案:

- 日本は、すべての鉄道事業者にとって受け入れ可能な最低限の共通要求事項を特定するため、作業部会を設置すべきである。
- EUと日本は、基準及び規則の一層の調和を図るため、EPAによって設立された技術委員会における作業を継続する。
- 日本の当局は、適合性評価制度を設ける面でより積極的な役割を担うべきである。

### ■ 業務安全条項(OSC)と公共調達

年次現状報告: 進展。本報告書の作成時点で、EU-日本EPAの施行から1年が経過した。したがって、OSCはEUのサプライヤーとの関係では適用されない。従って、EBCは、WTOの多国間政府調達協定(GPA)に従って、当該協定の対象となる事業者が実施する公共調達に期待を寄せている。しかし、現時点では、実際にどのような変化や機会が提示されるかを正確に述べることは困難である。

提案:

- 政府は、新しい鉄道プロジェクト(LRTシステム等)を計画するときには、適切な公共調達制度を設けるためのガイダンスとして地方自治体がGPAに従い、または用い、OSCを適用しないことを保証すべきである。

### ■ GPAの対象外の企業による入札

年次現状報告: 若干の進展。日本には、鉄道関連プロジェクトの入札制度はこれまで一度もなかった。しかしながらEBCは、車両について、JR東日本が先頃、入札要請を出したことを称賛したい。EBCは、入札には明白なビジネス的根拠があると確信しており、したがって、日本の鉄道事業者が、鉄道関連の製品とサービスの調達のための主な方法として、入札手続を利用し始めるよう要望する。EBCは、調達計画発表に関する自主的行動規範が一層の透明性と技術仕様書へのアクセス向上、ならびに定められた要求事項を満たし上回る方法に関する情報につながることも願っている。

提案:

- 入札は、日本市場における競争を改善して、鉄道事業者と乗客の両方に益することになるため、政府は、JR東日本の手本に倣うことをほかの鉄道事業者に奨励して、入札の公募を推進すべきである。

## Mr. Yoshio Honda

Chair, Telecommunications Equipment Committee  
(General Manager, Standardization & Regulation,  
Technology & Research, Ericsson Japan K.K.)  
c/o Ericsson Japan K.K.  
MOMENTO SHIODOME, 2-3-17 Higashi-Shimbashi  
Minato-ku, Tokyo 105-0021  
Phone 03-6721-3300; Fax 03-5408-9744

# 電気通信機器

## はじめに

日本政府のICT(情報通信技術)戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ICTインフラの導入、通信コストの低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りを果たしている。2020年東京五輪が近づくなか、日本は、自国の最新技術を世界に明示することを目指している。政府は、五輪に間に合うよう5Gを導入・運用する意向をすでに表明しており、携帯電話用途向けの帯域幅拡大のニーズ増大に応える最善の方法を検討している。これは、ビッグデータやモノのインターネットといった、より明白な電気通信分野に限らず、ヘルスケアや、地上ベース車両とドローンの両方に関する輸送等の分野も含んでいる。

EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを称賛する。製品承認手続を促進するためにすでにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU日本相互承認協定(MRA)の締結、第2は、欧州で導入された供給者適合宣言(SDoC)に類似した、2004年の技術基準適合自己確認(SVC)の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。MRAのもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、SVCの適用対象はまだ主として有線通信端末であり、無線機器への適用は限定されている。いくつかの付加的な製品がSVCの適用範囲に追加されてきたとはいえ、多くの製品はまだSVCの適用対象となっていない。

全世界の携帯電話加入件数は約79億件であり、このうち65億件はモバイルブロードバンドに接続しており、全体的なモバイルデータトラフィックは毎年倍増しつつある。高度データサービスやロング・ターム・エボリューション(LTE)の導入を特色とする成熟した市場と見なされる日本では、スマートフォンの普及率は約70%となっており、モバイルブロードバンドの成長を牽引している。トラフィック利用は2020年までにユーザー当たり毎月10GBに伸びると予想されている。日本は、モノのインターネット(IoT)や、高度道路交通システム(ITS)、5G向けの新しいワイヤレス技術を推進している。先進のワイヤレス技術は、ICTの革新的な利用を促進し、新興産業や経済成長に貢献しうる。

ビデオやソーシャルネットワークなど、スマートフォンで利用されるアプリおよびM2M通信は、ネットワークに異なる要求条件を課すことになる。日本は、IMTシステム用の周波数割当をグローバル・レベルで整合化する取り組みにおいて活発な役割を果たしてきた。総務省がとりわけ、24GHz帯以上のIMT用の整合のとれた新しい周波数特定(世界無線通信会議議題1.13)に関して、2019年世界無線通信会議(WRC-19)においてこの目標を支持するのに重要な役割を担ったことに注目する必要がある。これは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、IMT業界とその顧客に莫大な利益をもたらす。EBCはこの取り組みを強く支持するとともに、日本が引き続き、他の市場と整合のとれたWRC-19の成果に従い、新しい周波数割当の実現に取り組むことを期待する。

電気通信業界は、公正(Fair)、合理的(Reasonable)、かつ非差別的(Non-Discriminatory)な(FRAND)条件でライセンスする旨の意思表示を特許権者に課す、いわゆる標準必須特許(SEP)の対象となる技術標準に基づいている。特許庁は2018年に標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きと標準必須性に係る判断のための判定手続を導入した。これらの措置の影響は、今後つづさに監視され、公正取引委員会が計画するSEPライセンスガイドラインの更新にも及ぶべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 共通の技術基準および認証手続の確立

年次現状報告: 若干の進展。EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、相違はそれほど大きくないとはいえ、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。現行のEU日本相互承認協定(MRA)は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。EBCは、日本のSVC制度が、一般に有線通信端末に限られること、および、モバイル端末における3G/LTEおよびWiFi機能を別としてその他の電気通信機器にまで拡大されていないこと、したがって、モバイルネットワークのための無線基地局は対象外であることに失望している。

#### 提案:

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末に関してだけでなく、特定無線設備に関しても、さらなる試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。
- SVCの適用は、「特定無線設備」カテゴリー内のすべての機器に拡大すべきである。

### ■ IMT (IMT-2000、IMT-Advanced、IMT-2020/5G) の周波数割当の整合

年次現状報告: 若干の進展。EBCは、総務省がモバイルブロードバンドの需要増大と垂直産業の新たに登場しているユースケースに対処するため、追加周波数帯割当確保に取り組んできたことを喜ばしく思う。EBCは、総務省が2019年4月にIMT-2020用の周波数(3.7GHz、4.5GHz、28GHz)を割り当てたこと、また追加の周波数(26GHzおよび40GHz)を割り当てる計画を認識している。

#### 提案:

- 日本はモバイル用の国際的、地域的に整合のとれた周波数割当に引き続き努めるべきである。
- 日本は、WRC-23の議題1.2に主導的に関与すべきである。
- 日本は、WRC-19における議題1.13の結果を考慮しつつ、計画されている商業サービスに向けた5G設備の開発を促進するため、5G周波数割当のプロセスを加速化すべきである。

### ■ モバイル機器に関する将来を見据えた電波規制

年次現状報告: 若干の進展。EBCの見るところ、日本の電波規制は柔軟性に欠けおり、各周波数帯に関して特定の技術に基づいた技術要件を定めることで、新しいワイヤレス技術の導入を遅らせるおそれがある。EBCは、2020年3月に発行された5Gに関する総務省の報告書が、移動体無線基地局の定期点検をさらに検討すべきとしていることを認識している。

#### 提案:

- 日本は、新技術を速やかに導入できるよう、モバイル機器に関する、将来を見据えた電波規制を採用すべきである。とりわけ5GHz等の免許不要の周波数帯について、技術中立的なアプローチを検討する価値がある。
- 日本は、電波規制を見直して、無線基地局、特にAAS(アクティブ・アンテナ・システム)に関して、必要以上の要件を課すのを避けるようにすべきである。とりわけ、アンテナポートまたは同等のモニターポートでの定期的な無線性能検査を免除する可能性について見直すべきである。

### ■ SEP(標準必須特許)に関するIP(知的財産)政策

年次現状報告: 進展。2018年6月に発表された特許庁の「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」は2019年中には結果が出されていない。それほど注目を集めなかった「標準必須性特許に係る判断のための判定」手続は、特許庁によって2018年4月に設けられ、2019年に改定されたものの、最初のケースをまだ待っている段階のため、その有効性と公正性は確認できない。公正取引委員会は独自の「SEPライセンスガイドライン」を更新するプロセスを開始した。EBCは、欧州の電気通信業界とのからみで、こうした新たに設けられた原則と手続の影響と公正性を監視していく。

#### 提案:

- 日本は、標準必須特許のライセンスに関する規制整合化のため、欧州委員会、欧州特許庁およびその他の欧州機関とのコミュニケーションを継続すべきである。

## Vacant

c/o Bjorn Kongstad, Chief Policy Director  
European Business Council in Japan  
Sanbancho POULA Bldg. 2F  
6-7 Sanbacho, Chiyoda-ku  
Tokyo 102-0075  
Phone 03-3263-6222  
Fax 03-3263-6223

# 物流・貨物輸送

## はじめに

コロナウィルスは物流部門に非常に不安定な状況を作り出した。各国間の境界は閉鎖され、製造工場は閉鎖され、全体的な移動の減少はその影響を受けている。残念ながら、貿易の数字はすべて同じ方向に変化することを示しており、これは現時点ではほとんど変化しないことを示している。同時に、新しい現実に対処するために消費者のパターンが変化しているため、Business to Consumer (C2B) のデリバリーに対する需要が増えている。こうすることで、物流や貨物輸送の産業が圧倒的な緊張にさらされることになる。

このような状況の中で、自動車産業への出入りを問わず、国が社会を機能させるために不可欠な物資、物資が円滑に流れるよう全力を尽くすことが大切である。必要なのは、明確なガイドラインと、諸外国とのより良い整合性である。また、必要なすべての予防措置を講じながら、港や空港を開けたままにしておく必要がある。

欧州の物流、貨物事業者は、世界規模の物流事業へのアクセスの恩恵を消費者にもたらす。ここ2、3年、電子商取引と宅配が飛躍的に拡大するなか、これはなお一層顕著になっている。今後、この傾向が後退する兆しはなく、物流・貨物輸送業界の企業は苦闘している。これは、規制上の観点からも、また、労働力の不足や不十分なデジタル化に起因しても言えることである。企業はさらに、日本の高いコストや不十分なインフラ、非常に混雑した港湾、柔軟性に欠ける通関手続きに苦闘している。また、国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限や、同じサービスを提供している業者に適用される規則・規制の格差によって引き起こされる不当競争にも対処しなければならず、これらは結局、非効率さやユーザーへの料金上昇につながる。EBCは最近の政府の取組を高く評価するとともに政府が正しい方向に向かっていると確信している。しかし、日本が地域貿易にとっての有望な物流ハブとなることを政府が真に望むのなら、政府は今や、すべてのステークホルダーを考慮に入れて、適切な規制とインフラの整備を確保しなければならない。

EPAの発効に伴い、物流分野は日・EU間の貿易を促進し、今後も円滑化していくため、さらに重要性を増している。しかし、この貿易がその潜在力を最大限に発揮するためには、税関当局等が協定に反する措置を導入せず、日・EUビジネスを一層拡大するためのビジネスを支援することが重要である。さらに、EU加盟国又は日本の関税地域産品が輸入される際に、同協定が一貫した形で、独立した形で適用されることを確実にする必要がある。

企業は、日本における認定通関業者 (AEO) コンセプトの導入により、請け負うべき輸送および通関プロセスの多くが簡素化されることを期待していた。残念ながら、この新しい制度は当て外れとなっている。新しい制度は、プロセスを合理化するどころか、AEO認定のための管理業務増大やコンプライアンス要件によって企業に負担をかけてきた。EBCは、AEOコンセプトが最初に提示されたときに提案されたものに似た、一層の簡素化を導入すべきであると確信している。

最後に、国交省は日本のビジネス・インフラ全体の改善を目指した改革を導入したが、海運サービスにおける課題を解決するにはやるべきことがまだある。日本のコンテナ・ターミナル開発に取り組もうとしているのは中央政府よりむしろ地方自治体であるため、期待される規模の経済と効率の達成は困難なままだろう。データによれば、我が国の港湾活動は減少傾向にあり、例えば、神戸港は、1980年には4位であったが、2015年には59位に転落した。2017年のコンテナ輸送実績では、東京・横浜両港は世界で33位にランクインしたのみである。日本が活気ある海運国であり続けることを望むのなら、構造の改善が是が非でも必要である。

## 主要な問題および提案

### ■ COVID-19

*年次現状報告: 新たな問題。* コロナウィルスが物流や貨物産業に影響を与えたと言うのは控えめな表現であろう。不幸なことに、物流部門はまた多くの他の部門を促進するので、多くの企業にとってのサプライチェーンも影響を受ける。EBC加盟国は力を尽くしているが、適応する規制の枠組みと強固なインフラが不可欠である。

#### 提案:

政府は以下のことに取り組むべきである。

- 運営・検疫に関し、港湾の使用に関する明確な指針を発行する。
- 必要な予防措置を講じ、オペレーションの変更を最小限に抑えながら、開港を維持できるよう最大限の努力をする。

### ■ 今後の輸配送近代化

*年次現状報告: 遅々とした進展。* 日本における個人向けラストワンマイルの配送は、たとえ配達員が指定された時間帯内に行われても、受取人が留守中であつたり、荷物の受け取りに出られなかったりする結果として、配達員の勤務時間が延びたり、再配達への対応に追われたりするため、きわめて負担の大きいものとなりうる。労働市場の全体的な縮小や、とりわけ、広く報道されているドライバー不足といった背景に照らし、EBCは、ラストワンマイルの配送の持続可能性と有効性を向上させるための新たなアプローチが必要であると確信する。コロナウィルスとともに状況はさらに悪化した。

#### 提案:

政府は以下のことに取り組むべきである。

- 所要車両台数および所要ドライバー数を削減するため、拠点間輸送向けに、より大型の車両の使用を可能にする。
- 配送業者による自動運転車の使用を許可・奨励する。
- 各社共通で利用できる「オープン型」宅配ボックスの設置補助金を増やすとともに、補助金申請手続きを簡素化する。とりわけ、設置前申請手続きから、設置後申請手続きへの切り替えは、宅配ボックスの配備を促進するはずである。すべての箱がすでに使われているのは珍しいことではない。
- 再配達の社会・環境コストを強調し、在宅して指定時間帯内に荷物を受け取れるようにするか、代替的な「配達オプション」を選択することを受取人に促すことによって、社会的責任ある配送手配について国民を教育する。納品の間違ひは依然として非常に一般的である。

### ■ 労働力の不足

*年次現状報告: 限られた進展。* 人口減少と高齢化が予測される我が国において、電子商取引の拡大が需要を喚起することにより、現状の利用可能な労働力の不足は今後も続くことが予想され、物流分野に大きな影響を与える。流通業界は、業界が雇用する長距離トラック運転手の多くが定年に達したり、定年に近づきつつあるため、特に脆弱である。流通サービスの需要に応え続けるには、政府が短期および中期における労働力の利用可能性を向上させる実際的な戦略を設けることが重要である。EBCは、政府が打ち出しているさまざまな構想を高く評価する。しかし、その多くは目標にあまり届かず、範囲面の制限あるいは行政上の制約に阻まれている。自動運転をはじめとする新技術の活用など、潜在的な解決が見込まれるため、短期的な課題には特に懸念がある。貨物の取り扱いにおける自動化の拡大は、長期的にのみ可能となるであろう。

#### 提案:

- 日本はビザ要件を緩和して、とりわけ、ゴールデンウィークや年末年始といった需要ピーク期間中、外国人臨時労働者を認めるべきである。
- 日本は、物流会社が技能実習制度をより容易に利用できるようにすべきである。
- この業界での女性の雇用を促進するため、当局は、育児士の養成・認定を利用可能にする等の措置を通じ、企業の保育サービス提供体制の整備を支援すべきである。
- 日本は、女性の労働参加拡大を推進する上での流通分野の重要性を広く訴えるべきである。

## ■ NACCS

*年次現状報告: 新たな問題。* NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) は、日本で通関などでよく使われている制度である。日本税関のサービスに直接アクセスすることができる一方で、他の多くの省庁や省庁はNACCSとのつながりが薄い。これは、一部のデータを複製する必要があることを意味する。これらのデータの例としては、トラック輸送、倉庫保管、フォワーディング活動、航空会社および出荷活動などが挙げられる。

### 提案:

- 日本は、NACCSを拡大し、物流に関連するデータをより多く取り込み、アクセスできるようにすべきである。

## ■ 認定通関業者 (AEO)

*年次現状報告: 若干の進展。* 現行の認定通関業者 (AEO) 制度は予想されていた事務上の負担軽減にはつながっていない。多くの場合、負担が増加している。EBCは、関連する手続きの流れを十分に管理できると実証し、かつ、追跡可能性が確保される場合には、あらゆる個別のケースに当局が関与することなく事案を処理できるような、手続きの簡素化と権限の拡大を業者に与える制度を求める。

### 提案:

- 各製品の追跡と、取り決めに沿った処理の流れの順守について、業者が合意された基準を満たしているならば、AEOのコンセプトとして、簡素化を提供することに焦点を絞るべきである。
- 政府は、AEOにより取り扱われる輸入に対し以下をはじめとする一層の便益を提供すべきである。
  - ◇ 日本国外のサーバーからの NACCS へのアクセスを可能にする
  - ◇ 輸送業者自身の保税倉庫での検疫検査を可能にする
  - ◇ 物理的な貨物検査の軽減
  - ◇ デジタル・アーカイブ使用の許可

## ■ デジタル化

*年次現状報告: 進展なし。* 現物の商品だけでなく、それに付帯する書類の輸送量も絶えず増えつつあるなか、物流会社はますます圧迫にさらされている。問題の核心は規制や基準にあるのではなく、むしろ利害関係者の我々の行動にあるが、日本政府はこの分野のデジタル化を支持し、促進すべきである。目下のところ、注文がファクスや電話でなされたり、書類が現物で渡されたりといった状況がまだ多く見られる。デジタル化が進めば、物流コストが下がるだけでなく、注文から配達までの時間も短縮する。コロナウィルスの状況に対処するためにも、デジタル化が役立つことは言うまでもない。なぜなら、現在、物流部門、例えば本国からの仕事が非常に難しいからである。

### 提案:

- 政府は、様々な分野の組織と共に、ロジスティクス・分野内のデジタル化を強化すべきである。これは、日本市場の競争上の優位性を高めるだろう。
- 日本は、紙の形で要求される書類の量を減らすことを検討すべきである。特にタイムスタンプに関する負担が大きい。

## ■ 遡及適用

*年次現状報告: 新たな問題。* EPAの実施や、原産地の状況に関する追加情報の必要性から、優遇措置を申請しないと決めた企業もあり、代わりに第三国税を支払った。日本の税関が採用した変更により、輸出業者が発行した原産地明細書を使用する輸入業者は、追加的な情報を提供する必要がなくなったため、この問題は本格的に解決された。しかし、日本では、EUとは逆に、支払った関税を回収する可能性は非常に少ない。遡及適用を実施することは、協定の利用率を増加させ、日本とEUの双方に利益をもたらすであろう。

### 提案:

- EBC は、EU 製品があるにもかかわらず EPA を利用できないコストを企業が回収できるよう、日本が EPA の遡及適用を導入することを提言する。

# 医療・衛生

IVD (in vitro diagnostics)

医療機器

医薬品

ワクチン

化粧品・医薬部外品

## Dr. Shinichi Eda, Ph.D

Vice-Chair, Medical Equipment & Diagnostics Committee  
(Head of Medical, Quality & Regulatory, Roche Diagnostics K.K.)  
c/o Roche Diagnostics K.K.  
Shinagawa Season Terrace, 1-2-70, Konan, Minato-ku,  
Tokyo, 108-0075  
Phone 03-6634-1111  
Fax 03-5479-0561

# IVD (IN VITRO DAIGNOSTICS)

## はじめに

日本のヘルスケアを取り巻く環境は、加速する少子高齢化による人口問題や国民総医療費の増大による社会保障制度の制度疲弊に直面する事で、制度の運営方法にとどまらず制度自体の目的を考え合わせた制度改革を迫られている。「医療の質の向上」と「医療費の適正化」に向けたこの転換期に、医療行為の中で大きな役割を果たしている臨床検査(検体検査)の価値と役割についての深い論議は必須の要件と考える。そして、医療現場のみならず医療制度を運営する側においても臨床検査の価値と役割を再評価する事で、臨床検査の医療へのさらなる貢献を具現化していく事は急務であると考えます。

2007年以降、臨床検査の診療報酬制度について臨床検査振興協議会(JPCLT)や体外診断用医薬品業界団体と厚生省との「臨床検査に関する勉強会」や「診療報酬制度に関する定期会合」等を通して現状の問題点・課題、今後の方向等について検討結果の発表や意見交換を行い、提言や要望を出している。その結果として、2008年以降の診療報酬改定においては、臨床検査の「質の確保および迅速化」を考慮した検体検査実施料の改定が行われてきていることを評価している。特に2016年の診療報酬改定において「国際標準検査管理加算」が新たに設定され、施設基準が「国際規格に基づく技術能力の認定」と明示されたこと、さらに2018年に施行された「医療法等の一部を改正する法律」において検体検査の品質・精度の確保が明確化された意義は大きいと考える。

また、既に臨床の場においてますますその重要度が増してきている個別化医療/コンパニオン診断薬については、その承認プロセスの構築と、医薬品と同期する保険償還制度の確立に関して、製薬業界団体とも協働し、行政との協議を進めている。さらには次世代シーケンサー等の先進技術を用いた検査の臨床運用も急速に進んでおり、これら先端技術検査の精度・品質を担保する制度設計は緊急の課題である。このような現実において、日本の医療現場で個別化医療をさらに普及させ、臨床検査・医療の質の維持向上のために臨床検査の価値を基にその役割を果たし続けるためには、現行制度の整備・改革が不可欠であると考えている。とりわけ「新規体外診断用医薬品へのアクセスの迅速化」、「最新臨床価値に基づいた検体検査実施料の設定」は、医療の質の向上のみならず、患者さんへの最新高度医療を迅速に提供する上で非常に重要な改善項目であると認識している。

EBC医療機器&IVD委員会・IVD部会は、今後も臨床検査振興協議会や他の体外診断用医薬品業界団体と連携して、臨床検査の価値の啓発に努める。

## 主要な問題および提案

### ■ 添付文書の電子化に係る実行可能な運用

年次現状報告: 継続中。体外診断用医薬品の特性に応じた特有の添付文書が存在する。様々な添付文書の提供に対応した運用整備が必要。

#### 提案:

- 体外診断用医薬品特有の添付文書の在り方が存在することを考慮し、ユーザーに適切かつ必要な情報を提供するための添付文書電子化の運用を要望。

### ■ 体外診断用医薬品（IVD）の定義及びクラス分類における国際整合

年次現状報告: 継続中。医療に必要な情報提供や予後・リスク評価を目的とした IVD や先端技術を用いた IVD が増え、それらに対応した IVD 国際分類基準が IMDRF により検討されていることを踏まえた規制整備が必要。

#### 提案:

- 国際整合を目的として、体外診断用医薬品の定義（スコープ）を拡大すると共に用途やリスクに合わせた適正なクラス分類および規制を要望。

### ■ 体外診断用医薬品（IVD）に係る規制や業務の合理化

年次現状報告: 一定の進展。承認前試験による審査期間の延長や承認取得時期の予見性の低下を改善するために、承認前試験の目的やプロセス(標準的事務処理期間)を明確化した通知が発出された。

#### 提案:

- 届出や申請時の手続きや申請・審査業務の効率化、提出書類の電子化（ペーパーレス）などさらなる業務の効率化・合理化を要望。

### ■ 体外診断用医薬品の医療上の有用性・革新性評価

年次現状報告: 継続中。品目が有する医療上の有用性・革新性は直接的には評価されておらず、また、中医協で議論・合意された新規・改良項目の性能や特性に関する評価も公表されていない。

#### 提案:

- 保険収載時に収載 IVD の医療上の有用性・革新性に対する評価ポイントを明示することを要望。

### ■ POCT 検査による「質の高い在宅医療の確保」への貢献

年次現状報告: 継続中。地域包括ケア構築のためには在宅医療の充実、かかりつけ医機能の強化が必要。在宅医療の現場で POCT 検査を行うことで早期の病態把握や急性期医療への連携介入による患者の予後の重症化の軽減が期待される。

#### 提案:

- 特に要望の高い循環器、感染症領域の POCT 検査を適正に評価する保険の仕組みを要望。

## Mr. Hideaki Mori

Chair, Medical Equipment & Diagnostics Committee

(President & CEO, Siemens Healthcare K.K.)

c/o Siemens Healthcare K.K.

Gate City Osaki West Tower,

1-11-1 Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141-8644

Phone 03-3493-7500

Fax 03-3493-7654

# 医療機器

## はじめに

日本の 2016 年度国民医療費は 41.3 兆円で、前年から 0.4%の減少となった。ただ、これはC型肝炎治療薬をはじめとする抗ウイルス剤薬剤料の大幅な減少による一時的なものとしてされており、高齢化や慢性疾患の増加による疾病構造の変化、医療ノベーションの推進と医療費抑制の並行実現といった課題に変わりはない。一方、医療を取り巻く状況は、少子高齢化による労働力不足、ICU・病理をはじめとする専門医不足、病医院の経営不振や破綻といった問題もあり、複雑化の様相を極めている。

これらの改善のためには、医療制度改革や技術イノベーションの推進に加えて、「病気を治療する医療」から健康を維持し病気を「予防するヘルスケア」への拡張や、医療情報の利活用とそれによる医療サービスの効率化を並行して進めることが重要であると考えます。健康状態のモニタリングによる早期異常検知や、正確で確定的な診断、診断結果のセキュアな共有とそれによるタイムリーで効率的な医療サービスの実現、そしてそれらをシステムとして社会に導入し、浸透させることが医療費や患者の負担を軽減し、健康人口や労働力の増加、ひいては社会・経済の成長につながっていくものと考えます。

現在のような環境下で今後も高い質の医療サービスを提供し続けるためには、欧州の優れたイノベーティブな医療機器・医療材料・サービスの日本への適切な導入が必須である。そのためには、日本の規制やプロセスをできる限り国際基準に合わせることで、欧州との相互認証を進めることやデータの活用、保険償還制度の予見性を高めることが求められる。日本から規制に関する情報を多言語にて世界に発信することにより、日本の市場をより開かれたものとし、欧州からの市場参入を促す必要がある。

日本国内では 2020 年度より PHR 導入が進む中、コロナウイルス対応としてのオンライン診療も進行中。医療機関のクラウド化・集約化が求められている。医療IT技術を活用した救急救命・遠隔医療・介護見守り、医療データのデジタル化による効率的な医療サービスの提供、IOT、AIを使用した医療機器の導入に向けて欧州で実施されているサイバーセキュリティ、GDPR への適切な対応、また、欧州企業が参画できる FDI (Foreign Direct Investment) の施策継続も望まれる。

EBC 医療機器・IVD 委員会は、欧州より優れた医療機器だけでなく、先進的なヘルスケアモデルや有効な医療システムを日本に導入すべく、行政や他関連業界団体と協力し、日本の医療システムや業界構造の変革の実現に貢献できるよう提言を行う。

## 主要な問題および提案

### ■ 保険医療材料の保険適用・機能区分見直し

年次状況報告:進展なし。保険医療材料の機能区分が見直され細分化 8 件、合理化 15 件、新設 8 件、簡素化 15 件となった。

提案:

- 見直しのプロセス前倒しや明確化と商品特性に基づいた保険償還価格システムへ改善継続要望

### ■ 外国価格参照制度について

年次状況報告:進展なし。新規収載品に係る外国価格調整の比較水準が 1.3 倍から 1.25 倍に引き下げられた。既収載品の再算定は、加重平均値 1.3 倍以上では、75/100 から 50/100 の下げ幅に改定。

提案:

- 比較水準を維持しつつ為替変動リスクを考慮したシステム構築の継続要望

### ■ 使用実績に応じた保険適用制度(Cチャレンジ)の拡大化

年次状況報告:若干の進展。使用実績による再評価する C1 チャレンジが制度化され、再評価への路が開けたが、診断治療機器の技術料に関しては対象外とされている。

提案:

- 診断治療機器の再評価を行うC2チャレンジもC1同様再評価を継続要望

### ■ 臨床評価の相互認証と国際整合化

年次現状報告:進展。日本政府は機器の申請時に海外における臨床評価結果の活用を促進すべく PMDA の事前相談サービスの活用を奨励。

提案:

- 治験の可否に関連する”医療機器の迅速かつ的確な承認及び開発のための治験ガイダンス”などが発行され更なる海外データの実運用におけるEU-日本での臨床結果の相互活用促進に期待。

### ■ QMS相互認証と国際整合化

年次現状報告:進展。国際標準との整合について進展が見られた。正式に MDSAP へ参加したことにより更なる国際整合化に向けて議論が展開中。

提案:

- QMSの国際標準との整合に向けて公式な英文によるQMS省令の情報発信を提案。
- MDSAP参加による監査の改善は見込まれるが今後QMS省令の要求事項との差分解消並びに製品群区分の国際整合がなされる事を要望。

### ■ 医療機器ライセンスの相互認証と国際整合化

年次現状報告:若干の進展。J-PMDA 法の施行により PMDA の承認審査期間は短縮され、パフォーマンスは向上した。

提案:

- PMDAと厚生労働省は、低リスクのクラス2以下の製品における日本-EU間での相互認証を導入すべきである。

## Mr. Thorsten Poehl

Chair, EFPIA Japan

(Representative Director, Chairman & President

Nippon Boehringer Ingelheim Co., Ltd.)

EFPIA Office:

ThinkPark Tower, 2-1-1, Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141-6017

Phone: 03-6417-2032

Fax: 03-6685-4870

# 医薬品

## はじめに

日本では、高齢化の進展により国民医療費が増大し、また医薬品市場においても一部の革新的医薬品で突出した成長が見られるものの、医薬品市場全体の成長はむしろ抑制されていることが示されている。

**医薬品市場:**2017年度の国民医療費は前年度比+2.2%、0.9兆円増の43.1兆円であった。一方、薬剤費は薬価改定が行われない年であることから9.5兆円と前年度比+2.6%であった。しかしながら、2018年度薬価制度抜本改革後、2019年10月の消費税引上げに伴う全品目に対する薬価改定も実施され、中間年改定を開始するとされている2021年を待たずして、2018年以降は実態として毎年の薬価年引下げが行われている。

**薬価制度改革:**2020年度薬価制度改革は、2018年度の薬価制度抜本改革に引き続き、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立し、国民が恩恵を受ける「国民負担の軽減」と「医療の質の向上」を実現する観点から実施するとされた。具体的には、新薬創出等加算について、2018年度薬価制度抜本改革で大幅に縮小された品目要件において、先駆け審査指定制度対象品目や効能追加の一部が対象に加えられるなど、若干の見直しが行われた。一方で、新薬創出等加算対象品目を比較薬として算定された新薬が新薬創出等加算の対象外である場合、比較薬の新薬創出等加算累積相当額を一定期間後に控除する仕組みや、効能変化再算定の特例が導入されるなど、特許期間中の新薬の薬価の在り方に大きな影響を与える見直しも行われた。社会保障関係費の抑制の多くを薬価の見直しから捻出することは限界であり、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」の両立に向けて、これまでとは異なる対応が十分に検討されるべきと考える。

**中間年改定:**薬価改定は、診療報酬改定と同時の2年毎の実施が基本とされてきた。一方で、2021年からは通常改定の狭間の年にも改定を行い、対象とする品目の具体的な範囲は2020年中に決めるとされている。「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」(2016年12月20日)では、「価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う」とされていることから、日本における新薬の開発への影響等を十分に考慮した上で、対象は価格乖離の大きな品目に限定すべきであると考える。

**新薬の14日処方制限:**新薬は薬価収載後1年間、処方期間の上限は原則14日に制限され、多くの新薬の使用も限定されている。市販直後調査に加え、2013年に「医薬品リスク管理計画」が導入され、充実した安全対策が図られている。新薬の14日処方制限は、現在では不要な規制であり、新薬を必要とする患者さんのアクセスを阻害している。規制改革会議からも本制度の廃止・見直しが求められており、EFPIAはそれを支持する。

**費用対効果評価の導入:**2016年より費用対効果評価(CEA)を用いた医療技術評価(HTA)が試行的に導入され、2019年から本格導入が開始された。欧州での経験からCEA/HTAの厳格な適用は患者さんの革新的な新薬へのアクセスを阻害することに繋がり、また、アカデミア、政府、産業界にとって大きな業務負担を強いるものにつながる。日本にはすでに薬剤費用をコントロールする有効な仕組みが存在することから、CEA/HTAが更なる薬剤費抑制の仕組みになってはならない。欧州においても多くの課題に直面していることから、導入は限定的にとどめるべきである。

**薬事における国際調和:**臨床試験に関しては、2012年12月の医薬品の臨床試験実施に関する基準(GCP)改正等により、治験の実施に関するグローバルスタンダードとのアラインメントが着実に進んでいる。従来は通知ベースで実施されていた先駆け審査指定制度、条件付き早期承認制度が法制化され、また新たに特定用途医薬品制度が創設され年内にも施行される(2020年9月1日)。さらに、日欧のGMP相互承認の対象医薬品が2018年7月より拡大され、化学的医薬品の原薬や無菌製剤、生物学的医薬品なども含まれることとなった。加えて2019年12月4日の薬機法改正により、今後GMP適合性調査の対象が製造所単位となる調査も加わることになる。これについては、確実な日欧のGMP相互承認の実施及び将来的なGMP適合性調査の海外との整合性の調整を求める。

## 主要な問題および提案

### ■ 薬価制度

年次現状報告: 引き続き後退と新たな問題点。2018年度薬価制度抜本改革において大きく見直された新薬創出等加算について、2020年度薬価制度改革では対象範囲の見直しを実施されたが、その内容は限定的であり、革新的な新薬の特許期間中の薬価の在り方としては更なる充実が必要である。また、新薬創出等加算対象外新薬に対する加算累積相当額控除の仕組みが導入される等、薬価の予見性に大きな影響を与える見直しが行われた。これらの度重なる薬価算定ルールの見直しにより、日本の医薬品市場に対する魅力度は大幅に低下している。

#### 提案:

- 新薬のイノベーションを適切に評価することが出来る、予見性と公平性のある薬価制度とすべきである。
- 中間年改定については、2年毎に実施される通常改定とは異なる位置づけとし、対象とする品目は薬価乖離率の大きな品目に限定したものとすべきである。
- 現在の薬価算定ルールは度重なる見直しにより非常に複雑な仕組みとなっていることから、簡素で分かりやすく透明性の高い仕組みへと見直しを進めるべきである。

### ■ 費用対効果評価などの医療技術評価 (HTA)

年次現状報告: 多くの改善余地がある。

#### 提案:

- 現状の日本の制度のように、コスト/QALY値に大きく依存した評価は医薬品の価値を適切に評価できないため、追加的評価項目を組み込む必要がある。
- HTAに関しては、日本は発展途上であり、また、多くの製品を評価できる環境もないため、評価の対象となる製品数は限られたものとすべきである。
- HTAの評価が、患者さんの新薬へのアクセスを阻害あるいは遅延させることがあってはならない。

### ■ 国際調和(臨床試験環境)

年次現状報告: 若干の進展。日本における治験の効率化に関する課題には改善の余地がある。

#### 提案:

- 今までの治験の効率化に関する様々な取り組みにより、日本での治験実施環境は向上してきているが、治験コストの適正化や症例集積性の向上についてはさらに改善の余地がある。
- 2018年6月発出の厚生労働省通知、国際共同治験の計画及びデザインに関する一般原則に関するガイドライン(ICH-E17)を有効活用して、医薬品の国際共同試験の一層の促進が必要。

### ■ 承認審査等に係る新たな動き

年次現状報告: 若干の進展と新たな問題点。

#### 提案:

- 優先審査指定制度の追加、条件付き早期承認制度の法制化: 2019年12月4日の薬機法改正の公布により、“先駆的医薬品”(先駆け審査指定制度の法制化)、“特定用途医薬品等”の指定制度、“条件付き早期承認制度”が創設された。いずれも2020年9月1日に施行されるが、その運用に際しては、実態を考慮した関連法規の整備と関連組織体制の充実を求める。
- PACMP 制度の法制化: TECHNICAL AND REGULATORY CONSIDERATIONS FOR PHARMACEUTICAL PRODUCT LIFECYCLE MANAGEMENT(ICH-Q12)に先駆けてPACMP制度が創設された。2021年8月1日の施行に向け実態を考慮した使いやすい制度となるよう関連法規の整備等を求める。

## Mr. Shinji Matsumoto

Chair, Vaccine Sub-committee, Biologics Committee, EFPIA Japan

(Senior Expert, GlaxoSmithKline K.K.)

c/o GlaxoSmithKline K.K.

1-8-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-4231-5000

Fax 03-4231-5977

# ワクチン

## はじめに

第15回予防接種・ワクチン分科会(2019年10月開催)において、ロタウイルスワクチン定期接種の2020年10月開始が決定し、残るは、おたふくかぜワクチンのみとなった。また、その他のギャップとして、MMRワクチン(おたふくかぜ・麻疹・風疹の三種混合)や、五種、六種混合ワクチン(DTaP-IPV四種混合ワクチンにB型肝炎ワクチンやヒブワクチンを加えたワクチン)は国内未導入である。EFPIAワクチン部会は、混合ワクチン早期導入実現のために、レギュレーションや政策関連の障壁を減らす活動を続けている。

一方で、2019年夏から、2021年度予防接種法改正に向け、厚労省と業界4団体(EFPIA、PhRMA、製薬協、ワクチン産業協会)の協議を毎月実施し、次の7課題を中心に協議を行った。①定期接種化の促進と予見性の向上、②開発優先度の高いワクチンの開発等の促進、③データベースおよびモニタリングシステムの充実化、④情報発信の強化および議論やプロセスの透明性の向上、⑤安定供給の確保、⑥副反応疑い報告書、詳細調査等、⑦その他(ワクチン産業ビジョン、名古屋議定書など)

特に、予防接種・ワクチン分科会の各部会において、業界4団体ワクチン代表者が、新規導入ワクチンの定期接種化促進のために、承認前から定期化議論を始めることが必要であること、および安定供給対策案等を主張、同内容は自民党ワクチン勉強会でも言及した。

特に、ワクチン安定供給のための対策案として、国家検定の効率化や国家備蓄の必要性について4団体統一意見をとりまとめ訴求した。更にEFPIAからは、新規ワクチン導入時における国家検定迅速化の海外事例(製品輸入前に、メーカーからサンプルを検定機関に提供)といった具体的な提案を行った。

加えて、第5回自民党ワクチン勉強会(2019年11月開催)にて、EFPIA提言の機会を得て、ワクチンの総合的価値の評価が重要であること、および、予防接種政策改善の為に、より多くの予算が予防接種政策に投入されなければならないこと等を言及、参加議員から前向きな発言を得た。

以上の活動により、産官学のみならず、政治関係者や一般市民にも広く、現在のワクチン課題を提示することができ、検定制度の改定(封印作業の廃止等)という一定の成果を得られた。

厚労省は業界4団体協議の次テーマとして、定期接種ワクチン価格の効率化と、価格決定プロセスの透明化に着手したいという強い意向があり、各団体は準備に入っている。EFPIAとしては、PhRMAとともにグローバル企業の視点から価格決定プロセスに関する意見を取りまとめる予定であり、予防接種は、治療薬と異なる市場であり、価格設定は、ワクチンのイノベーションを引き出すためにも最重要課題であることを強く主張していく予定である。

EFPIAワクチン部会ではワクチンセミナー開催により、ステークホルダーと予防接種環境改善の為の協議を重ねている。その一環として2019年は、“Life Course Immunizationを考える”をテーマとして、EFPIAワクチンセミナーを開催した(2019年12月)。川崎市健康安全研究所 岡部所長を座長に迎え、アカデミア・行政・メディアなど予防接種に携わるステークホルダーの多数参加を得て、成人ワクチン普及のための障害や、その対策について議論した。WHOが10の脅威として取り上げているVaccine Hesitancyについて各界参加者から活発な意見交換が行われ、ワクチンを安心して受けていただくためには、まずは、接種医師と被接種者間における、相互の正しいコミュニケーションが必要であるとの見解で合意した。

## 主要な問題および提案

### ■ WHO推奨ワクチンの定期接種化と混合ワクチンの開発促進

年次現状報告:進展。ロタウイルスワクチン定期接種の2020年10月開始が決定された。残るおたふくかぜワクチンに関しては、既存おたふくかぜワクチン接種による無菌性髄膜炎の発生頻度を、10万例以上の大規模調査が必要との実現困難な議論が予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 ワクチン評価に関する小委員会で行われ、進み始めた議論がまた暗礁に乗りかかっている。また、混合ワクチン等の開発優先ワクチンについての議論が進捗していないのも事実である。

#### 提案:

- 残るおたふくかぜワクチンについては、AMED班研究等のアカデミアとも解決策をしっかりと議論し、産官学一体となって早期定期化を目指していくべきであり、その活動を混合ワクチン早期導入につなげるべきである。

### ■ 安定供給体制の確保

年次現状報告:進展。第22回予防接種・ワクチン分科会 研究開発及び生産・流通部会(2019年12月開催)にて、4団体より安定供給実現のための対策を提案した。安定供給の足かせの一つとなっている国家検定の効率化については、検定制度改定(封印作業の削除等)の成果を得た。ただし、業界4団体の他提案(国家備蓄、国家検定をMRAに入れる等)に関しては、まだ動きが見えていない。

#### 提案:

- ワクチンの製造元を国内外の複数業者に分散し、安定的な供給ルートを確保すべきである。
- 政府による長期の購入契約締結や備蓄対策といった手段も検討すべきである。

### ■ 日・欧相互認証協定(MRA)や「生物学的製剤基準」(MRBP)を含む、規制要件の国際的調和の推進

年次現状報告:進展。医薬品GMPのMRA対象国が2016年4月に拡大され、2018年7月にはワクチンがMRAの対象となった。これは大きな進展である。しかし依然として、国家検定実施のプロセスや、改定時期、手順、収載基準が明確でない生物基の存在など、薬事規制により新規ワクチン導入や供給に手間や時間がかかり過ぎている。MRAが発効されても国家検定は残ることから、輸入から市場への出荷までにはほぼ変わらず、輸入ワクチンの供給は6カ月以上の時間がかかる。

#### 提案:

- 早期にワクチンの品質基準を最新の科学技術に基づき改訂し、かつ他国との調和を図るべく、現行の生物基を廃止し、内容を整理して日本薬局方に統合するべきである。

### ■ 成人高齢者予防接種普及のための啓発活動

年次現状報告:進展。“Life Course Immunizationを考える”をテーマにEFPIAワクチンセミナーを開催、接種医師と被接種者との双方間のコミュニケーションが接種向上に必要不可欠であるとの見解で合意した。

#### 提案:

- 2020年度はWHO GACVS (Global Advisory Committee on Vaccine Safety) が推進するコミュニケーションガイドライン作成について、日本医師会や厚労省に提唱して進めていく。

## Vacant

c/o Bjorn Kongstad, Chief Policy Director

European Business Council in Japan

Sanbancho POULA Bldg. 2F

6-7 Sanbacho, Chiyoda-ku

Tokyo 102-0075

Phone 03-3263-6222

Fax 03-3263-6223

# 化粧品・医薬部外品

## はじめに

ヨーロッパ企業は、新規成分の開発や研究への投資、科学的知見のグローバルな展開への貢献、消費者への情報提供を行うと共に、製造販売後安全管理の基準(GVP)と品質管理の基準(GQP)順守によって市場における製品の品質、有効性、安全性を確保し、さらに持続可能な環境の推進に努めている。ヨーロッパ企業が提供する多種多様な革新的で安全な化粧品および医薬部外品は、身体を清潔かつ健やかに保ち、厳しい外的環境が肌にもたらす影響を緩和したり、容顔を変えたり、虫歯を予防したりという様々な方法で、消費者の日常生活のQOL (Quality of Life) 向上に寄与している。日本政府は現在財政への負担を緩和しつつ国民の健康向上を図るためにセルフケア・セルフメディケーションを推進しているが、化粧品・医薬部外品はその目的に合致する製品群でもある。

2019年の日本の化粧品出荷額は1兆7,592億円であった。日本は2019年には2,825億円相当の化粧品を輸入し、その内、ヨーロッパからの輸入は約1,095億円相当\*であった。輸入化粧品および医薬部外品の多くがヨーロッパから輸入されていることは、日本の消費者がその価値を認めている証といえる。一方、厚生労働省は2016年に輸入非関税障壁であった輸入届の廃止、また医薬部外品においても承認事項一部変更承認において製品切り替えの申請者による時期設定を行えるようにし、輸入に関わる規制緩和を行った。

しかしながら、日本特有の規制は、透明性や諸外国との整合性の観点から改善の余地があり、また複雑な承認申請制度を有するために、ヨーロッパ企業は特に医薬部外品を効率的に日本の消費者に提供することが難しい現状にある。その結果、世界各国で販売されているヨーロッパ製品の中には、日本市場への導入に長期間を要したり、期待できる効果効果を持つにもかかわらずその効果を謳えないものがある。また、医薬部外品において新規有効成分や新規添加物を含むものは、日本で承認を得ることが難しく時間を要するため、成分の変更を余儀なくさせられる場合もある。例えば、ヨーロッパと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用しており、日本では、化粧品に汎用されている成分であっても、医薬部外品に新規配合する場合には長い審査過程を経なければならず、日本市場への迅速な導入が難しいとの判断から、成分の変更を余儀なくさせられるといった場合である。また、日本で既に承認されている医薬部外品の有効成分および添加物についての情報開示は非常に限られており、医薬部外品の市場導入に時間を要する要因ともなっている。

並行輸入品は目下、日本の高級化粧品市場の相当の割合を占めている。一部の調査研究によると、販売個数の11%が並行輸入品である。ほとんどは、Eコマース・ポータルを通じてオンラインで販売されている。並行輸入品は日本市場向けにつくられていないため、日本向けに承認されていなかったり、適切な表示がなされていなかったりするおそれがある。また、輸入品が古い製品であったり、適切に輸送または保管されていなかった製品であったりしても、やはり消費者に危害を及ぼすおそれがある。EBCは日本の当局に対し、使用原料や、試験、表示に特意的を絞って、すべての化粧品販売業者に化粧品に関する同一の高い基準が確実に適用されるよう要望する。

ヨーロッパと日本は、リーダーシップを発揮し医薬部外品のより迅速な承認に取り組み、化粧品の効果効果の整合性を図り、化粧品と医薬部外品に配合可能な成分についても整合化すべきである。一方、化粧品規制協力国際会議(ICCR)は、国際的な消費者保護を最高水準に保ちつつ、貿易における障壁を最小限に抑えるべく多国間の規制のハーモナイゼーションを推進する方法について協議している。EBCはICCRにおけるヨーロッパと日本によるリーダーシップを強く支持する。

\*イギリス、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、スイスからの輸入合計額

## 主要な問題および提案

### ■ 医薬部外品の規制・制度

年次現状報告:進展なし。厚生労働省は、薬用シャンプー、薬用リンス及び薬用石けんの承認審査に係る留意事項に関する通知を発出し審査ガイドラインを明示した。PMDAは、2019年7月に医薬部外品の製造販売承認申請モックアップを改定し、申請品目の別紙規格成分の規格及び試験方法が既承認品目中の別紙規格と同一の場合の取り扱いに関する例示を追加した。こうした一連の動きは、医薬部外品審査制度の改善に繋がると考えるが、申請及び審査業務の簡素化や迅速化は確約されていない。また、審査業務の円滑化のため、毎年、医薬部外品承認申請実務担当者説明会を開催し、説明会での資料に基づいた審査が行われているが、その資料の位置付けは明確に示されていない。例えば、既承認の医薬部外品と同一性ありとして承認される範囲は、承認前例の提示がある場合のみと限っているが、厚生労働省から発出される通知等ではそれは一切示されていない。

#### 提案:

- 審査ガイドラインが作成され、既承認の医薬部外品と同一性があると認められる医薬部外品については審査期間の短縮を早期に図るべきである。
- 既に承認されている医薬部外品に配合している成分の別紙規格と同一規格の成分を使用した医薬部外品の申請においては、当該別紙規格記載内容を再度審査することを省略し審査の効率化・短縮化を図るべきである
- 審査における考え方を変更する場合は、実務担当者説明会だけで公表するのではなく、予めパブリックコメントでの意見募集を経るなど申請者側の理解を得た上で、通知や事務連絡等の発出により周知されるべきである。

### ■ 化粧品及び医薬部外品の広告表現拡大について

年次現状報告:進展なし。化粧品の効能は、2000年の通知「化粧品の効能の範囲の改正について」において化粧品に該当する55の効能が定められた。2011年には、「乾燥による小ジワを目立たなくする」の効能が追加された。しかしながら、日本における効能表現の範囲は、ヨーロッパに比べ未だに狭く、最新の研究と技術に基づいた輸入化粧品の日本市場への参入を阻む要因ともなりかねない。

一方、効能の拡大のために日本化粧品学会・日本化粧品工業連合会は紫外線による「光老化」の予防効能に取り組んでいる。近年、健康長寿社会の実現に向けて、セルフケア・セルフメディケーションの推進が求められている。アトピー肌の保湿ケアや、皮膚がん予防のための日焼け止め製品の使用等、化粧品や医薬部外品による日常的なケアは、健康を維持し、疾病を予防するために重要な役割を担っているが、現在の広告規制では、その重要性を訴求することが認められていない。

#### 提案:

- 化粧品及び医薬部外品を使用した日常的ケアによる健康維持や疾病予防などの役割も訴求できるよう、広告表現の規制を緩和するべきである。

### ■ 化粧品及び医薬部外品の届出・申請業務のオンライン化

年次現状報告:わずかに進展。国は、2016年12月に「官民データ活用推進基本法」を制定し、行政手続きに係るオンライン利用の原則化のために必要な措置を講ずる旨を規定した。一方、化粧品及び医薬部外品については、NACCS(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)を使用できる輸出届を除き、FD等の記憶媒体と書面による届出・申請であり、諸外国と比較し、旧態依然とした手続きとなっている。また、都道府県、PMDA、税関のシステムが連動していないことから、化粧品・医薬部外品の製造販売に係る届出・申請、輸出用製品に係る届出、輸入通関に必要な資料の提示について、それぞれの手続きが必要となっている。厚生労働省は、平成31年度に医薬品医療機器等の申請・届出手続きをオンライン化する予算を獲得した。しかしながら、申請書・届書の様式や記載事項を変更せずに、現行の「厚生労働省版医薬品等電子申請ソフト」から出力した

ファイルを単にオンラインで提出するだけでは、申請業務の簡素化及び迅速化の実現は難しいと思われる。日本国家が目指すITを最大限活用した効率的な行政手続きを可能とするようなシステムの構築が期待される。

**提案:**

- 化粧品製造販売届、医薬部外品承認申請については、オンラインで届出・申請可能なシステムを構築し、通関時に使用するシステムとの連動により、申請手順のワンストップサービスを可能とするべきである。
- 申請書、届書の様式や記載事項、「厚生労働省版医薬品等電子申請ソフト」の仕様を改良し、行政手続きの簡素化及び迅速化を図るべきである。

## ■ すべての市場参加者への同一基準の適用

*年次現状報告:新たな問題。*安全性の確保は、法的観点からも、より一層重要なことに、消費者の観点からも、きわめて重要である。したがって、化粧品と医薬部外品の製造者と輸入業者は、安全性と品質をモニターするための市販後の監視・管理体制を実現することに相当の資源を投入することを義務付けられている。しかし、並行輸入業者は必ずしもこうした要件を守らず、時には登録商標を違法に用いたり、日本で承認されていないバージョンの製品を輸入したり、ラベルが破損もしくはなくなっている製品や消費期限切れの製品を販売したりする。

**提案:**

- 日本は、化粧品および／または医薬部外品の販売に携わるすべての者に、安全性と品質に関係した同一の法的要件を確実に順守させるべきである。
- 当局は、消費者教育のための業界主導のキャンペーンをサポートして、正規販売業者によって販売される製品と、そうでない製品についての消費者の理解を向上させるべきである。

## ■ 動物実験代替法

*年次現状報告:わずかに進展。*医薬部外品申請に利用できる眼刺激性試験代替法として、再構築ヒト角膜様上皮モデル法(RhCE法)が新たに追加された。しかしながら、日本では、新規原料配合の医薬部外品の安全性評価において、原料のハザード評価として動物実験結果が必ず求められ、その他利用可能な科学的根拠が十分に審査されているとは言えない。また、各国では、動物を全く用いない評価法の開発や安全性評価手法の確立、化粧品以外の目的で実施された動物実験結果の利用に向けた議論が積極的に進められているが、日本における最終製品の安全性評価の方針は示されないままである。

**提案:**

- 日本は、最終製品の安全性評価の考え方に大きな変革が求められている状況を踏まえ、動物を全く用いない代替法の開発と医薬部外品申請への活用を進めるとともに、不要な動物実験の実施を防ぐために、利用可能な科学的根拠を活用した最終製品のリスク評価手法を確立するべきである。

# 消費財

酒類  
食品・農業

## Mr. Bruno Yvon

Chair, Liquor Committee

(President, MHD Moët Hennessy Diageo K.K.)

c/o MHD Moët Hennessy Diageo K.K.

13F Jimbocho Mitsui Bldg.

1-105 Kandajimbocho, Chiyoda-ku, Tokyo101-0051

Phone 03-5217-9723

Fax 03-5217-9751

# 酒類

## はじめに

欧州は酒類、ワインの世界有数の輸出を誇る。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、年間売上高は推定3.5兆円にのぼり、いくつかのカテゴリーで消費が拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売額でみると、2019年の外国産輸入酒類は、3,054億円(税関調べ)で、日本の酒類市場全体のわずか9%だった。

日本では、食品に対する製造ロット番号(生産履歴管理情報)の使用は、厚生労働省の行政通達で推奨されているものの、食品衛生法では義務づけられていない。対照的に、EUは、製造ロット番号が効果的で効率的な商品リコール回収プロセスに重要な役割を果たすことから、すべての食品・飲料商品に製造ロット番号を表示することを義務づけている。EU産酒類商品の輸入業者の多くは、商品を日本で販売・流通する際に製造ロット番号の適切な表示に留意しているにもかかわらず、消費者の安全よりも事業利益を優先する機を見るに敏な業者の中には、製造ロット番号が消去、改ざん、または隠ぺいされた商品を輸入する慣行が見られる。EBCは2010年から政府に対し、日本の消費者の安全を守るべく、積極的な対策を講じるよう要望している。EBCは、2014年9月に国税庁によって出された通達、および、2017年4月に国税庁によって作成された、こうした懸念を盛り込んだ、新しい酒類販売管理研修テキスト/DVDを評価している。さらにEBCは、経済産業省、厚生労働省、農林水産省が2017年7月に、製造ロット番号が消去された商品が市場に出回っていることに関する懸念を表明する通達を出したことを認識している。EBCは政府に対し、生産履歴管理のための製造ロット番号の表示を確保する積極的な対策をさらに講じるよう要望する。日本洋酒輸入協会(JWSIA)は、2018年6月23日、オリジナルの製造ロット番号の削除等された商品は品質保証におけるブランドの商標権侵害の恐れがあるという法律専門家の意見書を含む要望書を国税庁に提出した。EBCは、国税庁が酒類業組合法第86条に基づく国税庁告示を制定し、オリジナルの製造ロット番号が削除等された輸入酒類の流通の根絶に向けて法的規制を導入すべきであるというJWSIAの要望を支持する。

日本のワインとウイスキーの定義はヨーロッパの定義よりはるかに緩い。2015年には「日本ワイン」の定義が見直され、より厳しくなったが、「ワイン」そのものに対しては未だ緩い。生産過程においてより厳密な「日本産ウイスキー」と「ワイン」の定義を導入する必要がある。

EBCは、日EU-EPAの円滑な実施を歓迎する。ワインの重要な添加物はEPA交渉で日本とEU双方で承認済みであり(日本25品目、EU28品目)、EUで承認された添加物を用いたワインを日本は輸入できるようになった。最初の11品目は厚生労働省と国税庁に承認され、2番目の8品目は依然として承認過程にある。最終の9品目の承認プロセスはまだ始まっていない。厚生労働省と国税庁は、ほかの先進国で一般的な添加物を速やかに認可すべきである。

EPAの中で、スティールワインとスパークリングワインの関税は完全に撤廃された。2020年1月1日、日米貿易協定が発効され、スティールワイン(15%かリットル当たり125円のいずれか低い方)、スパークリングワイン(リットル当たり182円)の関税が段階的に撤廃される。EBCは日本に対し、期待通り、ワインに対する関税を撤廃するよう要望する。

EBCが目指したいEPAのもう1つの側面は、地理的表示(GI)の相互保護がEU産の139品目の酒類商品についてのGI保護を保証することである。

3段階(2020年、2023年、2026年)でビールの酒税を引き下げると共に発泡酒と「新ジャンル」の酒税を引き上げて、これらすべての飲料に関する税率を最終的に一律リットル当たり157円にする新しい酒税政策が策定された。ワインの酒税は、2段階(2020年と2023年)で引き上げられ、最終的に日本酒の引き下げられた税率と同じになる。蒸留酒に対する税は来るべき税率引き上げの対象とはならないものの、ABV(アルコール含有量)が37%未満の商品の場合、税率はリットル当たり370円と相当高く、さらに、ABVが1%増えるごとにリットル当たり10円が加算される。EBCは、ワインの増税に反対すると共に、蒸留酒の酒税を引き下げよう日本に要望する。

## 主要な問題および提案

### ■ 製造ロット番号削除品

年次現状報告: 遅い進展。オリジナルの製造ロット番号は、効果的で効率的な商品リコール回収プロセスに際して重要な役割を果たす。しかし、国税庁の2014年と2017年の通達や、2017年からの酒類販売管理研修は、製造ロット番号が消去、改ざん、隠ぺいされた商品の輸入と販売を禁止する拘束力を持たない。2018年6月、JWSIAは、オリジナルの製造ロット番号の削除等された商品は品質保証におけるブランドの商標権侵害の恐れがあるという法律専門家の意見書を含む要望書を国税庁に提出した。EBCは、JWSIAの要望を支持する。

提案:

- 政府は、製造ロット番号が消去、改ざん、隠ぺいされた酒類の卸売・小売を禁止する、罰則付きの法律を發布すべきである。

### ■ ワインとウイスキーの定義

年次現状報告: 進展なし。緩すぎるワイン定義は、通常はワインと認められない様々な商品を「ワイン」と称して販売することを許して日本の消費者の誤解を招くとともに、国際的に認められた定義に合致した欧州のワインにとって不公正な市場競争条件を生じさせている。日本のウイスキーには何の定義もない。

提案:

- 日本は、EUや米国で用いられ、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認されている国際仕様に適合したワインの定義を実施すべきである。
- 日本は、製造方法、蒸留方法、貯蔵年数、ボトル詰め場所などの「日本ウイスキー」のより厳密な定義を導入すべきである。

### ■ 添加物

年次現状報告: 進展。ワイン添加物はEPA交渉で認められ、EUで承認された添加物を用いたワインを日本は輸入できるようになる。最初の11品目は厚生労働省、国税庁により承認され、2番目の8品目は依然として承認過程にある。最終の9品目はまだ処理されていない。

提案:

- 厚生労働省、国税庁は、他の先進国で一般的に認証される添加物を速やかに認可すべきである。

### ■ ワインの関税

年次現状報告: 大いに進展。ワインに対する関税は日-EU EPA発効時に撤廃された。2020年1月1日に日米貿易協定が発効され、ワインの関税が段階的に撤廃される。

提案:

- EBCは日本に対し、期待通り、ワインに対する関税を撤廃するよう要望する。

### ■ 地理的表示

年次現状報告: 大いに進展。EU-日本間のEPAを通じて合意される地理的表示(GI)の相互保護は、EU産の139品目の酒類商品についてのGI保護を保証することになる。

提案:

- EBCは、日-EU EPAの円滑な実施を期待する。

### ■ 酒税

年次現状報告: 進展なし。日本は、3段階(2020年、2023年、2026年)でビールの酒税を引き下げると共に発泡酒と「新ジャンル」飲料の酒税を引き上げて、最終的にリットル当たり157円にする。しかし、ワインの酒税は、2段階(2020年と2023年)で引き上げられ、リットル当たり100円という、日本酒の引き下げられた税率と同じになる。来るべき税率引き上げの対象ではない蒸留酒は、ABVが37%未満の場合、リットル当たり370円と相当高く、さらに、ABVが1%増えるごとにリットル当たり10円が加算される。

提案:

- 日本は、2017年の税制改革に従って、ビールの酒税制度を速やかに改正すべきである。
- EBCは、ワイン増税に反対すると共に、蒸留酒の税を引き下げよう要望する。

## Vacant

c/o Bjorn Kongstad, Chief Policy Director  
European Business Council in Japan  
Sanbancho POULA Bldg. 2F  
6-7 Sanbacho, Chiyoda-ku  
Tokyo 102-0075  
Phone 03-3263-6222  
Fax 03-3263-6223

# 食品・農業

## はじめに

世界的に存在感を示しているにもかかわらず、欧州の食品・農産物は伝統的に日本市場への浸透が困難であった。普通のスーパーでも取り扱われているとはいえ、品揃えはほとんど例外なく、潜在的に可能な品揃えのごく一部に限られている。価格がそれほど問題とならない高級店やグルメ専門店では、状況はまだましである。

EU-日本EPAの実施と発効により、情勢は大きく変化した。すでに協定の最初の日である2019年2月1日には、スーパーマーケットはEPAをマーケティングツールとしてEUワインをマーケティングするのを見ることができた。新たに発表された貿易統計では、ヨーロッパの食品の日本への輸入が劇的に増加していることが示されている。しかし、これは問題がなかったと言っているわけではない。多くの輸入業者は、原産地規則の適用、特に原産地証明の方法について困難を経験した。輸出業者が発行した原産地明細書を使用しているにもかかわらず、日本当局から多くの追加情報が要求された。したがって、EBCが今日の状況が非常に異なっていると報告できることは、大いに安心できることである。日本当局と欧州委員会はともに、事態の改善に懸命に取り組んできた。EBCは、これらの変化に伴い、利用率がさらに高まり、両地域間の農産物貿易が今後も拡大し続けることを期待しており、また、他の改善すべき分野を見る際に、これが優れた事例となりうることを期待している。

しかしながら、潜在的な可能性を十分に満たすためには、日本は、関税割当 (TRQ) の管理に関する状況を改善する必要がある。現在、第3期の配分期間に入っているため、未解決の問題が残っている。輸入業者の中には、適用されるTRQ量に対応する販売契約を示すよう求められてきたものもある。EBCは、これは非常に負担が大きく難しいと考えており、農林水産省 (MAFF) に、より簡素な解決策を提案するよう求めている。さらに、EBCは、このことが、一部のカテゴリーが使用されていない、または使用されていない理由であると考えている。同じ話題ではあるが、周波数の反対側には完全に使用されるTRQがある。これらのTRQの中には、対応する分野で活動していない企業や個人を見ているものもある。

関税とは別に、様々な非関税の食品関連の問題もまた、日本における欧州製品の入手可能性に影響を与える。例えば、日本は、依然として、食品農業機関 (FAO) や世界保健機関 (WHO) によって安全と宣言された食品添加物や酵素の大部分を承認していないという点で、諸外国と「同調していない」状況にある。衛生・植物検疫問題はもちろんEPAに含まれている。しかし、EPAは現在のところ、供給業者や輸入業者がどんなメリットを予見できるかについて、ごく一般的な言い回ししか含んでいない点を指摘しておくべきである。したがって、両当局がこの分野で引き続き協力して、試験方法の認可の整合化や相互承認がなされていないせいで輸入品に対して重複した試験を行う必要のある現状を改善することが重要である。

調和から恩恵を受ける可能性のある分野の例としては、食品接触産業用材料がある。日本は現在、EUや米国と同様のポジティブリスト制度の導入を進めている。これはEBCが支持するものである。しかし欧米で承認されている産業用材料との調和が大切である。さらに、ポジティブリストに含まれていない産業用材料の使用に関する規定を日本に盛り込むことも重要である。EUと米国は共にこれに関する規定を設けている。

EBCは、はるかに多種多様な、安全で高品質の食品を日本の消費者に提供するという目標をサポートする効果的、建設的な変革をもたらす手助けをするため、日本政府および欧州委員会のすべての関係者と緊密に協力することを切望している。EBCは、EU-日本間のEPAが、関税の撤廃、基準の整合化、日欧両地域の市販承認の相互承認を確保するものと大いに期待している。EBC食品・農業委員会では、これは食品安全を損なうことなく達成できると固く信じている。さらにこれは、スーパーマーケットにおける選択肢拡大につながって日欧両地域の食品・農産物セクターの健全な競争を促進するとともに、欧州の食品が、日本の消費者が高く評価すること請け合いの、より手頃な存在になることにつながる。

## 主要な問題および提案

### ■ 関税および輸入割当

年次現状報告: 大いに進展。EU-日本EPAの実施、関税の撤廃・引下げにより、EUの製品は現在、マーケットアクセスを改善している。EBCは、これが日本の消費者による欧州製食品の購入増加にもつながることを大いに期待している。しかし、これらの自由化が厳格なセーフガード措置を用いずに実施され、TRQ行政も改善されることが重要である。

#### 提案:

- 割当管理制度が透明で使いやすいことが何よりも重要である。
- TRQの適用数量は、既に販売契約でカバーされるべきであるという要件は存在しないはずである。
- TRQの一部を「カバーする」抽選システムは、予見性が低いため、非常に使いにくい。日本は、完全に利用されている割当の制度を、歴史的データを利用した割当の制度に変更すべきである。また、割当は新規参入者に限定されるべきである。

### ■ 食品添加物、食品用酵素、加工助剤

年次現状報告: 進展。日本と他の主要市場によって承認された添加物および酵素のリスト内容の相違は依然広く見られる。日本の添加物承認面で前進が見られてきたとはいえ、承認過程は依然として障害のままであり、全体的に透明性を欠いている。EUと日本はEPAを機に、この分野での取り組みをさらに強化すべきである。EPAがより迅速な承認時間をもたらすと発表にもかかわらず、これは実現されていない。

#### 提案:

- 日本は、食品添加物の定義を整合化して、定義上、製造後には製品に残存しない加工助剤を除外すべきである。栄養強化剤についても同じことを適用すべきである。日本省及び食品安全委員会は、日本における使用基準が国際的な使用基準に相反しないようにすべきである。
- 日本はまた、純度、特定の食品添加物の定義、分子の大きさなどの食品添加物の仕様を調和させるべきである。
- 厚生労働省は、これまで食品添加物に注力してきたのと同様に、酵素にも注力し、他の主要市場で十分に確立された酵素を積極的に承認すべきである。
- 日本では、なぜ一般に使用されている添加物が日本での使用を認められていないのかを明示的に伝えるべきである。
- 日本は、EPAで議論されているように、承認時間が短縮されることを確実にすべきである。現在、協議期間は非常に長い場合がある。

### ■ 麦芽および関税割当制度

年次現状報告: 進展なし。日本はEPA以前からも麦芽に関税割当制度を設けている。関税割当を利用するには、ビールを製造する会社であるか、又は特定のビールメーカー専用に麦芽を輸入する会社であることが条件になる。EPAにより、EU産麦芽の追加割当が設定され、非差別的に管理されることになった。しかし、実際には、割当への適用は麦芽の実際の「消費者」、すなわち安定した年間生産計画を提示することができ、管理間接費に見合う製造会社に限定される。独力で輸入し、醸造所以外の需要に応えることを望む商社、または短期的または専門的な少量の需要を有する小規模製造業者は、新しい割当を利用することを禁じられる。その結果、2019年にはEPAでの麦芽の割当は完全に利用されていない。

#### 提案:

- 欧州の供給業者が関税割当を利用する必要性がなくなるよう、日本はEU産麦芽への関税を廃止すべきである。これは、ヨーロッパの供給者だけでなく、特に容量が小さい日本の生産者、またはスポット需要に有利に働くであろう。

- 日本は、貿易会社が麦芽割当に無差別にアクセスできるようにすべきである。そうすることにより、日本は、サイズの的には自分の割当を申請することができない、あるいは希望しない利用者に対応できるようにできる。

## ■ 器具・容器包装

*年次現状報告: 新たな問題。* ラッピング、包装、皿、カップ等々といった、食品と接触する材料は、食品衛生法で定められた規則を守る必要がある。我が国は、現在、上記の目的のために使用することが認められる産業用材料の一覧表の導入を進めているところである。ほかのいくつかの市場もポジティブリストを用いている。厚生労働省は、この目的のために、パブリック・コメントを求め、産業に対し、リストに含めたい物質を提出するよう求めた。これはまた、WTO通知手続を通じて行われた。しかし、EUや米国のような調和がなく、免除の手続きがなければ、欧州のサプライヤーと日本のバイヤーは、日本に製品を輸入できないリスクを冒すことになる。

### 提案:

- 日本は、EUや米国で認められている樹脂を認めるべきである。
- 日本も、EUや米国と同様、材料がポジティブリストに載っていないなくても使用できるようにする制度を導入すべきである。
- 日本は、日本市場向けの具体的な試験を避けるために、試験方法としてISO規格を活用すべきである。
- 日本は、EUと同様、最低5年の猶予期間を利用している。

## ■ 輸入業者別登録

*年次現状報告: 新たな問題。* ヨーロッパのサプライヤーの中には、非排他的な輸入業者/流通業者を使用しているものや、異なる市場セグメントに対して異なる流通業者を使用しているものもある。現在、すでに他の輸入業者の承認・登録を受けているにもかかわらず、各輸入業者は商品を登録しなければならない。これにより、追加の事務処理が生じる。EBCは、ブランドオーナーが登録を共有できる数社の輸入業者を指名できるシステムを用意したいと考えている。

### 提案:

- 日本は、複数の指定輸入業者が製品登録を共有できる仕組みを作るべきである。

## ■ 試験および認可

*年次現状報告: 進展なし。* 欧州製品多くは、輸入または日本市場での販売のいずれかについて承認されるために、頻繁かつ高価な試験を受けている。具体例としては、シアン化物試験、放射能試験、がん・重金属などの微生物検査などが挙げられる。多くの場合、欧州で行われている認可と試験を利用することが可能なはずであるとEBCは確信している。現在のところ、試験方法と規格が整合化されていないため、多くの場合、これは不可能である。

### 提案:

- 日本とEUはEPAを機に、重複試験をなくすためにはどんな試験が必要かを検討することによって、試験手続を合理化すべきである。一方の市場で消費向けに認められた製品は他方の市場での消費向けにも認められるということを目指すべきである。
- 日本はさらに、日本市場特有の試験を避けるため、試験方法としてISO規格を採用すべきである。

## ■ 賞味期限の表示

*年次現状報告: 新たな問題。* 日本の賞味期限の日付は特別に明記しなければならない。残念ながら、これは日本以外では一般的には使用されていない。製造方法が同じであれば、成分リストは変わらないが、賞味期限は絶えず変わるため、生産者が日本市場に貼付するのは難しく、輸入業者に任せることになる。

### 提案:

- 日本は、DDMMYYYYのような製品のラベルに適切に説明されている場合には、賞味期限の日付を代替として前もって許可すべきである。

# 産業

自動車  
自動車部品・アフターマーケット  
航空  
宇宙  
防衛・安全保障  
産業用材料  
エネルギー

## Mr. Kintaro Ueno

Chair, Automobile Committee

(President and CEO, Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.)

c/o Mercedes-Benz Japan, Co., Ltd.

Shinagawa Seaside Park Tower

4-12-4, Higashi Shinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo 140-0002

Phone 03-6369-7200

Fax 03-6369-7126

# 自動車

## はじめに

2019年の日本における四輪自動車の販売台数は5,195,134台(前年比-1.5%減)であった。2019年の欧州車を主とする外国ブランド四輪車の販売実績は、299,439台(前年比-3.2%減)となり、30万台には届かなかったものの、史上5番目の高水準であった。また、日本メーカー車を含む輸入車全体の年間実績も、348,316台の高水準となった。2020年に入り、新型コロナウイルスの影響に対する懸念が高まっている。生産ライン、サプライチェーン、市場環境全般に打撃を与えており、日本の四輪自動車販売にとっても大きなリスクとなっている。EBC自動車委員会のメンバー企業は、日本の顧客のために、先端安全技術・先進環境技術を搭載した新モデルの投入を継続する。加えて、この未曾有の危機に鑑みると、緊急事態の期間中は勿論、さらには緊急事態収拾後の産業の回復期においても、日本政府による自動車産業及びその販売網に対する明確な政策的支援が、とりわけ決定的に重要となる。

2019年2月1日、日EU経済連携協定(EPA)が発効した。EBC自動車委員会は、すべての関係当事者の尽力と貢献を高く評価する。日EUEPAは、保護主義が台頭し、多国間貿易がますます脅威にさらされるなかにあつて、EUと日本双方が国際ビジネスに対してオープンな姿勢を保っていることを世界に知らしめる重要な成果である。一方で、今後、重要なのは日EU-EPAでの合意内容が確実に履行されることであり、EBC自動車委員会は関係当事者と履行状況についてレビューを継続していく予定。更に、本協定合意の過程で積み残された日本の独自基準など非関税措置(NTM)が残っており、依然として乗用車、商用車双方の欧州車輸入事業者にとってビジネス上の追加コスト要因となっている。EBC自動車委員会は、国際基準・規則の調和を求めて、NTMの完全撤廃と「完全なIWVTA(International Whole Vehicle Type Approval)」の実現の要望を継続する。

新たな基準・規則について、日本政府は、高速道路でのレベル3の自動運転や地域限定のレベル4の自動運転が実現できるよう、2019年5月に改正した道路交通法、道路運送車両法に沿って、今年夏前に、具体的な関係規則を整備していく予定である。EBC自動車委員会は日本の自動運転に関する新しい基準・規則が「自動車基準調和世界フォーラム(WP29)」での議論に沿って国際規則に調和したものとなるよう要望する。

また、ここ数年日本では、高齢ドライバーによる交通事故が深刻な社会問題となっており、日本政府は事故対策の一つとして、安全運転支援車限定免許制度の導入を決定し、2022年の施行開始を目指している。EBC自動車委員会は高齢ドライバーを含むすべての人々への安全対策の重要性を十分に認識しており、上記の限定免許制度の制度は、欧州車に搭載されている幅広い先進安全技術に基づく国際的に調和のとれたもの度となるよう、また、実際の事故事例の分析に基づく実効性のあるものとなるよう要望する。

加えて、技術的な基準・認証の調和を行うだけでは、市場を開放する上で十分とは言えない。日本では2019年度税制において、新規登録車を対象に全排気量帯への自動車税の恒久引き下げが税創設以来、初めて開始された。しかしながら、登録車と軽自動車の間には依然として2倍以上の税負担の格差があり、これまでのEBC年次報告書で述べてきた通り、軽自動車に関する日本の独自規格は、外国製小型車にとっての市場参入の機会を減らしている。EBCは、日本政府が、軽自動車と小型車の課税水準の格差解消に向けて、更なる減税措置を採るよう要望する。

世界規模で地球温暖化対策の重要性がますます高まっているなかで、地球温暖化ガス排出量を抑制することは自動車産業にとって大きなチャレンジである。日本政府は昨年、2030年度乗用車燃費基準を策定し、2020年度基準に比して44.3%の削減を義務付けることとした。EBC自動車委員会は電動車などエネルギー効率の高い自動車の導入を加速するなど、産業界としての責任を果たす努力を継続していく。同時に、日本政府に対しては、欧州で導入されているクレジット制度や柔軟的措置、さらに電動化の普及に向けた法令・市場環境整備や充電インフラの整備を加速することを要望する。

EBC自動車委員会は、真に公正で開かれた市場を実現するというEUと日本の目標を引き続き支持する。

## 主要な課題および提案

### ■ 国際的な車両型式相互承認(IWVTA)の導入

年次現状報告: 若干の進展。2018年7月のIWVTA制度の導入は重要な一歩となったが、排出ガス装置等一部の主要な装置の基準調和が達成されておらず、また、依然として日本独自の国内規制が存在することから日EU間の認証の相互承認に向けたUN-R0の活用が進んでいない。

提案:

- 日本は、排出ガスなどの基準を調和し、残された日本独自の規制を撤廃すべきである。
- 日本は、欧州委員会と緊密に協力して、IWVTA制度の範囲を拡大し、日本の型式認証制度のすべての要件をカバーし、完全な相互認証制度を実現すべきである。

### ■ 燃費基準と電動化

年次現状報告: 進展あり。政府は、2019年6月、2030年度乗用車燃費基準を公表した。

提案:

- 日本は、中間見直しにおいて、クレジット制度や柔軟的措置を導入すべきである。
- 電動車の普及を促進するためのさらなる充電インフラ整備や高電圧充電へ対応するための法令整備を行うべきである。
- 現行の2020年度乗用車基準においては、電動車普及を阻害する可能性のある90%ルールを撤廃し、WLTP燃費値を基準のベースとなっているJC08燃費値に換算する係数を導入すべきである。

### ■ 安全基準・自動運転と通信技術基準

年次現状報告: 進展あり。日本は2019年12月、衝突事故被害軽減ブレーキ(AEBS)を義務化することを決定した。また、自動運転に関する政省令を2020年夏前に策定する予定である。

提案:

- 日本は国連規則の日本への適用時期、交通インフラや標識、必要な無線通信技術に関する国際的調和を図るべきである。
- 日本は、自動運転に関する機能要件、試験認証要件、データ記録装置要件、サイバーセキュリティ/OTA要件、自動操舵機能要件などの基準を自動車基準調和フォーラム(WP29)での合意に沿って基準化すべきである。
- 政府は、政策および規制の整合化を促進するべく海外からのフィードバックの機会を設けるため、関連規則改正の進捗状況についての情報をタイムリーに共有すべきである。EBCは、輸入事業者が国内OEMと比較して不当な差別を受けないよう要望する。

### ■ 軽自動車を含む税制改革

年次現状報告: 若干の進展。2019年度には、全排気量帯の登録車への自動車税の税率の引き下げが、自動車税創設以来、初めて開始されたものの、日本は他の諸国と比べ、依然として自動車の購入と所有に過度に重い税金を課している。また、軽自動車と登録車との間の競争を歪める格差も未だ存在する。

提案:

- 日本は、自動車の課税構造を簡素化するとともに、また、ユーザーの税負担を一層、軽減すべきである。
- 政府は、登録車と軽自動車の公平な課税措置を確保するため、自動車税、自動車重量税をさらに引き上げるべきである。
- 日本は、欧州車輸入事業者が対応できるよう、中・長期にわたる減税やインセンティブに関する方針を示すべきである。

## Mr. Joaquin Martori

Chair, Automotive Components & Aftermarket Committee

(Managing Director, Mahle Trading Japan Co. Ltd.)

c/o Mahle Trading Japan Co. Ltd.

3-2-6 Mita

Minato-ku, Tokyo 108-0073

Phone 03-6809-4382

Fax 03-3453-7887

# 自動車部品・アフターマーケット

## はじめに

2020年は残念ながら自動車部品メーカーにとってプラスに転じていない。コロナウィルスはサプライチェーンに混乱をもたらした。これは、完成した部品を予定通りに顧客に仕入れるという課題だけでなく、部品メーカーに材料が適時に届かないという事実にもあてはまる。その影響は残念なことに、移動に対する制限によっても、増幅される。このような背景から、EBC自動車部品・アフターマーケット委員会は、わが国のマーケット状況を改善するための提案を提示している。

グローバル化のプロセスや、厳しい競争圧力が相俟って、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着してきており、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティからなる環境を育てている。従来、欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた欧州の部品メーカーが、こうした基盤を足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。しかし、日本の自動車製造業界の最近の変化の結果として、新たな機会が浮上しつつある。そのため、ますます多くの欧州自動車部品企業が、日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、日本における事業の獲得や、当地のインフラへの投資、当地の技術的要求事項についての知識構築に資源を傾注するようになっている。こうした背景から、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。

規制改革が日本企業と外国企業に最終的に利益をもたらすであろう1つの分野は、自動車部品の独立系アフターマーケット(IAM)である。EBCは、今年に入って欧州自動車部品工業会(CLEPA)が発表した、日本のIAMにおける公平な競争条件を求めるポジションペーパーを支持する。現在のところ、制限的な慣行によってビジネスは重大な制約を受けている。例えば、日本の自動車メーカーが部品供給契約を結ぶ際には、供給業者は部品を独自に販売することを決まらなければならない。これは、欧州や米国における状況とは相容れない慣行である。実際、EUの法律は、自動車メーカーが部品供給契約においてそうした制限を課すことを禁じている。EBCは日本に対し、同様の法的枠組みを導入して、すべてにとっての健全な競争と公平な機会を確保し、最終顧客がより幅広い選択肢を持てるようにすることを要望する。EUの一括適用免除規則の導入は、自動車部品にとって活気あるアフターマーケットを作り出すことに非常に成功したことを証明している。

EBCは、日本の当局がタイヤに関する規制の整合化に向けて努力を払ってきたことを承知している。2015年10月の国土交通省(国交省)によるUN/ECE (United Nations Economic Committee for Europe) R117-02規制(タイヤの騒音、ウェットグリップ、転がり抵抗)の実施に加え、3PMSF(3ピーク・マウンテン・スノーフレーク)マークの付いたタイヤは先頃、日本のタイヤ業界・規格団体である日本自動車タイヤ協会(JATMA)によってスノータイヤとして認定された。3PMSFマークの付いたタイヤは、欧州では、冬季条件下での適切な性能レベルを保証する規制試験を通じてすでに認可されている。この決定は、輸入タイヤに関する追加の冬季試験の必要性もなくすものであり、輸入タイヤ販売業者にとってきわめて公正な決定である。

タイヤ市場は新車市場(標準装着)と市販市場からなることに留意すべきである。市販市場の場合、上記のUN/ECE規制 R117-02の実施スケジュールは依然未定である。さらに、日本の流通環境は細分化されていて部分的にしか統合されておらず、外国企業が参入しにくいといった特異性があるため、交換市場には障壁がある。多くの諸外国の販売業者は、欧州はもとより、韓国でさえ、より幅広い選択肢を消費者に提供するべく、小売面で単一ブランドから複数ブランドへとブランド方針を広げている。

ガソリンスタンド、修理工場、タイヤショップを通じての消費者アクセスは、日本の市販市場で成功を収めるための重要な要因である。公取委による最近の調査によると、国内ブランドが依然、市場の大部分を占めており、すべてのタイヤカテゴリー(トラック/バス用、軽トラック用、乗用車用タイヤ)で90%前後となっている。EBCは、排他的流通体制の制限と、細分化された流通市場への、国内外すべての企業の参入促進を目指す措置を歓迎する。

## 主要な問題および提案

### ■ アフターマーケット

年次現状報告: 進展なし。日本の自動車メーカーに部品を供給している自動車部品メーカーは、目下、日本のアフターマーケットで自社製品を販売できる場所が制限されている。その結果、多くの場合、日本の消費者は、高品質の純正スペア部品を特定の自動車メーカーと結び付いたディーラーから買うしかない。奇妙なことに、そうした制限は、コピー製品や非純正部品を製造する部品メーカーには適用されない。これは結果的に、より低品質かつより安全でない製品を特徴とする独立系アフターマーケットへとつながる。

#### 提案:

- 日本は、EUの一括適用免除 (block exemption) 規則に似た、自動車部品メーカーがアフターマーケットで販売できるようにする法的枠組みを設けるべきである。これは、高品質の純正自動車部品調達を望む日本の消費者にとっての選択肢を拡大するだろう。
- 部品供給業者は、自動車メーカーに供給する商品に、自社独自の商標やロゴ、および自社独自の部品番号を貼付することを認められるべきである。

### ■ タイヤ

年次現状報告: 進展。EBCは、UN/ECE規制R117-02に関して国交省によってとられた先頃の措置、ならびに、スノータイヤの3PMSFマーキングに関して日本のJATMAによってとられた先頃の措置を高く評価した。しかしながら、外国メーカーは依然、この分野における市販タイヤ販売チャネルへの参入面で困難に直面していることを指摘しておきたい。

#### 提案:

- 新車用だけでなく、市販市場に関しても、規制の整合化をさらに加速させる。
- 排他的流通を制限し、細分化された流通市場への参入を促進する。

### ■ 自動車産業のグローバル化および情報交換の促進

年次現状報告: 進展。EBCは、グローバル化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。国内外双方の企業にとって、自動車部品分野のグローバル化によりよく対応するため、日本が規制的枠組みを整合化することが肝要である。

1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。

#### 提案:

- 部品やシステムを調達する際に、自動車生産の技術、取引およびロジスティック面を重視するよう、また、系列会社への過度の依存を避けるよう、日本の自動車業界に促す。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性を向上させることであろう。
- 日本市場向けの再試験の必要性をなくすため、欧州の認定機関による外国の試験結果を承認する。
- 欧州自動車部品供給業者と日本の自動車業界の主要代表者間の直接の会議は相互理解を深めることにつながってきたため、こうした会議を継続する。将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるよう併せて提案する。

## Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

# 航空

## はじめに

政治はかねてから日本の航空産業に影響を及ぼしてきており、時として、ビジネスの現実よりも米国との長期的関係を優先してきた。日本航空 (JAL) によるエアバスA350の選定と、ANAによるA320 neoとA380の選定は、伝統的な日本企業が今や違った考え方をするようになってきている可能性を示す兆しである。民間部門は、政治よりも経済的な根拠に基づいてビジネス決定を行うと期待され、欧州と日本が新たな商業的・産業的な結び付きを深める機会を生み出すことになる。軍事部門も欧州のメーカーとの協力がますます前向きになっているように思われるが、依然としてこれを裏付ける実例が必要である。また、経済産業省が発足したUAV/アーバンモビリティ分野における新たな協力体制を、EBCは積極的に支持する。

1950年代初めから、従来、米国のメーカーに支配されてきた日本の民間航空機・ヘリコプター市場は、世界有数規模の市場である。EBCは、欧州製品を選択するという日本の大手航空会社2社の決定を歓迎する。これは、ハイテクや、品質、顧客サービス、費用対効果に関して、欧州が世界のリーダーたりうる明白な証拠である。

日欧業界間の協力の成功例はいくつかある。川崎重工業(株)とエアバス・ヘリコプターズ社のBK117ヘリコプター共同開発プログラム、サフラン社およびレオナルド社と、それぞれの提携日本企業との間のその他の協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。日本政府と欧州各国政府が締結した様々の二国間協定は、業務協力やプロジェクトの検討増大につながってきた。EU-日本協力の具体的なプログラムから建設的な成果がもたらされることをEBCは期待している。

単独国内開発方針から国際共同開発方針へのシフトは、技術分野における卓越性を生み、製品の数量・範囲両面で日本の市場を拡大することになるとEBCは強く確信している。成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことにより、国際ビジネスのチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展を実現することができるであろう。とりわけ輸送機分野における日欧業界間の大規模共同開発プログラムには開拓の機会が相当あると感じており、日本政府と日本の航空宇宙市場関係者に、このような事業をサポートするよう強く求めたい。

2015年12月7日に採択された「欧州の新たな航空戦略」の一環として、欧州委員会は、「EUが日本などの航空分野主要製造国とのさらなる二者間航空安全協定の交渉を行うよう勧告した」。2016年3月、EU加盟28カ国は、EU全体を代表して交渉を行うことを欧州委員会に許可した。欧州委員会は、EUの航空安全および航空機認証機関として世界的に認められている欧州航空安全機関のサポートを受けて、日本側の当局である国土交通省航空局と交渉に当たることになる。EBCは、監督業務の重複を取り除き、EU・日本間の相互安全承認をサポートすることになるこの取り組みを後押ししている。

## 主要な問題および提案

### ■ EUとの協力促進

*年次現状報告:進展*。航空市場はますますグローバル化しており、欧州は力強い競争上の強みを有している。例えば、欧州企業は環境にやさしいハイテク分野での経験を備えている。調達の意思決定は、競争上の強みと技術的な強みの両方を考慮に入れて行うべきである。民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても競争力のある価格で提供している。EBCは航空交通管理システムを近代化するよう日本に一貫して要請している。一部の欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているとはいえ、日本においては、航空交通管理システムの場合などのように、機器調達の新規参入には大きな困難が伴う。EBCは、最新の安全基準から日本が置き去りにされかねない状況を深く憂慮する。

#### 提案:

- 日本の企業が供給元を分散させて、顧客、公衆一般および株主の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。
- 日本の当局に対し、航空輸送安全向上の必要性に応える助けとなりうる外国企業の機器の使用拡大を促進することを強く求めたい。

### ■ EU・日本間の二者間航空安全協定(BASA)交渉の支援

*年次現状報告:進展*。2016年3月、欧州委員会は、欧州航空安全機関と日本側当局である国土交通省航空局との間の二者間航空安全協定(BASA)締結を目指す交渉を開始することを、EU加盟28カ国によって許可された。そうした協定は、全世界の航空安全を強化し、航空機部品の認証・試験・保守、航空事業、航空機搭乗員許認可、航空交通管理、空港を含む航空安全分野における協力を可能にするだろう。また、相手国における高水準の安全を確保するとともに、全世界における製品規格の整合化を助けつつ、航空機輸出の取引費用も低減するだろう。この点に関しては、EU・日本間の交渉にもかかわらず、進展はあるがゆっくりである。

#### 提案:

- 事務上の障害を取り除くことによってEU・日本間のビジネスチャンスを開拓するため、二者間航空安全協定をできるだけ早急に締結することを目標にEUと日本が交渉を締結するよう促したい。この交渉支援の為にEBC委員会は、EBC航空委員会企業の立場を反映した本協定に関連する提案を作成した。これらの提案は、其々の関係当局に伝えられている。
- 当委員会は本協定発効後、速やかに整備・航空機部品および訓練が追加されることを期待する。

## Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F.

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

# 宇宙

## はじめに

内閣府に設けられた宇宙政策委員会と宇宙開発戦略推進事務局 (National Space Policy Secretariat: NSPS) は現在、すべての省庁にわたる日本の宇宙政策を策定する。宇宙は、重要な産業・商業分野であり、国家安全保障上の資産として扱われている。健全な国内宇宙産業を維持することを目指して、政府は輸出市場での成長を積極的に追求している。ただし、宇宙産業は今なお国内政府契約がほとんどである。政府は現在、小型衛星や小型打上げ機に関する民間のスタートアップ企業を支援するとともに、既存インフラのアプリケーション産業を重要視するべく政策を展開している。

政府は、防衛省の航空自衛隊に「宇宙作戦隊」を新設した。空自では、約20名の隊員が、日本の衛星に対する不審な動きや電磁波干渉を監視する。また、宇宙ゴミ及び軌道上の未確認物体を、光学望遠鏡で監視する予定である。

経済産業省は、政府開発援助 (ODA) 資金を通じて新興国に衛星システムを供給するべく、国内メンバー限定の産業コンソーシアムを積極的に支援する。パッケージはしばしば、衛星、打上げサービス、運用、データ解析、保守、人材育成、技術移転およびその他のサービスを含んでいる。EUの政策とは違い、日本の ODA 契約は紐付き、つまり日本国内の業界に発注しなければならず、結果的に、外国のメーカーやサービス・プロバイダーを基本的に排除するゆがんだ市場を生み出している。内閣府は官民一体による宇宙システム海外展開タスクフォースを主導している。

民間衛星市場は、表向き、開かれている。政府衛星に関しても、商業衛星や実用衛星は、1990年以降、国際入札によって調達されてきた。これまで国際入札された政府衛星は運輸多目的衛星 (MTSAT) / 気象衛星シリーズおよび放送衛星 (B-SAT) シリーズである。

政府入札への直接応札は一般に、外国企業にとって不可能である。入札対象外の政府衛星プログラムとしては、宇宙航空研究開発機構 (JAXA) の科学技術衛星、経済産業省管轄下のいくつかのプログラム、および防衛目的のリモートセンシング情報収集衛星 (IGS) がある。NSPSの優先事項は、日本の測位・航行・計時衛星システムである準天頂衛星システム (QZSS) である。防衛専用の通信衛星プログラムも進行中であり、二機の衛星がすでに打上げられた。日本の宇宙関連機関の次の大きなテーマは宇宙ゴミと宇宙状況監視になる。衛星等の開発プログラムにおける日本の協力意欲はあるが、残念ながら、それが欧州企業にまで及ぶことは依然めったにない。

打上げ機については、より多くの協力があるかもしれない。アリアンスペース社は三菱重工との間に、大型打上げ機相互バックアップなどの運用上の協力の実績がある。現在日本はH3を、欧州はアリアン6の開発を行なっているが、どちらも2020年の初打上げ (アリアン6は2020年、H3は日本の会計年度2020年) を目指しているが、将来的にはどちらも発展型を必要としている。フランスのフランス国立宇宙研究センター (CNES)、ドイツ航空宇宙センター (DLR) および JAXA は、再利用可能性実証機のサブスケール実験機 Callisto に取り組んでいる。両打上げ機の発展型に関する全面的な協力は、互いの競争力と国際貢献を強化するであろう。

官民パートナーシップ (PPP) プロジェクトの持続的なリスクとして、政府用と商用双方のペイロードを搭載する衛星の場合、衛星の製造と打上げに関する限り「政府用」と宣言される可能性がある。したがって、外国の衛星メーカーや打上げ機は、日本の商業衛星市場から段階的に排除されるおそれがある。

地上設備への投資は、安全保障・防衛用途推進によって拍車が掛けられてきた。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学用途向けの、画像処理・判読のための地上設備にからむものとなっている。さらに安全保障に関わる応用技術は国防能力を高める。この分野では保護的調達方法が用いられており、外国のサプライヤーには不利となっている。

EBCは、日本の宇宙政策を尊重する一方国内メンバー限定のコンソーシアムを減らし、紐付きODAを削減し欧州との協力を拡大することが、予算節減、国家安全保障、テクノロジー、商業的成功といった面でプラスになると確信する。

## 主要な問題および提案

### ■ 一般環境

年次現状報告: 保護主義のリスク。導入された衛星プロジェクトの承認制度や、将来のPPPプロジェクトの取り扱い、依然として保護主義のリスクを伴っている。EBCは、通商と協力の縮小ではなく拡大を提唱する。欧州産業に対する開放性を高めることは、日本にとって有益だろう。さらに、欧州は、技術を隠す「ブラックボックス」政策とは無縁の多くの技術を提供する。

#### 提案:

- 政府用と商用の両方の側面を持つ衛星プロジェクトは、外資の参加を除外する目的で「政府用」と宣言されるべきではない。
- EBCは、欧州の宇宙機関の日本との継続的な協力を要望する。両宇宙機関は、それぞれのプロジェクトを初期段階で比較して、協力の機会を一層活用することができる。
- 政府は、衛星プラットフォームおよび地上システムに関する日欧宇宙産業間の協力拡大も促進すべきである。
- EBCは、全世界の宇宙関連ODAにおける日欧の協調・協力を提案する。

### ■ 衛星

年次現状報告: 進展なし。日本は主に、国内の衛星プロジェクトを支えるために必要なハイテクコンポーネントに関心を示している(半導体メモリ、スタートラッカなど)。日欧双方の宇宙機関は科学面や研究面で協力しデータを共有しているが、産業的に有意義な協力をほとんど行っていない。しかし、製品に関する照会及び質問事項の数は大幅に増加している。

#### 提案:

- EBCは、産業的・商業的に有意義な協力プロジェクトの積極的な推進を伴う、衛星技術開発・利用面の一層緊密な宇宙機関協力を提唱する。
- 日本政府は、国家安全保障に関係した分野における高品質の衛星システムまたは機器の調達を通じて欧州との協力を拡大すべきである。これは、高品質のセンサーの共同開発、またはライセンス契約の下での日本の業界によるその生産を含む。
- 政府調達の方法や条件は、欧州メーカーを不利な立場に置いてはならない。

### ■ 打上げ機

年次現状報告: 若干の進展。欧州と日本は、ほぼ同時にそれぞれの次世代大型打上げ機を開発している。双方の宇宙機関は、今後の強化事項のいくつかにおいて協力体制にある。政府衛星の打上げの遅れを減らすためのバランスのとれた相互バックアップ協定の計画はかつて日本の宇宙当局によって前向きに評価されたが、政治的指導力が欠けているため、合意の見通しは立っていない。

#### 提案:

- 欧州と日本は、それぞれの新世代打上げ機の発展型開発における産業協力を推進すべきである。アリアングループと、欧州の打上げ機業界は、民間主導の開発協力を実現しやすくする。
- 政府の衛星計画は、スケジュール通りの打上げをますます必要とする。EBCは日本と欧州に対し日欧の衛星打上げ機の間で効果的で正式なバックアップ協力を実現するよう要望する。

### ■ 宇宙ゴミおよび宇宙状況監視

年次現状報告: 若干の進展。地球上の資源が重要であると同様、地球近傍の宇宙空間は社会にとって要となる資源である。宇宙ゴミは現在の宇宙システムや将来プロジェクトのための資源を脅かす脅威である。新しい小型衛星群などのプロジェクトは、強力な宇宙状況監視を不可欠なものとしている。

#### 提案:

- 宇宙状況監視に関する日欧の協力の範囲を引き続き拡大すべきである。

## Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space, Defence & Security Committee

(President, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

# 防衛・安全保障

## はじめに

近年、日本が直面している安全保障上の課題と問題は極めて複雑化し、多様化の様相を濃くしている。国際法秩序を尊重せず、現状を力の行使によって変えようとする一方的な行動の事例が、益々増えてきている。

覇権主義の台頭と、東アジアを含む世界の一部地域における不安増大は、自国中心主義にシフトする米国の対外政策と相まって、日本を取り巻く安全保障環境を変化させてきた。さらに、テロや非対称戦争は重大さを増つつある一方、陸・海・空という伝統的な領域に加えて、サイバーや宇宙といった新しい安全保障領域の重要性が急速に浮上つつある。この意味において、国家安全保障は伝統的な地政学的観点からだけではもはや対処・理解不可能であり、個々の国による解決も困難となっている。

かかる状況の下、日本は日米同盟を国家安全保障戦略の基本的かつ最も重要な要素として維持しつつも、益々高まる国際協力の必要性を認識して、二国間防衛協力の強化を主軸に置いた、より幅広いグローバルな安全保障関係の中に自らを位置づけようとしている。具体的には、合同演習や能力向上支援、防衛装備・技術協力を含む様々の手段を適宜組み合わせることによって、伝統的な交流からより踏み込んだ協力へと、二国間防衛関係を段階的に強化してきた。

特に防衛装備・技術協力に関し、欧州は普遍的価値観を共有する日本の最も親密かつ古い同盟相手の一つとして極めて重要な役割を果たすとともに、グローバル領域における共通の安全保障上の課題について、中心的な役割を果たしつつ取り組んできた。

この点について、進展は極めて顕著である。日本政府は、欧州諸国との防衛関係の発展に尽力しており、2013年には英国、2015年にはフランス、2017年にはドイツ、イタリアと防衛装備品の協力に関する多くの異なる二国間協定を締結している。現在、オランダ、スペイン、スウェーデンなど、他の欧州諸国とも協定締結に向けた協議が行われている。また、ASEAN諸国のような、第三国市場での協業を視野に入れている日本企業は欧州企業に、第三国市場での協業を打診している。しかしながら、このような二国間協定は存在するものの、現時点での協力プロジェクトは数少ないことに留意する必要がある。

EBCはこうした二国間防衛協力を強化する流れを歓迎するとともに、日本政府が防衛装備面および技術面の協力を一層積極的に推進するよう期待している。これは、欧州企業が国際共同開発プログラムに参加する機会を開くだろう。

## 主要な問題および提案

### ■ 調達

年次現状報告: 進展なし。EBCは、陸および海の領域における欧州製品の導入が増加していることを高く評価する。一方、海・空の領域における欧州製品の認知度はきわめて限定的である。この傾向は、米国の防衛装備品を優先して調達する日本の伝統的な選好によるものである可能性があるため、そうした領域における調達の透明性を高めるとともに、より公正な機会が欧州企業に与えられるべきであるとEBCは確信している。

#### 提案:

- 日本政府は、欧州の国々との安全保障協力促進の一環として欧州の防衛装備品の使用を考慮すべきであり、それを戦略的に推進すべきである。これは、ライフサイクルコストの低減を通じ自衛隊の運用に大きく貢献するとともに、国際協力機会の増大を通じて、欧州・日本双方の産業界を益するものである。

### ■ 産業協力

年次現状報告: 進展なし。EBCは、ここ数年の日本の国防予算の増加のほとんどが米国産業の利益となっていることを認識している。同時に、グローバル市場で活躍しようとしている日本企業はごくわずかである。さらに悪いことに、とりわけ第三国移転に係る厳しい輸出規制は、そうした企業の動きを阻害しており、結果的に欧州企業との協業機会逸失につながっている。

#### 提案:

- 特に第三国市場への対応という観点から、防衛分野における日欧産業界間の連携を促進するためには、主要技術、活動分野、優先順位の点でより精緻な枠組みを提示し、日欧企業との協力形態を積極的にとるよう動機づけるべきである。
- EBC は、欧州防衛機関(EDA)、日本でのカウンターパートである ATLA (防衛装備庁)、METI (経済産業省)との間で、日欧企業間の産業界の連携を促進するための緊密な対話を提言する。
- 日本政府は第三国に係る政策方針を明確にし、それが日欧企業間協力の障害にならないよう、防衛装備移転の三原則のさらなる柔軟な運用、あるいは改正を要求する。

## Mr. Carl-Gustav Eklund

Chair, Materials Committee

(Representative Director, President, Hognas Japan K.K.)

c/o Hognas Japan K.K.

Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-3582-8280

Fax 03-3584-9087

# 産業用材料

## はじめに

日本は、産業用材料の加工およびリサイクル面の幅広い知識と専門技術を持っており、ハイブリッド車用の充電式バッテリーの製造に用いられる技術や、半導体製造向けのナノテクノロジー、環境技術に関連した製品といった多数の技術の最先端に位置している。こうした先進技術は、主要原材料の入手可能性と、安定した質の高い供給を確保する日本の能力にかかっている。したがって日本が、競争価格での供給の確保を基本に据えた戦略を採用することが何よりも重要であり、これは、海外供給者に国内市場への無制限のアクセスを認めることによるのみ達成できる。

EU・日本経済連携協定により、産業用材料分野の関税が撤廃された。これは、欧州の供給業者に日本市場における競争力をもたらすであろう。さらに、より安い価格で主要な産業用材料を調達できる日本の産業に弾みをつけることになる。とはいえ、多くの欧州企業は世界的なプレゼンスを有しており、すべての生産がEU内で行われているわけではないため、すべての輸入品が関税撤廃の恩恵を受けるわけではない。

化学物質は通常、経済産業省（経産省）の管轄であり、経産省は、化学物質を規制する規則を整合化する任務に取り組んでいる。しかし数年前、厚生労働省（厚労省）は、取り扱う人に害をもたらす化学製品の表示方法についての検討を開始した。あいにく、厚労省の作業は孤立した形で行われたようで、2016年7月1日に施行された同省の新しい制度は論理性を欠いている。一例を挙げれば、日本で登録されていない製品の場合、たとえCAS (Chemical Abstract Service) 登録番号を有していても、厚労省の警告表示ラベルは製品の（最終物質よりむしろ）化学成分か、または日本ですでに登録されている最も類似した物質のいずれかに基づくため、今や有害と表示されかねない。さらに、REACH (化学物質登録評価許可規制) に基づいて欧州で実施された試験の結果を用いることができるのかどうかは依然不明確である。

厚労省のやり方が提起する問題の一例は、アルミナ (CAS 1344-28-1) を含んだ欧州のセメントに関係している。厚労省のリストによると、アルミナを1%超含むあらゆる製品は、どう取り扱うべきかを警告する表示がなければならない。この物質 (CAS 1344-28-1) は、欧州では有害と見なされていなければ、有害物質として登録されてもいけないことから、問題が生じる。結果として、同じ製品がいくつもの不均一な表示、絵文字製品の安全性について、不要な疑念や混乱を生み出す。

高度な産業用材料、部品、最終製品の製造に続いて、日本の産業は、産業副産物の着実な増加と、使用済み製品の将来的な増加をもたらしている（この中には、バーゼル制度のもとでは有害廃棄物として、また日本の制度では「廃棄物」として考えられているものもある）。これらの副産物や使用済み物体には、多くの場合非鉄金属（貴金属、技術メタル）が含まれており、その中には産業にとって重要と考えられるものもある。したがって、これらの主要金属を回収することは、日本産業にとって重要であり、同時に、わが国において循環的な経済活動を実施する上で重要である。

しかし、世界に通用する施設で廃棄物の出荷と処理が当局によって困難にされている場合、ループを完全に閉じることは不可能である。これらの金属の回収は、日本では技術が手に入らない、日本ではリサイクル能力が十分でない、日本ではリサイクルの経済性が欧州では日本の顧客の恩恵のためにリサイクルがあまり有利でないなど、必ずしも日本で行うことはできない。

これらの副産物や使用済み製品を日本から欧州に輸出し、世界レベルの施設で処理することは、多くの場合困難な試みであり、日本が廃棄物を促進要因ではないと考える場合のあいまいさも残っている。こうした日本からの輸出困難は、日本の顧客に最高の技術を提供しようとする欧州企業の機会を逃してしまうことを意味している。また、日本の顧客には、地域社会の安全・環境を犠牲にする副産物を備蓄することにもつながる。最後に、備蓄は、これらの副産物を欧州で適当な場合に処理することにより、金属含有量の価値を回復することを望むであろう日本の顧客にとって、失われた価値を表している。

## 主要な問題および提案

### ■ 関税問題

*年次現状報告: 大いに進展。* EU-日本EPAの発効により、欧州産の金属に関税が撤廃された。これは、欧州のサプライヤーだけでなく、これらの製品に依存し、低コスト国からのプレッシャーを受けている日本産業にとってもメリットのあるものである。しかし、産業用材料部門の世界的な性質のために、一部の金属はEU-日本EPAから利益を得ることができないであろう。これを達成するためには、日本は全世界規模で関税を撤廃する必要がある。さらに、日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。地方税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、上訴メカニズムは、時間と費用の両方がかかり、国際慣行に沿った結果が出るという保証もない。

#### 提案:

- 生産地にかかわらず、すべての産業用原材料から輸入関税を撤廃すべきである。
- 日本は、関税分類制度を合理化し、分類裁定における税関当局間の整合性を改善し、紛争解決メカニズムを簡素化するための戦略を策定すべきである。

### ■ 化学物質審査規制法

*年次現状報告: 若干の進展。* 現在、EUと日本は共にそれぞれ独自の化学物質登録制度を導入済みであるため、輸出業者と輸入業者は、再試験、二重提出、およびEUと日本それぞれの規制を順守するための事務上の負担増に直面している。

#### 提案:

- 日本とEUは、登録制度を調和させるか、または試験結果と根拠資料を相互に認識し、また、2つの地域で異なる製品分類がされていないことを確かなものにすべきである。

### ■ 化学物質に関する作業安全表示

*年次現状報告: 進展なし。* 製品がCAS登録番号を有しているにもかかわらず日本で登録されていない場合、厚労省は物質の実際の性質を考慮せずに、個々の成分か、または日本ですでに登録されている最も類似した物質のいずれかに基づいて警告表示ラベルを適用する。これは、化合物が、例えばアルミナのように危険なものとして不必要に表示されることにつながりかねない。英語の情報も不足している。

#### 提案:

- 厚労省は、日本で現在登録されていないとはいえ、国際的なCAS登録番号を有する化合物を十分に考慮すべきである。
- 厚労省は、輸入会社が厚労省の規制を順守する方法に関する適切な情報を提供すべきである。
- 異なった表示の必要性を避けるため、EUと日本はこの分野をよりよく調和させるべきである。

### ■ 欧州の世界トップクラスの施設での処理のための廃棄物の日本からの出荷

*年次現状報告: 新たな問題。* 日本から欧州への廃棄物輸送に関しては、バーゼル廃棄物の届出プロセスについて依然として詳細が多すぎる(これらの要請の一部は必ずしも適切ではない)。通達の当局による扱いは非常に遅い(通常は1年かかる)。ほとんどの場合、通知が1年間提供されるため、日本の当局から通知協定が受領されれば、船積みを任される時間はほとんどない。当局は依然として出荷を「容易に」分類しすぎている。一方、出荷される産業用材料は、受け取り側の欧州企業のための製品であり、回収段階の責任を負っている。

#### 提案:

- 届出プロセスにおいて、日本の当局が必要とするデータの量と種類を検討する。
- 他国のスピードと同様の許容レベルに届出プロセスを迅速化する。
- 日本は、通知期間中に複数の船会社の使用を認めるべきである。
- 日本は、透明性の高い指針を用い、マイナスの価値産業用材料を日本に残すことを認めるべきである。
- 日本の廃棄物分類システムを見直し、日本と欧州の希少金属の閉ループ・システムを可能にする。
- 事前承認された施設に対して、日欧の間の迅速な追跡システムが実施されるべきである。

## Mr. Taku Nioka

Chair, Energy Committee

(Representative Director, Rittal K.K.)

c/o Rittal K.K.)

Kaneko-Daiichi Bldg. 7F, 2-5-11, Shin-Yokohama,

Kohoku-ku, Yokohama, Kanagawa 222-0033

Phone 045-478-6885

# エネルギー

## はじめに

日本の電力事業は、10社の地域電力会社（一般電気事業者）によって運営されていた。電力市場の自由化は1990年代に着手されたが、実質的な変化は、既存のシステムの弱点を露呈させた2011年の東日本大震災以降に、経済産業省（経産省）によって導入された改革を通じてようやくもたらされた。

こうした弱点に対処する為に、手始めに2015年4月に電力広域的運営推進機関（OCCTO）が設立、その後同年9月には市場を監視・規制するために、経産省下に電力取引監視等委員会（EMSC）を設置した。次に、経産省資源エネルギー庁によって計画された電力市場改革の一環として、2016年4月に小売全面自由化が導入された。そして、一般電気事業者からの送配電事業の法的分離が2020年をめどに予定されている。2018年5月の非化石価値取引の創設と、同年10月から始まった間接オークション（implicit auction）は、間違いなく前進である。容量市場、需給調整市場、リアルタイム市場を確立する方法についての継続的な話し合いは、健全な競争を可能にする公正で透明性あるプロセスにつながると期待される。

1970年代の石油危機以降、日本は原子力の利用を増大させ、ガス・石油・石炭の輸入依存度の低下に乗り出した事により、原子力は2010年における電源構成の26%を占めるに至った。しかしながら2012年5月以降は日本の原子力発電所すべてが停止され、安全審査と改良プログラムを立ち上げて現在も継続中である。2015年から2018年にかけて、9基の原子炉が再稼働した。しかし、これらの再開のペースは鈍化し（2019年に再稼働なし）、法的措置や新たに導入されたテロ対策工事の完了が遅れにより、一部の原子炉が停止中、いくつかは今後停止を余儀なくされる。

2002年に成立したエネルギー政策基本法に基づき政府によって策定される政策文書である第5次エネルギー基本計画が、2018年7月に閣議決定された。この計画は、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」、すなわち3E+Sというエネルギー政策の基本方針に則り、日本のエネルギー政策の基本的な方向性を示すものである。第5次計画は以下で構成される。

- 再生可能エネルギー:主力電源化への布石、低コスト化、系統制約の克服、火力調整力の確保
- 原子力:依存度を可能な限り低減、不断の安全性向上と再稼働
- 化石燃料:化石燃料等の探鉱・開発、採掘、輸送の促進、高効率な火力発電の有効活用、災害リスク等への対応強化
- 省エネ:徹底的な省エネの継続、省エネ法と支援策の一体実施
- 水素/エネルギー貯蔵/分散型エネルギーの推進

新しい計画は、2030年に温室効果ガス26%削減（2013年度比）、2050年までに80%削減を目指している。新規の石炭火力発電所への投資についての懸念が見直され、一部は取り消されたが、これは持続可能な開発目標（SDGs）に対処するグローバルな方向性に合致している。

EBCはエネルギー分野におけるEU・日本間の提携をさらに強化し、商業的交流の促進、共通の標準規格に関するコンセンサスの醸成、COP21のCO2排出量削減目標達成の実現、費用便益分析（CBA）に基づく可能な限り低コストでのエネルギー利用の促進を進め、公正で開かれた競争の促進を通じ、さらなるエネルギーコストの削減を達成すべきだと確信している。

第6次エネルギー基本計画は、2021年に改訂され、公開される予定である。EBCは、積極的に関与し、適切な支援の提供が出来ることを期待している。

## 主要な問題および提案

### ■ 送配電

*年次現状報告: 若干の進展。* 日本の送電網は発電設備を中心に構成され、基幹送電は500kVである。50Hz系統と60Hz系統を連系している周波数変換所（FC）は、限られた付加的容量しか提供しない。このような一般電気事業者間の限られた連系容量は、安定供給にとって重大なリスクとなりうる。対照的に欧米の送電網は、高圧直流送電（HVDC）の使用に関する広範な計画を設けており、これにより地域間のエネルギーの流れに一層柔軟性を持たせ、系統への再生可能エネルギーの大規模統合を可能にするとともに、海中または陸上による長距離ケーブル接続を可能にする。

#### 提案:

- 2020年4月の法的分離は、より広い系統連系に基づく安定供給と公正な市場メカニズムを確保する規制を実施し、送配電事業者（TDSO）のさらなる独立性を確保するために、所有権の拡大または経営分離を検討すべきである。
- 日本は、TDSO間の連系容量を増やし、より公正な電力取引を実現し、論理的で合理的な意思決定のためにTDSO事業統合奨励するなど、より取り組むべきである。
- TDSOは、各社の要求仕様を統合し、製品及びシステムの欧州基準を採用するなど、コスト効率を高めるために規格のさらなる整合化を検討すべきである。
- 日本は、千葉で実験的に導入された「ノンファーム型接続」などの新しい系統管理システムをさらに導入し、既存の系統容量のより大きな部分を活用すべきである。

### ■ 原子力および原子力安全

*年次現状報告: 若干の進展。* 2018年のエネルギー基本計画において、日本は、原発エネルギーが引き続き日本のエネルギーの中核的構成要素であり続けることを確認した。しかし、休止中の原子炉の再稼働ペースは低下した。さらに、テロ対策施設の建設が遅れているため、2020年以降、複数の原子炉を一時的に停止しなければならなくなる。近い将来、ますます増える老朽化原発の問題に、原発の寿命延長を通じてのみならず、2030年代中頃までに運転開始60年を迎える原子炉のリプレースを通じて対処することが必要になるだろう。さらに、原子力の長期的な持続可能性が、安全面の懸念への信頼できる効率的なアプローチ、使用済み核燃料のリサイクルに関するバックエンド対策の円滑な実施、そして放射性廃棄物の最終処分に基づいて行われる事が必要不可欠である。

#### 提案:

- 日本は、世界全体の原子力安全レベルを向上させるために、国際機関との協力を拡大すべきである。
- 日本は、2030年の脱炭素化目標を達成するために、休止中の原子炉の再稼働を加速すべきである。
- 我が国は、廃棄物の削減やエネルギー自給率の更なる向上に向けて、燃料のマルチリサイクルを推進していくべきである。
- 日本政府は、現行の原子炉を再稼働させるために十分な人員を維持することや、将来の更新を含め、電源構成目標を達成するために、老朽化原子炉リプレースに関する長期計画を策定すべきである。

### ■ 風力エネルギー

*年次現状報告: 若干の進展。* 風力エネルギーの開発は、日本がCO2排出量削減目標を達成する上で必要不可欠である。費用効果の高い最新の風力タービンは、大規模送電系統や孤立した地域送電網まで、あらゆる種類の既設電力系統との連系できる高度な技術を有している。東北電力の「系統アクセス」プロセス、NEDOの「洋上風力発電システム実証運転」、および、「海洋再生エネルギー法案」の可決は、明るい材料だった。第一回目の促進地域でのゾーニングプロセスの最終決定が近づき、入札が待たれる現在、日本の洋上風力発電産業は勢いを増している。

#### 提案:

- 日本は、環境影響評価の条件およびカボタージュ規制に関連した、風力発電所の開発コストを押し上げ、開発時間を長引かせる不必要な規制を減らし、陸上風力発電所及び洋上風力発電所の開発を促進すべきである。
- 日本は、風力タービンおよびその構成部品に関して、国際的に受け入れられた認証基準および国際認定を採用・認定すべきである。これは、国内投資と対日直接投資の両方を拡大し、日本の技術輸出を後押しするだろう。
- 日本は、洋上風力発電への補助金が効率的かつ透明性をもって使用されることを確保するため、漁民への補償に関する基準を確立すべきである。
- 日本は、投資家が大型風力発電所を建設できるようにするため、最適の風力条件を備えた地方に的を絞って開発を公的に支援すべきである。
- 日本の洋上風力発電の適地が水深の深い海域にあるため、日本は引き続き浮体式洋上風力発電産業の開発支援を積極的に行うべきである。これは世界的に見ても新技術および新しい産業であるため、日本はこの新産業の業界ハブ(サプライチェーン)として自らを位置づけることが可能である。支援を大規模の浮体式洋上風力発電所へと切り替えることにより、技術実証試験からコスト改善へのシフトが可能である。
- 日本は、洋上風力発電の可能性の大半が排他的経済水域に位置していることから、領海のみならず、排他的経済水域における洋上風力開発の規制も導入すべきである。

## ■ 太陽エネルギー

年次現状報告: 若干の進展。発電用および産業用太陽エネルギーの持続可能な成長の主な阻害要因は、これまでのところ期待を裏切ったリバースオークション(競り下げ)方式、土地利用区分を非農業用途向けに変更するための特別許可取得のための煩雑な手続、および、プロジェクト資金調達に影響する特定電力系統における潜在的な出力抑制の可能性である。日本の電力会社が間もなく直面するであろう難題は、所在地が散らばっており、発電量も不安定な再生可能エネルギー発電所を既存の電力網に統合するための費用効果の高いソリューションの運営である。

日本は再生可能エネルギー源として太陽エネルギーに大々的に注力してきたとはいえ、引き続きこの重要な再生可能エネルギー源の開発を奨励しなければならないとEBCは確信している。エネルギー安定供給と信頼性を向上させることを目指した、現実的な目標を立てた野心的に開発を実行すべきだ。

#### 提案:

- ソーラーモジュール、システム部品、設計適格性確認に関し、既存の「日本独自」の部品および認証基準を強制するのではなく、国際的に受け入れられた認証基準を採用し認定する。
- 利用可能な国際基準に基づいた、国内外を問わない認定認証機関の試験結果、報告書、認証の受け入れを後押しする認定制度を採用する。
- 系統連系コスト削減およびリードタイム短縮を狙いとして、太陽光発電(PV)プロジェクト建設を新興のエンジニアリングおよび建設土建会社に発注した場合、一般電気事業者インセンティブがある標準化プログラムを設ける。
- 大規模の土地転換を必要とする僻地における発電所の代替として、ルーフトップ太陽光発電にインセンティブを提供する。
- さらなる系統連系を奨励し、既存の揚水発電所、蓄電池貯蔵を活用・改良し、さらなるPV 統合のための水素への転換等の新技術を考慮する。
- 立法府は、新興の1500V技術に付加的または異なる安全要件を課すことを避け、関連の許認可プロセスの変更を行わずに、この最新技術を応用する発電所開発を促進すべきである。
- FITプロジェクトについては、取得済FIT(固定価格買取制度)価格を維持するためには事業開発者は、計画当初に選定したPVモジュールと発電容量を維持することを余儀なくされている。このやり方では、最新技術をうまく利用できないばかりか、場合によっては好ましくない詳細設計となる。設計バリエーションに関してある程度の柔軟性があれば、プロジェクト行程を維持しながら効率的な最適設計が可能となる。

# 補遺

**Gold Star Sponsors  
Blue Star Sponsors  
Special Sponsors  
Sponsors  
Supporters  
Board of Directors**

GOLD STAR SPONSOR

# SIEMENS Healthineers



## BLUE STAR SPONSORS



**Coloplast**



## SPECIAL SPONSORS

Danone Japan Co., Ltd.

LVMH

Randstad K.K.

## SPONSORS

Embassy of the Kingdom of the Netherlands

Japan Europe Trading Co., Ltd.

MHD Moët Hennessy Diageo K.K.

Nicole Racing Japan LLC

Pernod Ricard Japan K.K.

Rittal K.K.

Roche Diagnostics K.K.

## SUPPORTERS

Austrian Business Council

Delegation of the European Union to Japan

METRO Cash & Carry Japan K.K

Solton Co., Ltd.

Spanish Chamber of Commerce in Japan

Swiss Chamber of Commerce & Industry in Japan

# BOARD of DIRECTORS

## **EBC President**

### **Michael Mroczek**

Partner, Okuno & Partners.  
Kyobashi TD Bldg. 8F  
1-2-5 Kyobashi, Chuo-Ku, Tokyo 104-0031  
Tel: 03-3274-3807; Fax: 03-3272-2245

## **EBC Vice-President**

### **Donald Bunkenburg**

Senior Director Japan & Korea  
Lufthansa Group Airlines  
3-1-13 Shibakoen  
Minato-ku, Tokyo 105-0011  
Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

## **EBC Vice-President**

### **Armel Cahierre**

CEO, B4F KK  
Fonte Nishi Harajuku Bldg. 5F.  
1-13-9 Tomigaya,  
Shibuya-ku, Tokyo 151-0063  
Tel: 03-5738-5350

## **EBC Vice-President**

### **Stefan Linde Jakobsen**

President & Representative Director  
Coloplast K.K.  
11F., 2-1-30 Kudan Minami  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074  
Tel: 03-3514-4141; Fax: 03-3514-4187

## **EBC Treasurer**

### **Hans-Peter Musahl**

Partner  
Ernst & Young Tax Co.  
Hibiya Mitsui Tower, Tokyo Midtown  
Hibiya, 1-1-2 Yurakucho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0006  
Tel: 03-3506-2087

## **Austria (ABC)**

### **President**

Harald Alge  
Managing Director  
AVL JAPAN K.K. - Head Office  
KDX Musashi Kosugi Bldg. 2F  
3-1200 Shinmaruko, Higashi Nakahara-ku,  
Kawasaki-shi, Kanagawa, 211-0004  
Tel: 044-455-9200; Fax: 044-455-9205

### **Representative**

Ingomar Lochschmidt  
Commercial Counsellor, Head of Commercial  
Section, Austrian Embassy  
3-13-3 Motoazabu  
Minato-ku, Tokyo 106-0046  
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

## **Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)**

### **President**

Fabrice D. Tilot  
President, Triple-A Management, Ltd.  
Isobe Bldg. 7F.13 Samoncho  
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0017  
Tel: 03-3225-8402; Fax: 03-3341-4550

### **General Manager**

Sophie Bocklandt  
Dai 10 Daitetsu Bldg. 5F  
23 Arakicho  
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0007  
Tel: 03-6457-8662; Fax: 03-6457-8663

## **Czech (CCCIJ)**

### **President**

Roman Watanabe  
CEO of Japanese Branch, Asia Regional  
Manager, Zoner L.L.C.  
2-4-21 Kohama  
Suminoe-ku, Osaka 559-0001  
Tel: 06-4701-7373; Fax: 06-4701-7374

### **Executive Director**

Pavel Zahorsky  
c/o Kazelfa Corporation Office  
4-10-11 Sekido  
Tama Tokyo 206-0011

# BOARD of DIRECTORS

## Denmark (DCCJ)

### President

Stefan Linde Jakobsen  
 President & Representative Director  
 Coloplast K.K.  
 11F., 2-1-30 Kudan Minami  
 Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074  
 Tel: 03-3514-4141; Fax: 03-3514-4187

### Executive Directors

Leon Esben Ota, Nanami Mie Brandt  
 c/o Royal Danish Embassy  
 29-6 Sarugaku-cho  
 Shibuya-ku, Tokyo 150-0033  
 Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

## Finland (FCCJ)

### President

Erik Ullner  
 President  
 EU Japan Consulting & Associates Co., Ltd.  
 5-49-12-2F, Matsubara  
 Setagaya-ku, Tokyo 156-0043  
 Tel: 03-6379-4931

### Executive Director

Antti Kunnas  
 c/o Embassy of Finland  
 3-5-39, Minami-Azabu,  
 Minato-ku, Tokyo 106-8561  
 Tel: 080-7650-3225

## France (CCIFJ)

### President

Armel Cahierre  
 CEO, B4F KK  
 Fonte Nishi Harajuku Bldg. 5F.  
 1-13-9 Tomigaya,  
 Shibuya-ku, Tokyo 151-0063  
 Tel: 03-5738-5350

### Director General

Nicolas Bonnardel  
 Iida Bldg.  
 5-5 Rokubancho,  
 Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085  
 Tel: 03-3288-9622; Fax: 03-3288-9558

## Germany (AHK Japan)

### President

Donald Bunkenburg  
 Senior Director Japan & Korea  
 Lufthansa Group Airlines  
 3-1-13 Shibakoen  
 Minato-ku, Tokyo 105-0011  
 Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

### Chief Executive Officer / Delegate of German Industry & Commerce in Japan

Marcus Schürmann  
 Sanbancho KS Bldg. 5F, 2-4 Sanbancho  
 Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075  
 Tel: 03-5276-8723; Fax: 03-5276-8736

## Greece (GrCCJ)

### President

Tony Andriotis  
 Partner, Quinn Emanuel Urquhart & Sullivan, LLP  
 Hibiya U-1 Bldg. 25F.  
 1-1-7 Uchisaiwai-cho,  
 Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011  
 Tel: 03-5510-1720; Fax: 03-5510-1712

### Executive Director

Konstantinos-Makoto Suwamoto  
 Reoma Bldg 7F  
 2-10-6 Mita,  
 Minato-ku Tokyo 108-0073  
 Tel: 03-6435-2213; Fax: 03-6435-2214

## Iceland (ISCCJ)

### President

Loftur Thorarinsson  
 Chairman, Icelandic Chamber of Commerce in  
 Japan  
 c/o Embassy of Iceland  
 4-18-26 Takanawa, Minato-ku, Tokyo 108-0074  
 Tel: 03-4570-4370

### Secretary General

Halldor Elis Olafsson  
 c/o Embassy of Iceland  
 4-18-26 Takanawa  
 Minato-ku, Tokyo 108-0074  
 Tel: 03-3447-1944; Fax: 03-3447-1945

## Ireland (IJCC)

### President

Yoshihiro Tsuchiya  
 President, Ireland Japan Chamber of Commerce  
 Ireland House 4F. 2-10-7 Kojimachi,  
 Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083  
 Tel: 090-2753-3291

### Executive Secretary

Emiko Myler  
 Ireland House 4F.  
 2-10-7 Kojimachi  
 Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083  
 Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275

# BOARD of DIRECTORS

## Italy (ICCCJ)

### President

Oliviero Morelli  
President, MSC Cruises Japan Ltd..  
Suhara Roppongi Bldg. 1F  
3-3-27 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo, 106-0032  
Tel: 03-6230-9105

### Secretary General

Davide Fantoni  
FBR Mita Bldg. 9F  
4-1-27 Mita  
Minato-ku, Tokyo 108-0073  
Tel: 03-6809-5802; Fax: 03-6809-5803

## Netherlands (NCCJ)

### Board Member

Noriko Negretti Saito  
Carbon Fiber Global Category Manager,  
Manager, Purchasing  
DSM Japan Engineering Plastics  
The Front Tower Shiba Koen 8th Floor  
2-6-3 Shiba-koen,  
Minato-ku, Tokyo 105-0011  
Tel: 03-5404-8308; Fax: 03-5404-8352

### Office Manager

Kaori Kimura  
7F-2 Shinjuku Komuro Building  
4-1-22 Shinjuku  
Shinjuku-ku Tokyo 160-0022  
Tel & Fax: 048-952-3250

## Poland (PCCIJ)

### Chairman

Piotr R. Suszycki  
Chairman, Polish Chamber of Commerce &  
Industry in Japan  
2F, Kobuncho 243 Bldg., 7-2 Nihonbashi  
Kobune-cho, Chuo-ku, Tokyo, 103-0024  
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

### Operation Manager

Taiko Niimi  
2F, Kobuncho 243 Bldg.,  
7-2 Nihonbashi Kobune-cho,  
Chuo-ku, Tokyo, 103-0024  
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

## Spain (SpCCJ)

### President

Guillermo Gutierrez  
CEO, Chanel G.K.  
3-5-3 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061  
Tel: 03-5159-5519; Fax: 03-5159-5506

### Executive Director

Moe Kato  
c/o Embassy of Spain 3F.  
1-3-29 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 106-0032  
Tel: 03- 3505-1730

## Switzerland (SCCIJ)

### President

André Zimmermann  
Representative Director  
LINDT & SPRÜNGLI JAPAN Co., Ltd.  
3F, 313 Minami Aoyama, 3-13-18 Minami  
Aoyama, Minato-ku, Tokyo 107-0062  
Tel: 03-3479-1005; Fax: 03-3479-1022

### Executive Director

Liselotte Schneider  
Burex Kojimachi 209  
3-5-2 Kojimachi  
Chiyoda-ku Tokyo 102-0083  
Tel: 03-6256-9012; Fax: 03-6256-9013





Photo: TSI 1st Plus  
ボディカラー: ビュアホワイト

## A B C D E F G ~♪

おなじみのあの26文字の中に、とんでもない真実を見つけてしまいました。ほら、S・T・U・V…って

SUVの真ん中に「T」があるじゃないですか！これはSUVのど真ん中に「Tさい」ヤツが登場することが、はるか昔から決まっていた証拠。

この先、SUVの歴史はT-Cross以前／以後で語られることになるでしょう。そして、お気付きでしょうか？Vのあとに来るのはW。つまり、VW。

文字どおり歴史に名を刻んでいるってわけです。こうやって、さりげなく大胆なことをやっちゃうところが、さすがTさい大物。要領よくて、やんちゃな末っ子SUV。

そんな出来すぎた話…と思う人は、出来すぎか、そうでもないかその目でお確かめください。きっと鼻歌が止まらなくなると思いますよ。

T  
\*さい SUV.



# T-Cross

車両本体価格 **303.9万～339.9万円** (税込)

●表示価格は2020年5月26日現在の消費税込メーカー希望小売価格(参考価格)です。オプション装着価格、付帯品価格、保険料、税金(消費税を除く)、登録に伴う諸費用、リサイクル料金は含まれておりません。別途必要となります。販売価格は正規ディーラーが独自に定めておりますので、お問い合わせください。

※写真は細部で日本仕様と異なる場合があります

●フォルクスワーゲンに関するお問い合わせは **0120-924-411**

[www.volkswagen.co.jp](http://www.volkswagen.co.jp)

# We enable healthcare providers to increase value



At Siemens Healthineers, our purpose is to enable healthcare providers to increase value by empowering them on their journey toward expanding precision medicine, transforming care delivery, and improving patient experience, all made possible by digitalizing healthcare.

An estimated 5 million patients globally benefit every day from our innovative technologies and services in the areas of diagnostic and therapeutic imaging, laboratory diagnostics, and molecular medicine, as well as digital health and enterprise services.

We are a leading medical technology company with over 120 years of experience and 18,000 patents globally. Through the dedication of more than 50,000 colleagues in 75 countries, we will continue to innovate and shape the future of healthcare.

[siemens-healthineers.com/insights](https://www.siemens-healthineers.com/insights)





欧州ビジネス協会  
在日欧州（連合）商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町POULAビル 2F  
電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223 Eメール：ebc@ebc-jp.com  
[www.ebc-jp.com](http://www.ebc-jp.com)